

# 官報 号外

昭和六十年三月二十九日

## ○第百二回 参議院 會議 録 第十号

昭和六十年三月二十九日(金曜日)

午前十時十一分開議

### ○議事日程 第十号

昭和六十年三月二十九日

午前十時開議

第一 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第二 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 山村振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第四 果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 総務庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 供託法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

提出、衆議院送付)

第一一 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二二 租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二三 入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二四 あへん特別会計法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二五 関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二六 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

第二七 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### ○本日の会議に付した案件

一、請暇の件

一、国家公務員等の任命に関する件

一、日程第一より日程第一七まで

一、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

一、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○議長(木村睦男君) これより会議を開きます。この際、お諮りいたします。

佐藤栄佐久君から海外旅行のため来る四月五日から九日間の請暇の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(木村睦男君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、社会保険審査会委員長に河角泰助君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。よって、全会一致をもってこれに同意することに決しました。

○議長(木村睦男君) 日程第一 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長安永英雄君。

### 審査報告書

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十年三月二十七日

災害対策特別委員長 安永 英雄  
参議院議長 木村 睦男殿

### 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を昭和六十五年三月三十一日まで延長しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費としては、昭和六十年年度約三百二十億円の見込みである。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十年三月二十六日

衆議院議長 坂田 道太  
参議院議長 木村 睦男殿

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案  
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一第二項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に、「昭和六十年」を「昭和六十五年」に改める。

附則 一 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第一第二項の改正規定(昭和六十年)を「昭和六十五年」に改める部分に限る。及

「昭和六十五年」に改める部分に限る。及

昭和六十年三月二十九日 参議院會議録第十号

請暇の件 国家公務員等の任命に関する件 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

昭和六十年三月二十九日 参議院會議録第十号

び次項の規定は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第二條第一項の承認を受けた地震対策緊急整備事業計画については、同法第三條第二項の規定の適用については、同項中「五箇年」とあるのは、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)附則第二項の規定の施行の日から起算して五年以内」とする。

〔安永英雄君登壇、拍手〕

○安永英雄君 たいだいま議題となりました地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を昭和六十五年三月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、地震対策緊急整備事業の進捗状況、高率補助金削減問題との関係、大都市地域における地震防災体制の強化等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第二 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。環境特別委員長 長谷谷照美君。

審査報告書

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案 右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年三月二十七日

環境特別委員長 長谷谷 照美

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち自動車に係る負担分については、昭和六十年から昭和六十二年までの間においても引き続き、政府が自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を公害健康被害補償協会に交付しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法律案のため、昭和六十年一般会計予算に百四十六億六千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべ

きである。

一、昭和六十三年以降における費用徴収方法については、汚染の原因者負担の原則にのつとるとともに、発生源の公害防除の努力が十分反映されることを重点においた方策の確立に努めること。

二、幹線道路周辺における環境の改善を図るため、自動車に係る騒音、排出ガス等の規制を強化するとともに、物流及び土地利用の適正化を含めた総合的な交通公害対策を推進すること。

三、最近における都市型複合汚染に対処するため、窒素酸化物等についても健康被害との因果関係を究明し、その結果に基づいて地域指定の見直しを行うこと。

四、補償給付の改善を行うとともに、公害保健福祉事業の実施については、関係地域住民並びに患者の意見を尊重してその充実、強化を図ること。

五、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成状況にかんがみ、前者については総量削減の実効性の確保のため地域の実情に応じた関連諸施策を推進し、後者については、多岐にわたる発生源の把握とその対策の確立に努めること。

六、大気汚染の改善が進んでいない指定地域等における工場・事業場の新増設に際しては、特に汚染防止に十分配慮し、健康被害の防止に努めること。

七、将来の健康被害の発生を防止するため、新規の健康被害物質に対する監視と継続的調査を行うこと。

八、本制度の対象となつていない騒音、振動等による健康被害及び財産被害についても、その実態の把握に努め、被害者の補償措置を早急に確立しよう検討すること。

右決議する。

二六〇

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和六十年三月二十六日

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 坂田 道太

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案 公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十九條の二(見出しを含む)中「昭和五十九年度」を「昭和六十二年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔粕谷照美君登壇、拍手〕

○粕谷照美君 たいだいま議題となりました公害健康被害補償法の一部を改正する法律案について、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち自動車に係る負担分について、自動車重量税の収入見込み額の一部に相当する金額を公害健康被害補償協会に交付する措置を昭和六十年から昭和六十二年までについても引き続き行おうとするものであります。

委員会においては、第一種地域の指定及び解除要件のあり方等に関する中公害への諮問理由及びディーゼル自動車に係る窒素酸化物削減方策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、日本共産党を代表して近藤委員より、移動発生源に係る費用負担を自動車製造企業から徴収する制度に改めること等を内容とする修正案が提出されました。

討論はなく、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成状況にかんがみ、実効ある発生源対策の確立を図る等と内容とする八項目にわたる附帯決議が付けられました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第三 山村振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第四 果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長北修二君。

#### 審査報告書

山村振興法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十年三月二十八日

農林水産委員長 北 修二

参議院議長 木村 睦男殿

#### 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、山村振興法の実施の状況にかんがみ、その有効期限を昭和七十年三月三十一日

昭和六十年三月二十九日 参議院会議録第十号

山村振興法の一部を改正する法律案外一件

まで延長するとともに、振興の緊要度が高い振興山村の山村振興計画に基づく重要な事業の円滑な実施が促進されるよう配慮するものであつて、妥当な措置と認める。

#### 一、費用

本法施行に要する経費は、平年度約八十億円の見込みである。

山村振興法の一部を改正する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十年三月二十六日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

山村振興法の一部を改正する法律案

山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

2 国は、振興山村のうち自然的、経済的、社会的諸条件に特に恵まれず、かつ、産業基盤及び生活環境の整備の程度が著しく低い山村振興の緊要度が高い振興山村に係る山村振興計画に基づく事業であつて当該振興山村の振興のために特に重要と認められるものについては、その円滑な実施が促進されるよう配慮するものとする。

附則第二項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和七十年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条に一項を加える改正規定は、昭和六十年四月一日から施行する。

#### 審査報告書

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告す

る。

昭和六十年三月二十八日

農林水産委員長 北 修二

参議院議長 木村 睦男殿

第三章の次に一章を加える改正規定中第五条を第四條の八とし、同條の次に次の一條を加える。

(外国産の果実等に関する措置)

第五条 政府は、外国産の果実又は果実製品の輸入によつて国内産の特定果実又は特定果実に係る果実製品の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあり、その結果、特定果実の生産又は出荷に重大な支障を与え又は与えるおそれがある場合に於いて、特定果実又は特定果実に係る果実製品につき、第四條の三から前条までに規定する措置によつてはその事態を克服すること困難であると認められるときは、当該外国産の果実又は果実製品の輸入に必要措置を講ずる等当該事態を克服するため相当と認められる措置を講ずるものとする。

#### 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における果樹農業をめぐる諸情勢の変化に対処し、果樹農業の健全な発展を推進するため、果樹農業振興基本方針、果樹園経営計画の内容の改善等を行うとともに、果実の生産及び出荷の安定を図るための措置を講じようとするもので、外国産の果実等に関する措置の規定を設ける等の修正を加えることにより、妥当な措置と認める。

#### 一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十年三月五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律

果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 果樹園経営計画(第三條―第五條)」を「第三章 果樹園経営計画(第三條―第四條)」を「第三章の二 果実の生産及び出荷の安定に関する措置(第四條の三―第五條)」に改める。

第一条中「その生産の計画的かつ安定的な拡大」を「計画的に果樹農業の振興に」、「あわせて」を「併せて果実の生産及び出荷の安定を図るための措置並びに」に改める。

第二条第二項第五号中「果樹農業の振興に関する重要事項」を「必要な事項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「植栽」を「栽培に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「植栽及び」を「栽培面積その他」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 果樹農業の振興に関する基本的な事項  
第二条の三第二項第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号中「植栽及び」を「栽培面積その他」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 果樹農業の振興に関する方針  
第二条の三第三項中「拡大」の下に「又は合理化」を加える。

第三条第一項中「次の各号の一に該当する者は、農林水産省令で定める手続により」を「第二条の三第五項の規定による提出があつた果樹農業振興計

昭和六十年三月二十九日 参議院會議録第十号

山村振興法の一部を改正する法律案外一件

二六二

面に係る都道府県の区域内において果樹を栽培しているか、又は栽培しようとする農業者は、政令で定めるところにより「に改め、各号を削り、同条第二項第二号及び第三号を次のように改める。

## 二 農業経営の改善目標

三 前号の改善目標を達成するため採るべき措置に関する計画

第三条第二項中第四号から第六号までを削り、第七号を第四項とし、同条第三項を削る。

第四条第一号中「当該果樹園経営計画に係る樹園地の面積、その集団する度合い及び立地条件」を「前条第二項第二号の改善目標」に改め、「となることを削り、同条第三号中「前号」を「前二号」に改め、同条第五号を削る。

第五条の見出し中「公庫からの」を削り、同条第一項中「公庫は」を「農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫」に改め、「(第三条第二項第六号の額及び計画が記載されていないものを除く。)」を削り、「に記載された第三条第二項第六号の」を「を実施するために必要な」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項を削り、第三章中同条を第四条の二とする。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 果実の生産及び出荷の安定に関する措置

(生産出荷安定指針)

第四条の三 農林水産大臣は、特定果実(その需給が著しく均衡を失し、又は失するおそれがあり、かつ、その状態を改善するために一年を超える相当の期間を必要とする)と見込まれる果樹の果実であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。について、かつ、その需要の動向及び生産の状況からみて需給が著しく均衡を失すると見込まれる年について、特定果実の生産又は出荷を行う者及びこれらの者の組織する団体(以下「特定果実生産者等」という。)、次条の規定により指定を受けた法人並びに同条第二号に規定する法人に対する特定果実の安定的な生産及び

出荷を図るための指針(以下「生産出荷安定指針」という。)を定めるものとする。

2 生産出荷安定指針には、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、果樹農業振興基本方針の内容に即するものでなければならない。

一 対象とする期間

二 特定果実の安定的な生産及び出荷の目標

三 前号の目標を達成するために必要な措置に関する基本的な事項

3 農林水産大臣は、生産出荷安定指針を定めようとするときは、果樹農業振興審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、生産出荷安定指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、生産出荷安定指針の変更について準用する。

(法人の指定及び業務)

第四条の四 農林水産大臣は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、次に掲げる業務を適正かつ確実に実施できると認められるものを、その申請により、全国に一を限り、当該業務を全国的に実施する者として指定することができる。

一 特定果実の安定的な生産及び出荷の促進並びに特定果実に係る果実製品(果実を加工し又はこれを原料として製造した製品をいう。以下同じ。の保管に関する事業を行うこと。

二 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、特定果実の安定的な生産及び出荷を促進すること、果実製品の原料として使用する果実を安定的に供給する生産者に対し当該果実の価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付することその他果実の生産及び出荷の安定に関する業務を都道府県の区域内において行うもの(以下「都道府県法人」という。に對し、助言、指導その他の援助を行

うこと。

三 果実及び果実製品の需要の増進を図るための事業を行うこと。

四 その他果実の生産及び出荷の安定に関する事業を行うこと。

(業務実施規程の承認)

第四条の五 前条の規定による指定を受けた法人(以下「指定法人」という。)は、同条第一号に掲げる業務を実施しようとするときは、対象とする特定果実の種類、実施時期、実施方法その他農林水産省令で定める事項を記載した業務実施規程を作成し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の承認の申請に係る業務実施規程が生産出荷安定指針に適合すると認めるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

(事業計画の承認等)

第四条の六 指定法人は、毎事業年度開始前に(第四条の四の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに)、同条各号に掲げる業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、毎事業年度経過後三月以内に、第四条の四各号に掲げる業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

(監督等)

第四条の七 農林水産大臣は、第四条の四各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に對し、その業務に関し必要な報告をさせることができる。

2 農林水産大臣は、指定法人が第四条の四各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していない

と認めるときは、指定法人に對し、その業務の方法の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 農林水産大臣は、指定法人が前項の規定による命令に違反したときは、第四条の四の規定による指定を取り消すことができる。

(勧告)

第五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第四条の三第四項の規定により生産出荷安定指針が公表されている場合において、特定果実生産者等による特定果実の生産又は出荷が、指定法人が行う第四条の四第一号に掲げる業務又は都道府県法人が行う特定果実の安定的な生産及び出荷の促進に関する業務の円滑な実施に著しく支障を及ぼしていると認めるときは、当該特定果実生産者等に対し、当該業務の実施に協力するよう必要な勧告をすることができ、

第六条中「(果実を加工し又はこれを原料として製造した製品をいう。以下同じ。)」を削る。

第七条中「その他」を、指定法人及び都道府県法人の業務の円滑な実施のために必要な助言、指導その他の援助その他に、「行なう」を「行う」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔北修二君登壇、拍手〕

○北修二君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、山村振興法改正案は、山村振興法の実施の状況にかんがみ、その有効期限を昭和七十年三月三十一日まで延長するとともに、第十条に一項を加え、振興の緊要度が高い振興山村の山村振興計画に基づく重要な事業の円滑な実施が促進されるよう配慮しようとするものであります。

委員会におきます質疑の主な内容は、山村の果たすべき公益的役割、山村振興計画の進捗状況と今後の対応の仕方、第十条に新たに一項を加えた理由、振興山村における医療、水道及び道路の整備状況、山村における冬期間の除雪対策等でありました。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、果樹農業振興特別措置法改正案は、最近における果樹農業をめぐる諸情勢の変化に対処して、果樹農業の健全な発展を図るため、果樹農業振興基本方針、果樹園経営計画の内容の改善等を行うとともに、果実の生産及び出荷の安定を図るための措置を講ずること等を主な内容としております。

委員会におきましては、農業団体の代表、学識経験者など五名の参考人を招いてその意見を聴取するとともに、市場開放圧力への対応、農産物貿易に関する基本政策、果実需給の動向、対象果樹の種類、特定果実の指定方針、果樹園経営計画制度及び果実の生産出荷安定措置の運用方針、果実等の需要増進対策の推進等各般にわたる質疑が行われました。

質疑を終わり、村沢理事より、各会派共同提案による修正案が提出されました。その内容は、特定果実等に関する生産及び出荷の安定措置が講じられていない場合においても、なお外国産果実等の輸入によって、その措置が効果を発揮できない事態に対処するため、外国産果実等に関する措置を講ずること等でありました。

続いて、討論に入りましところ、別に発言もなく、順次採決の結果、修正案及びこの修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします

昭和六十年三月二十九日 参議院会議録第十号

まず、山村振興法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本会の委員長報告は修正議決報告でございます。

本会を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第五 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

日程第六 総務庁設置法等の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長大島友治君。

審査報告書

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年三月二十八日

内閣委員長 大島 友治

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和六十年三月三十一日からの定年制度の施行、民間事業における退職金の支給の実情等を勘案し、政府として国家公務員等の退職手当制度について総合的に再検討した結果、定年退職に関連する規定の整備を行うとともに、定年前にその者の事情によらないで退職することとなつた者の退職手当について特例措置等を設けるほか、退職手当の支給率を改定しよりとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用  
別に費用を要しない。

附帯決議

一、退職手当の官民比較を行うに当たつては、事業規模や就業の態様並びに職務の内容などの民間産業の実態が適切に反映されるよう調査方法を検討すること。

一、定年による退職の特例及び定年退職者の再任用の運用に当たつては、今後の実施状況を踏まえ適正を期すること。

一、国鉄職員が、大量に退職する時を迎えていることを考慮し、かつ、国鉄のおかれていた厳しい現状等を勘案しつつ、適切な措置が講ぜられるよう検討すること。

右決議する。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年三月十五日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一条・第二条」を「第一条・第二条の二」に改める。

第二条第二項中「第五条中公務上の負傷若しくは病氣(以下「傷病」という。)又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。」を削り、第一章中同条の次に次の一条を加える。

(退職手当の支払)

第二条の二 この法律の規定による退職手当は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接この法律の規定によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、政令で定める確実な方法により支払う場合は、この限りでない。

第三条第一項中「次条第一項から第三項まで」を「次条」に改め、同条第二項中「傷病」を「負傷若しくは病氣(以下「傷病」という。)」に、「左の」を「次の」に改め、同項に次の一号を加える。

三 勤続期間十一年以上十九年以下の者 百分の八十

第四条第一項中「定年に達したことにより退職した者又はこれに準ずる理由その他」を、「国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十一条の二第一項の規定により退職した者(同法第八十一条の三第一項の期限若しくは同法第二項の規定により延長された期限の到来又は同法第八十一条の四第一項の任期若しくは同法第二項の規定により更新された任期の終了により退職した者を含む。若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又はこれに改め、「額は、」の下に「退職の日における」を加え、同法第四号中「百分の百三十七・五」を「百分の百二十五」に改め、同法第二項中「勤続し」を「勤続した者で、」に、「退職した者」

山村振興法の一部を改正する法律案外一件 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案外一件

昭和六十年三月二十九日 参議院會議録第十号

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案外一件

二六四

を「退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)」に改め、同条第四項を削る。

第五條第一項中「定年に達したことにより退職した者又はこれに準ずる理由その他を」と「国家公務員法第八十一條の二第二項の規定により退職した者(同法第八十一條の三第一項の期限若しくは同法第八十一條の規定により延長された期限の到来又は同法第八十一條の四第一項の任期若しくは同法第二項の規定により更新された任期の終了により退職した者を含む。若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者)」に、「並びに」を「又は」に改め、同項第四号中「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改め、同条第二項中「勤務し」を「勤務した者で、」に改め、「(公務上の死亡を除く。)」を削り、「退職した者」を「退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(定年前早期退職者に対する退職手当に係るの特例)

第五條の二 前条第一項の規定に該当する者(政令で定める者を除く。)のうち、定年に達する日から政令で定める一定の期間前までに退職した者であつて、その勤務期間が二十五年以上であり、かつ、その年齢が政令で定める年齢以上であるものに對する同項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額及び当該俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額」とする。

第六條中「前三條を」と第三條から前条までに改める。

第七條第四項中「(昭和二十二年法律第二百二十号)」を削る。

第十條第一項中「第四項又は」を「国家公務員法

第八十一條の二第一項の規定により退職し、又は同法第八十一條の三の規定により勤務した後退職し、その退職の日の翌日以後に同法第八十一條の四第一項の規定により採用された者であつたもの及びこれに準ずる者(以下この条において「再任用職員等」という。))並びに第四項又はに改め、同項第一号中「この条において」を削り、同条第二項中「第五項を」と再任用職員等及び第五項に改め、同条第四項中「第六項を」と再任用職員等及び第六項に改め、同条第五項中「第七項を」と再任用職員等及び第七項に改め、同条第六項及び第七項中「退職した職員」の下に「(再任用職員等を除く。)」を加える。

第十一條の次に次の一条を加える。  
(遺族からの排除)  
第十一條の二 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。  
一 職員を故意に死亡させた者  
二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつて退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第十二條の見出し中「場合等」を「場合等」に、「取扱を」と改め、同条第一項中「一般の退職手当及び第九條の規定による退職手当」を「一般の退職手当等」に、「但し、禁こ」を「ただし、禁罰」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に、「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

8 前二項の規定は、退職した者に對しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が在職期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条第一項において同じ。)中の行為に係る刑事事件に關し起訴されたときについて準用する。

第十二條の次に次の一条を加える。  
(退職手当の返納)  
第十二條の二 退職した者に對し一般の退職手当

等の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁罰以上の刑に処せられたときは、その支給をした一般の退職手当等の全部又は一部を返納させることができる。

2 前項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手続その他返納に關し必要な事項は、政令で定める。  
附則に次の二項を加える。

19 国家公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。附則第三條の規定又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者)に對する第四條及び第五條の規定の適用については、第四條第一項中「定年に達したことにより退職した者」とあるのは「国家公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。附則第三條の規定又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者)」と、第五條第一項中「定年に達したことにより退職した者」とあるのは「法律第七十七号附則第三條の規定又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者」とする。

20 法律第七十七号附則第四條若しくは第五條において準用する国家公務員法第八十一條の三第一項若しくは第八十一條の四第一項の規定又はこれらの規定に準ずる他の法令の規定により勤務した後退職した者に對する第四條及び第五條の規定の適用については、第四條第一項中「(同法)」とあるのは「(国家公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。附則第四條又は第五條において準用する国家公務員法)」と、第四條第二項及び第五條第二項中「定年に達した日以後」とあるのは「法律第七十七号附則第四條若しくは第五條において準用する国家公務員法第八十一條の三第一項若しくは第八十一條の四第一項の規定又はこれらの規定に準ずる他の法令の規定に

定により引き続き勤務することとなり、又は採用され、」と、第五條第一項中「(同法)」とあるのは「(法律第七十七号附則第四條又は第五條において準用する国家公務員法)」とする。  
附則

(施行期日等)  
1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、第二條第二項の改正規定、第三條第二項の改正規定(「傷病」を「負傷若しくは病氣(以下「傷病」という。))に改める部分に限る。及び附則に二項を加える改正規定(附則第十九項に係る部分に限る。は、同年三月三十一日から施行する。

2 改正後の国家公務員等退職手当法第十二條第三項及び第十二條の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後の退職に係る退職手当について適用する。  
(国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律の一部改正)  
3 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第六十四号。以下「法律第六十四号」という。))の一部を次のように改正する。  
附則第三項第一号中「又は第四條第四項」を削る。

(国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)  
4 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号。以下「法律第三十号」という。))の一部を次のように改正する。  
附則第五項中「第五條まで」を「第五條の二まで」に改める。  
附則第七項中「及び第六條並びに」を「から第六條まで及び」に改める。  
附則第十八項を削る。

(経過措置)  
5 施行日の前日に在職する職員が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日



に現に退職した理由と同一の理由により退職したものととし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、改正前の国家公務員等退職手当法第三条から第六条まで、改正前の法律第六十四号附則第三項又は改正前の法律第三十号附則第五項から第八項までの規定により計算した場合の退職手当の額が、改正後の国家公務員等退職手当法第三条から第六条まで、改正後の法律第六十四号附則第三項又は改正後の法律第三十号附則第五項から第八項までの規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

6 前項の規定は、施行日の前日に国家公務員等退職手当法第七条の二第二項に規定する公庫等職員(他の法律の規定により同条の規定の適用について公庫等職員とみなされる者を含む。以下この項において同じ。)として在職する者のうち職員から引き続き公庫等職員となつた者又は施行日の前日に地方公務員として在職する者で、公庫等職員又は地方公務員として在職した後引き続き退職したものが施行日以後に退職した場合について準用する。この場合において、前項中「退職したものととし」とあるのは「職員として退職したものととし」と「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「俸給月額」とあるのは「俸給月額に相当する給与の額」と読み替えるものとする。

7 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。  
第二十八條の二第二項中「定年に達した」と及び「定年に達し、かつ、」を削り、「該当した」とを「該当し、かつ、」に、「第十二条第一項」を「第十条第一項第一号」に改める。  
(最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部改正)  
最高裁判所裁判官退職手当特例法(昭和四十

8 昭和六十一年三月二十九日 参議院会議録第十号

一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四條中「第十条第三項及び第十二条第一項」を「第十条第二項及び第五項、第十二条第一項及び第三項並びに第十二条の二第一項」に改める。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

9 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改める。

#### 審査報告書

総務庁設置法等の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年三月二十八日

内閣委員長 大島 友治

参議院議長 木村 睦男殿

#### 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和六十一年三月三十一日までに廃止するものとされていた総務庁四国行政監察支局、大蔵省福岡財務支局及び厚生省四国地方医務支局について、行政環境の著しい変化にかんがみ、昭和六十一年四月一日以降も引き続き存置しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

別に費用を要しない。

総務庁設置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。  
昭和六十一年三月二十六日

衆議院議長 坂田 道太  
参議院議長 木村 睦男殿

総務庁設置法等の一部を改正する法律案

総務庁設置法等の一部を改正する法律案

(総務庁設置法の一部改正)

第一条 総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(大蔵省設置法の一部改正)

第二条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五項を削る。

(厚生省設置法の一部改正)

第三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

附則

この法律は、昭和六十一年三月三十一日から施行する。

〔大島友治君登壇、拍手〕

○大島友治君 ただいま議題となりました二件の法律案につきまして、内閣委員会における審査の結果と結果を御報告申し上げます。

まず、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、昭和六十一年三月三十一日からの定年制度の施行、民間事業における退職金の実情、その他の事情等を勘案し、政府として国家公務員等の退職手当制度について総合的に再検討した結果、定年制度の施行に伴う退職手当に関する規定の整備を行うとともに、自己都合退職手当支給率及び長期勤続者に係る退職手当支給率を改定し、あわせて定年前にその者の事情によらないで退職

することとなつた者の退職手当について特例措置を設けるほか、所要の規定の整備を行うとするものであります。

委員会におきましては、退職手当の官民比較のあり方、退職手当見直しのルールづくり、定年前早期退職特例措置を導入した理由等のほか、人事院勧告完全実施についての今後の方針について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わし、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の各派共同提案に係る退職手当の官民比較についての調査方法の検討等三項目にわたる附帯決議が附されました。

次に、総務庁設置法等の一部を改正する法律案は、昭和五十五年行革により地方支分部局の整理再編成の一環として設置された総務庁四国行政監察支局、大蔵省福岡財務支局及び厚生省四国地方医務支局について、それぞれ昭和六十一年三月三十一日までに廃止するものとされ、その後の著しい変化にかんがみ、昭和六十一年四月一日以降も引き続きこれらを存置しようとするものであります。

委員会におきましては、行革推進の基本方針と本法案提出との関連、三支局存置の理由、国立病院再編計画等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わし、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

昭和六十年三月二十九日 参議院會議録第十号

まず、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、総務庁設置法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第七 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

日程第八 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長本岡昭次君。

審査報告書

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年三月二十八日

建設委員長 本岡 昭次

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、賃貸住宅の供給を促進すると

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案外一件

もに、水田の宅地化に資するため、農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を三箇年延長して昭和六十三年三月三十一日までとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、昭和六十年年度一般会計予算に農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給に必要な経費として二十五億千円が計上されている。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年三月二十六日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十六年三月三十一日」に、「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

審査報告書

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年三月二十八日

建設委員長 本岡 昭次

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するために行われる土地区画整理事業の施行の要請、住宅金融公庫の資金の貸付けの特例についての適用期限を三箇年延長して、昭和六十三年三月三十一日までとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に必要な費用は、昭和六十年年度一般会計予算に計上されている住宅金融公庫に対する補給金に必要な経費(三千四百十二億五千万円)等に含まれている。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年三月二十六日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

〔本岡昭次君登壇、拍手〕

○本岡昭次君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案は、賃貸住宅の供給を促進するとともに、水田の宅地化に資するため、農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を昭和六十三年三月三十一日まで三カ年延長しようとするものであります。

次に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するために行われる土地区画整理事業の施行の要請、住宅金融公庫の貸し付けの特例についての適用期限を昭和六十三年三月三十一日まで三カ年延長しようとするものであります。

委員会におきましては、両法案を一括して議題とし、農住賃貸住宅の需要と実績、農住制度改善の必要性、賃貸住宅の質的充実策、土地信託制度の活用と今後の動向、特定市街化区域農地の宅地化の実績、宅地化促進と都市農業政策との調整、線引き見直しの現状と調整区域内の開闢問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録



に譲ります。

質疑を終り、順次討論、採決に入りました。が、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案は、討論なく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案は、討論に入り、また、日本共産党上田耕一郎君より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

まず、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第九 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

日程第一〇 供託法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長大川清幸君。

#### 審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十年三月二十八日

法務委員長 大川 清幸

参議院議長 木村 睦男殿

#### 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事の定員を改めるとともに、裁判所の司法行政事務を簡素化し、効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員(定員)を改めようとするものであつて、おおむね必要な措置と認める。

一、費用  
本法施行に伴う経費として、昭和六十年度一般会計予算に一億五千九百九十九万円が計上されている。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年三月九日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、三三五人」を「一、三四四人」

に改める。

第二条中「二万三千三百四十五人」を「二万三千三百四十三人」に改める。

#### 附則

この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

#### 審査報告書

供託法の一部を改正する法律案右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十年三月二十八日

法務委員長 大川 清幸

参議院議長 木村 睦男殿

#### 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国の財政の現状にかんがみ、国の歳入の増減を図るため、引き続き昭和六十五年年度まで供託金に利息を付することを停止しようとするものであつて、おおむね必要な措置と認める。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

供託法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年三月九日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

供託法の一部を改正する法律案

供託法の一部を改正する法律案

供託法(明治三十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

供託法(明治三十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十六年三月三十一日」に改める。

#### 附則

この法律は、公布の日から施行する。

#### 〔大川清幸君登壇、拍手〕

○大川清幸君 ただいま議題となりました二法案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事の員数を九人増加するとともに、裁判所の司法行政事務を簡素化し、効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の定員を二人減少しようとするものであります。

次に、供託法の一部を改正する法律案は、国の財政の現状にかんがみ、国の歳入の増減を図るため、引き続き昭和六十五年年度まで供託金に利息を付することを停止しようとするものであります。委員会におきましては、便宜、以上の二法案を一括して審議し、裁判官及び裁判官以外の職員の充足状況、司法修習生の裁判官志望者数の減少の理由と対策、少年事件の増加状況とその対策、供託金に利息を付する必要性、引き続き利息を付することを停止しようとするに至った国の財政の現状、利息停止期間の今後の見通し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終り、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より、二法案について反対の意見が表明されました。

次いで、二法案を順次採決の結果、いずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

昭和六十年三月二十九日 参議院會議録第十号

法人税法の一部を改正する法律案外四件

まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

○賛成者起立

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、供託法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

○賛成者起立

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第一 法人税法の一部を改正する法律案

日程第二 租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案

日程第三 入場税法の一部を改正する法律案

日程第四 あへん特別会計法を廃止する法律案

日程第五 関税暫定措置法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上五案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長藤井裕久君。

審査報告書

法人税法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十年三月二十八日

参議院議長 大蔵委員長 藤井 裕久  
木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、公益法人等及び協同組合等の法人税の負担水準の現況にかんがみ、これらの法人の法人税率を引き上げる等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

費用

本法律案施行に伴う租税の増収見込額は、昭和六十年度約三百十億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、税体系のあり方については、所得税負担のあり方を含め、国民の理解と信頼が得られるよう一層の公平確保に努めるとともに、社会経済情勢の変化に即応した幅広い意見を聴取しつつ、適宜見直しを行うこと。

二、退職給与引当金、貸倒引当金等の繰入率等について、引き続き実態に応じて検討すること。

なお、退職給与の保全措置についても、検討を進めること。

三、準備金、特別償却等各種租税特別措置については、産業構造の変化に即応して、既に政策目的を達したものの、政策効果の少ないものは、整理合理化を行うとともに、新規の政策税制を設けることは厳に抑制すること。

四、利子・配当課税のあり方については、郵便貯金を含め、本人確認、名寄せの厳正な方途の確立を図り、その適正・公平な課税がなされるよう、引き続き検討を行うこと。

五、複雑、困難であり、かつ高度の専門的知識を要する職務に従事する国税職員について、変動する納税環境、財政再建の緊急性、業務の一層の複雑化及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、処遇の改善、職場環境の充実及び中長期的見通しに基づく定員の一層の増

加等につき特段の努力をすること。

六、入場税の減税効果が入場者の負担軽減につながるよう、適切に配慮すること。

右決議する。

法人税法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年三月九日

参議院議長 衆議院議長 坂田 道太  
木村 睦男殿

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第三項中「百分の二十五」を「百分の二十七」に改める。

第九十九条第二項中「百分の二十三」を「百分の二十四・八」に改める。

第二百二条第一項第三号中「百分の二十五」を「百分の二十七」に改める。

第二百五条第二項中「百分の二十三」を「百分の二十四・八」に改める。

第二百四十三条第三項中「百分の二十五」を「百分の二十七」に改める。

附則

1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法(以下「新法」という。)第六十六條第三項(各事業年度の所得に対する法人税の税率)、第九十九條第二項(解散の場合の清算所得に対する法人税の税率)、第二百二条第一項(清算中の所得に係る予納申告)、第二百四十五條第二項(合併の場合の清算所得に対する法人税の税率)及び第二百四十三條第三項(外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率)の

規定は、新法第二条第六号(定義)に規定する公益法人等又は同条第七号に規定する協同組合等のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(当該協同組合等の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、これらの法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

審査報告書

租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十年三月二十八日

大蔵委員長 藤井 裕久  
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情にかんがみ、今次の税制改正の一環として、株式売買損失準備金の廃止、特定設備等の特別償却率の引下げ等既存の特別措置の整理合理化及び利子・配当等の課税の適正化を図るとともに、協同組合等の配当課税率の引上げ及び法人が支払を受ける利子・配当等に係る所得税額の控除の特例の新設を行うほか、基盤技術の研究開発及び中小企業の技術基盤の強化に資する措置等を設け、併せて老年者年金特別控除制度、交際費等の損金不算入制度、揮発油税及び地方道路路税の税率の特例措置等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講じよう

とするものであつて、おおむね妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

# 一、費用

本法律施行に伴う租税の増収見込額は、昭和六十年度約九百億円(増・減収見込額相殺後)である。

## 附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、税体系のあり方については、所得税負担のあり方を含め、国民の理解と信頼が得られるよう一層の公平確保に努めるとともに、社会経済情勢の変化に即応した幅広い意見を聴取しつつ、適宜見直しを行うこと。

二、退職給付引当金、貸倒引当金等の繰入率等について、引き続き実態に即して検討すること。

三、準備金、特別償却等各種租税特別措置については、産業構造の変化に即して、既に政策目的を達したもの、政策効果の少ないものは、整理合理化を行うとともに、新規の政策税制を設けることは厳に抑制すること。

四、利子・配当課税のあり方については、郵便貯金を含め、本人確認、名寄せの厳正な方途の確立を図り、その適正・公平な課税がなされるよう、引き続き検討を行うこと。

五、複雑、困難であり、かつ高度の専門的知識を要する職務に従事する国税職員について、変動する納税環境、財政再建の緊急性、業務の一層の複雑化及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、処遇の改善、職場環境の充実及び中長期的見通しに基づき定員の一層の増加等につき特段の努力をすること。

六、入場税の減税効果が入場者の負担軽減につな

がるよう、適切に配慮すること。

右決議する。

租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年三月九日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律

(租税特別措置法の一部改正)

第一条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十号の五」を「第二十号の四」に、「第四十一号の十六」を「第四十一号の十五」に、「第六十五号の十二」を「第六十六号の三」に、「第七節 現物出資の場合の課税の特例(第六十七節の二 景気調整のための課税の特例(第六十六号の四・第六十六号の五)」を「第七節 景気調整のための課税の特例(第六十六号の四・第六十六号の五)」を「第七節 第六十六号の五」に、「第七節の三」を「第七節の二」に、「第六十八号」を「第六十八号の二」に改める。

第三条第一項中「昭和五十五年四月一日から昭和六十一年十二月三十一日までの間に所得税法の施行地において利子所得(次条第一項に規定する利子所得を除く。)の支払を受けるべき場合において、当該利子所得を(昭和六十一年一月一日以後に所得税法の施行地において同法第二十三条第一項に規定する利子等(以下第三條の四までにおいて「利子等」という。)の支払を受けるべき場合において、当該利子等に係る利子

所得(次条第一項に規定する利子所得を除く。))に改め、「当該利子所得の」を「当該利子等の」に改め、同条第二項及び第三項中「利子所得」を「利子等」に改め、同条第五項中「利子所得」を「利子等」に改め、同条第六項中「利子所得に係る所得税法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八号。以下この節において「昭和五十五年改正法」という。))附則第八條第二項の規定によりその例によることとされる昭和五十五年改正法による改正前の所得税法(以下この節において「旧所得税法」という。))第二百二十四条及び所得税法第二百二十五条」を「利子等に係る所得税法第二百二十四条及び第二百二十五条に、「その他第一項」を「その他同項」に改める。

第三条の二第二項中「昭和四十六年一月一日から昭和六十一年十二月三十一日までの間に所得税法の施行地において支払を受けるべき普通預金の利子その他これに類するもので政令で定めるもの」を「昭和六十一年一月一日以後に所得税法の施行地において支払を受けるべき普通預金その他これに類するもの(利子等で政令で定めるもの)」に、「昭和四十六年分から昭和六十一年分まで」を「同年以後の各年分」に改め、同条第二項中「昭和四十六年分から昭和六十一年分まで」を「昭和六十一年以後の各年分」に改め、同条第三項中「利子所得」を「利子等」に改める。

第三条の三の見出しを「(利子等の支払調書の記載事項が虚偽であると認められる場合の源泉徴収の特例)」に改め、同条第一項を次のように改める。

昭和六十一年一月一日以後に、居住者、国内に恒久的施設を有する非居住者、内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対し利子等(第三条第一項の規定の適用を受けるもの及び前条第一項に規定する利子等を除く。)の支払をする者は、次項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、当該通知に係る利子等につき、当該利子等の額に第三條第一項に規定する税率から当該利子等に係る所得税法第八十二條又は第二百十三條に規定する百分の二十の税率を控除した率に相当する税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

第三条の三第二項中「利子所得」を「利子等」に改め、「住所」の下に「(同法の施行地に住所を有しない者にあつては、大蔵省令で定める場所とする。)」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「前項」を「第一項」に、「受ける利子所得」を「受ける利子等」に、「事業帰属利子所得」を「事業帰属利子等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「利子所得」を「利子等」に、「第三項」を「同項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三條の三第五項」を「第三條の三第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「同条第三項」を「所得税法第四百二十二條第三項」に、「第三條の三第五項」を「第三條の三第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項」を「第三項」に、「利子所得」を「利子等」に、「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条の次に次の一条を加える。

(国外で発行された公社債等の利子所得の源泉徴収の特例)

第三条の四 内国法人(所得税法別表第一第一号に掲げる内国法人を除く。以下この条において同じ。)は、昭和六十一年一月一日以後に支払を受けるべき同法の施行地外の地域において発行された公社債又は公社債投資信託の受益証券(政令で定めるものを除く。)の利子又は収益の分配に係る利子等(当該地域において支払われるものに限る。以下この条において「国外公社債等の利子等」という。))につき、同法の施行地(以下この条において「国内」という。))における支払の取扱者で政令で定め

昭和六十三年三月二十九日 参議院會議録第十号 法人税法の一部を改正する法律案外四件

るもの(以下この条において「支払の取扱者」という。)を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外公社債等の利子等について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について百分の二十の税率を適用して所得税を課する。

2 昭和六十一年一月一日以後に居住者又は内国法人に対して支払われる国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者は、当該居住者又は内国法人に当該国外公社債等の利子等の交付をする際、その交付をする金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならぬ。

3 前二項の場合において、国外公社債等の利子等の支払の際に徴収される所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税(政令で定めるものを含む)の額があるときは、第一項に規定する支払を受けるべき金額及び前項に規定する交付をする金額は、当該国外公社債等の利子等の額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

4 第二項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二十一条第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外公社債等の利子等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八條第一項及び第九十一条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第三條の四第一項(国外で発行された公社債等の利子所得の源泉徴収の特例)に規定する国外公社債等の利子等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

5 国外公社債等の利子等につき第二項の規定により所得税が徴収されるべき場合における第三條及び前条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該国外公社債等の利子等については、これを第三條第一項及び前条第一項に規定する利子等とみなす。

二 当該国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額(第三項の規定の適用がある場合には、同項に規定する控除した後の金額)については、当該金額を第三條第一項又は前条第一項に規定する支払を受けるべき金額又は利子等の額とみなす。

三 第三條第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける国外公社債等の利子等については、第三條第二項中「又は第二百十三條とあるのは」若しくは第二百十三條又は第三條の四第二項と、前条第一項中「又は第二百十三條とあるのは」若しくは第二百十三條又は次条第二項とする。

四 当該国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者については、当該支払の取扱者を前条第一項及び第二項に規定する支払をする者とみなす。

6 第八條第一項に規定する金融機関(内国法人に限る。)又は同条第四項に規定する証券業者等(内国法人に限る。)が、国外公社債等の利子等の支払を受ける場合において、政令で定めるところにより、当該支払を受けるべき国外公社債等の利子等につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を当該国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者を経由して税務署長に提出したときは、当該国外公社債等の利子等の額のうち、当該金融機関又は証券業者等が当該国外公社債等の利子等に係る公社債又は公社債投資信託の受益証券

を引き続き所有していた期間に対応する部分の金額として政令で定める金額については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

7 第四項及び第五項に定めるもののほか、国外公社債等の利子等に係る所得税法第二百二十四條及び第二百五條の規定の特例その他第一項から第三項まで及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四條第一項中「及び第三項」を削り、「昭和五十八年四月一日から昭和六十年十二月三十一日まで」を「昭和六十年一月一日から昭和六十年十二月三十一日まで」に改め、「第三項及び第六項」を削り、「受けようとする旨」の下に「並びにその者の氏名、生年月日及び住所を加え、同項第二号中「昭和五十五年改正法附則第四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧所得税法第十條第三項」を「所得税法第十條第三項」に改め、同条第二項中「昭和五十五年改正法附則第四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧所得税法第十條第二項から第七項まで」を「所得税法第十條第二項から第八項まで」に、「同条第三項及び第七項」を「同条第二項及び第八項中「非課税貯蓄申込書」とあるのは「特別非課税貯蓄申込書」と、同条第三項、第七項及び第八項」に改め、同条第三項から第九項までを削る。

第七條の見出しを「(民間国外債の利子の非課税)」に改め、同条中「昭和四十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に発行した外貨債(外国通貨で表示される債券及び本邦通貨で表示され、確定換算率により外国通貨で支払を行ふべき旨の特約がある債券をいう。）」を「昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に所得税法の施行地外の地域において発行した債券(利子の支払が当該地域において行われるものに限る。）」に、「又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対して支払う

ものでこれらの者の所得税法」を「に対して支払うものでその者の同法」に改め、同条に次の一項を加える。

2 所得税法第二百十二條の規定は、前項ただし書に規定する利子については、適用しない。

第七條を第六條とする。

第七條の二中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同条後段を削り、同条を第七條とする。

第八條の二第一項中「昭和五十五年四月一日から昭和六十年十二月三十一日までの間に所得税法の施行地において証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の支払を受けるべき場合において、当該配当所得」を「昭和六十年一月一日以後に所得税法の施行地において同法第二十四條第一項に規定する配当等(以下第九條の二までにおいて「配当等」という。)で証券投資信託の収益の分配に係るもの」の支払を受けるべき場合において、当該配当等に係る配当所得」に、「当該配当所得」を「当該配当等の」に改め、同条第二項及び第三項中「配当所得」を「配当等」に改め、同条第五項中「配当所得」を「配当等」に、「行なう」を「行う」に改める。

第八條の三の見出し中「配当所得の受領者の告知等」を「支払調書の記載事項が虚偽であると認められる場合の源泉徴収の特例」に改め、同条第一項を次のように改める。

昭和六十一年一月一日以後に、居住者、国内に恒久的施設を有する非居住者、内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対し証券投資信託の収益の分配に係る配当等(前条第一項の規定の適用を受けるものを除く)の支払をする者は、次項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、当該通知に係る証券投資信託の収益の分配に係る配当等につき、当該配当等の額に前条第一項に規定する税率から当該配当等に係る所得税法第八

第八条の四第一項中「昭和五十五年四月一日から昭和六十一年十二月三十一日までの間に所得税法の施行地において内国法人から配当所得（証券投資信託の収益の分配に係るものを除く。

2 居住者が、昭和六十一年一月一日以後に所得税法の施行地外の地域において発行されたもの株式に係る配当等（第九条の二第二項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）の支払を受けるべき場合において、政令で定めるところにより、当該配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を当該配当等の同条第二項に規定する支払の取扱者を經由して納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該配当等に係る配当所得については、その一回に支払を受けるべき金額（同条第三項の規定の適用を受ける配当等にあつては、同項に規定する控除した後の金額。以下この項において同じ。）が二十五万円（当該配当等の計算の基礎となつた期間が一年以上であるときは、五十万円）以上であるものを除き、同法第二百二十二

第九条中「昭和四十六年分から昭和六十二年分まで」を「昭和六十一年以後」に改める。  
 第九条の二を次のように改める。  
 （国外で発行された株式等の配当所得の源泉徴収等の特例）

第九條の二 内国法人（所得税法別表第一第一号に掲げる内国法人を除く。次項及び第四項において同じ。）は、昭和六十一年一月一日以後に支払を受けるべき同法の施行地外の地域において発行された公社債投資信託以外の地域証券投資信託の受益証券又は株式の収益の分配又は利益の配当に係る配当等（当該地域において支払われるものに限る。以下この条において「国外株式等の配当等」という。）につき、同法の施行地（以下この条において「国内」という。）における支払の取扱者で政令で定めるもの（以下この条において「支払の取扱

4 第二項の規定により徴収して解付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適

用する。この場合において、国外株式等の配当等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第百条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第九条の第二第一項（国外で発行された株式等の配当所得の源泉徴収等の特例）に規定する国外株式等の配当等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

5 国外株式等の配当等につき第二項の規定により所得税が徴収されるべき場合における第

昭和六十年三月二十九日 参議院會議録第十号

法人税法の一部を改正する法律案外四件

二七二

八条の二、第八条の三及び第八条の五の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該国外株式等の配当等のうち第一項に規定する公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係るものについては、これを第八条の二第一項又は第八条の三第一項に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当等とみなす。

二 当該国外株式等の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額(第三項の規定の適用がある場合には、同項に規定する控除した後の金額)については、当該金額を第八条の二第一項、第八条の三第一項又は第八条の五第一項に規定する支払を受けるべき金額又は配当等の額とみなす。

三 第八条の二第一項又は第八条の三第一項の規定の適用を受ける第一項に規定する公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当等については、第八条の二第二項及び第八条の三第二項中「又は第二百十三条」とあるのは、「若しくは第二百十三条又は第九条の二第二項」とする。

四 当該国外株式等の配当等の国内における支払の取扱者については、当該支払の取扱者を第八条の三第一項及び第二項に規定する支払をする者とみなす。

五 当該国外株式等の配当等のうち第一項に規定する株式に係るものについては、これを第八条の五第一項に規定する内国法人から支払を受ける配当等とみなす。

六 前二項に定めるもののほか、国外株式等の配当等に係る所得税法第二百二十四条及び第二百二十五条の規定の特例その他第一項から第三項までの規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第十条の見出し中「増加した場合」を「増加し

た場合等」に改め、同条第一項中「昭和六十一年」を「昭和六十三年」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 青色申告書を提出する個人が、昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない基盤技術開発研究用資産を取得し、又は基盤技術開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを所得税法の施行地にある当該個人の事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。)(以下「事業の用に供した日」の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。)(以下「総所得金額に係る所得税の額から控除する金額に係る前項の規定の適用については、同項中「多い額を越える場合」とあるのは「多い額を越える場合又は次項に規定する場合に該当する場合」と、「百分の二十に相当する金額(当該金額)」とあるのは「百分の二十に相当する金額と基盤技術開発研究用資産の取得価額の百分の七に相当する金額との合計額(当該合計額)」と、「百分の十」とあるのは「百分の十五」と、「属する年分」とあるのは「属する年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額」とする。

第十条第六項中「第一項の」を「第一項(第二項において読み替えて適用する場合を含む。)(又は第三項の」に、「増加した場合」を「増加した場合等」に改め、「特別控除」の下に「(同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)(又は第三項)を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項の規定」を「これらの規定」に、「添付」を「添付」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 政令で定める中小企業者に該当する個人で

青色申告書を提出するものの昭和六十一年から昭和六十三年までの各年分(事業を廃止した日の属する年分を除く。)(以下「当該各年分(第一項(前項において読み替えて適用する場合を含む。第五項から第七項までにおいて同じ。)(の規定の適用を受ける年分を除く。)(以下「その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額のある年分がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、当該年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の百分の六に相当する金額(当該個人がその年においてその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない基盤技術開発研究用資産を取得し、又は基盤技術開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを所得税法の施行地にある当該個人の事業の用に供した場合(昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に当該事業の用に供した場合に限る。)(以下「当該百分の六に相当する金額」と当該基盤技術開発研究用資産の取得価額の百分の七に相当する金額との合計額)を控除する。ただし、当該控除する金額が、その年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十五に相当する金額を越えるときは、当該控除する金額は、当該百分の十五に相当する金額を限度とする。

4 前三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 試験研究費 製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用で政令で定めるものをいう。

二 基盤技術開発研究用資産 素材の利用され、特異な特性を有することによりその機能を高める技術、電子の運動の特性を高度に利用することにより情報の処理、蓄積、伝送等の機能を飛躍的に高める技術等の新しい原理に基づく技術又は既存の技術を飛躍的に高める技術を開発し、研究するために必要な減価償却資産のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるもの(次条から第十三条の二まで、第十五条又は第十六条の規定の適用を受けるものを除く。をいう。

第十条の二第一項第五号中「第十二条の二第一項」を「前条第三項」に改め、「同項に規定する」を削る。

第十条の三第一項中「青色申告書を提出する個人で第十二条の二第一項」を「第十二条第三項」に、「該当するもの」を「該当する個人で青色申告書を提出するもの」に改める。

第十一条第一項の表の第一号中「百分の二十五」を「百分の二十」に改め、同表の第二号中「百分の十八」を「百分の二十」に改め、同表の第三号中「百分の十八」を「百分の十六」に改め、同表の第六号中「百分の十五」を「百分の十四」(当該船舶のうち本邦と外国又は外国と外国との間を往來するもので当該事業の経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十八)に改める。

第十二条の二第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に、「百分の十八」を「百分の十六」に改める。

第十二条第一項の表の第二号及び第三号中「百分の十八」を「百分の十六」に改める。

第十二条の三を削る。

第十二条の二第一項中「政令で定める中小企業者」を「第十條第三項に規定する中小企業者」に、「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に、「前三条」を「第一条から前条まで、第十六条、第二十八条の三、第三十



三条から第三十三条の三まで又は第三十七條第三項（第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。）に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に、「前三條又は第一項（第二項において読み替えて適用する場合を含む。）」を「第十一條から前条まで若しくは前項、第十六條、第二十八條の三、第三十三條から第三十三條の三まで又は第三十七條第三項（第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。）」に、「百分の十八」を「百分の十六」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第二項において読み替えて適用する場合を含む。」次項において同じ。）を削り、「第十二條の二第一項本文（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項本文（第十二條の三第一項本文又は同条第二項本文）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第一項及び前二項を」前二項に改め、同項を同条第四項とし、同条を第十二條の三とする。

第十二條の次に次の一条を加える。

（中小企業者の技術開発用機械等の特別償却）  
第十二條の二 青色申告書を提出する個人で、中小企業技術開発促進臨時措置法（昭和六十年法律第 号）第二條第二項に規定する組合等（以下この項において「組合等」という。）のうち昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に同法第四條第一項に規定する技術開発事業に関する計画（以下この項において「計画」という。）に係る同条第一項の認定を受けたものの構成員（当該組合等が二以上の組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員を含む。）で同法第二條第一項に規定する中小企業者に該当するものが、当該計画を実施する期間として当該計画に定める期間（当該期間が五年を超える場合には、

昭和六十年三月二十九日 参議院會議録第十号

当該期間の開始の日から同日以後五年を経過する日までの期間）内に、当該計画に定める機械及び装置並びに建物及びその附属設備のうち政令で定めるものでその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（前三條、第十四條、第十六條、第二十八條の三、第三十三條から第三十三條の三まで又は第三十七條第三項（第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び次項において「技術開発用機械等」という。）を取得し、又は技術開発用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合に、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該技術開発用機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該技術開発用機械等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十六（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該技術開発用機械等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下することはできない。

2 第十一條第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける技術開発用機械等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十二條の二第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 第十一條第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。  
第十三條第一項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に、「百分の十八」を「百分の十六」に、「百分の二十五」を「百分の二十三」に改める。

第十三條の二第一項中「百分の三十（第三号に掲げる漁船については、百分の二十七）」を「百分の二十七」に、「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第十四條第一項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、（その年の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に關し第十二條の三の規定の適用を受けるものを除く。）を削り、「百分の百四十七」を「百分の百四十二」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改め、同条第二項中「昭和四十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで」を「昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで」に、「都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八號）第二條第六号に規定する施設建築物（以下この条において「施設建築物」という。）を「特定再開発建築物」に、「又は施設建築物」を「又は特定再開発建築物」に、「当該施設建築物」を「当該特定再開発建築物」に、「第十二條の三」を「第十七條」に、「百分の百十四」を「百分の百三十」に改め、同条第五項中「添付」を「添付」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項、第二項又は前項」に、「施設建築物」を「特定再開発建築物」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「施設建築物」を「同項の特定再開発建築物」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定する特定再開発建築物とは、次に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備をいう。  
一 都市計画法第四條第一項に規定する都市計画（次号及び第三号において「都市計画」という。）に定められた同法第八條第一項第三号の高度利用地区（以下この項において「高度利用地区」という。）の区域内に建築される都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八號）第二條第六号に規定する施設建築物（これに準ずるものとして政令で定める建築物を含む。）  
二 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三號）第二條第三項に規定する既成市街地、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百九十九號）第二條第三項に規定する既成都市区域その他これらに類する区域として政令で定める区域（高度利用地区の区域を除く。次号及び第四号において「再開発区域」という。）内で、かつ、都市計画に定められた都市計画法第十二條の四第一項第一号に掲げる地区計画（政令で定める事項を定めたるものに限る。）の区域内に建築される建築物で政令で定めるもの

三 高度利用地区又は再開発区域内で、かつ、都市計画に定められた都市計画法第八條第一項第四号に掲げる特定街区の区域内に建築される建築物で政令で定めるもの  
四 高度利用地区又は再開発区域内に建築基準法（昭和二十五年法律第二十二號）第五十九條の二の規定による許可を受けて建築される建築物で政令で定めるもの  
第十五條第一項中「又は第十二條の三」を削る。

第十六條第一項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に、「第十二條の三」を「第十二條」に改める。  
第十八條第一項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同項に次の一号を加える。  
五 中小企業技術開発促進臨時措置法第四條第一項に規定する技術開発事業に関する計画に係る同項の認定を受けた同法第二條第二項に規定する組合等 同法第九條第一項に規定する負担金

法人税法の一部を改正する法律案外四件

昭和六十年三月二十九日 参議院會議録第十号

法人税法の一部を改正する法律案外四件

二七四

第二十條第一項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に、「千分の十二・二」を「千分の十・四」に、「千分の十六・六」を「千分の十四・一」に改める。

第二十條の二第一項中「昭和六十年」を「昭和六十二年」に改める。

第二十條の五を削る。

第二十五條第一項中「昭和六十年」を「昭和六十五年」に改める。

第二十八條の三第十一項中「第十條の二から第十二條の三まで及び」を「第十條第二項及び第三項、第十條の二から第十二條まで並びに」に改める。

第二十九條の四第一項中「昭和六十年十二月三十一日」を「昭和六十二年十二月三十一日」に改める。

第三十條の二第二項中「昭和六十年」を「昭和六十二年」に改め、同条第二項中「低い金額」の下に「(第二号に規定する必要経費の額を前条第一項の規定により算出する場合にあつては、第一号に掲げる金額)を加える」。

第三十一條の二第一項中「昭和五十七年一月一日から昭和五十九年十二月三十一日まで」を「昭和六十年一月一日から昭和六十二年十二月三十一日まで」に改め、同条第二項第七号ハ中「(昭和五十五年法律第二百一十一号)を削り、同条第三項中「昭和五十七年一月一日から昭和五十九年十二月三十一日まで」を「昭和六十年一月一日から昭和六十二年十二月三十一日まで」に改め、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第八項中「第六項」を「第七項」に、「第三十一條の二第六項」を「第三十一條の二第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、個人が、第三十四條の

第二項第三号に掲げる場合に該当することとなつた土地等につき同条第一項の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は前項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第三十一條の三第一項中「昭和五十七年一月一日から昭和五十九年十二月三十一日まで」を「昭和六十年一月一日から昭和六十二年十二月三十一日まで」に、「昭和五十七年から昭和五十九年まで」を「昭和六十年から昭和六十二年まで」に、「第三十一條第一項各号」を「第三十一條第一項第二号」に、「同項第一号中「百分の二十」とあるのは「百分の十五」と、同項第二号中「八百万円」とあるのは「六百万円」と、を「同号中」に、「とあるのは「課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二十に相当する」とあるのは、「課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二十五に相当する」に改める。

第三十三條の六第二項中「第十條の二から第十二條の三まで及び」を「第十條第二項及び第三項、第十條の二から第十二條まで並びに」に改める。

第三十四條の二第二項第三号中「を満たすもの」の下に「政令で定めるもの」を加え、「昭和六十年十二月三十一日」を「昭和六十五年十二月三十一日」に改める。

第三十四條の三第二項第四号中「換地又は当該権利の目的となるべき土地」を、「地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地」に改め、同項第七号中「第十三條の二第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第三号)及び「昭和三十八年法律第二百二十九号)を削り、同条第三項及び第四項中「昭和六十年十二月三十一日」を「昭和六十五年十二月三十一日」に改める。

第三十七條の三第二項中「第十條の二から第十二條の三まで及び」を「第十條第二項及び第三項、第十條の二から第十二條まで並びに」に改める。

第三十七條の四中「昭和六十年十二月三十一日」を「昭和六十五年十二月三十一日」に改める。第三十七條の六の見出し中「農住組合の行」を「特定の」に改め、同条第一項を次のように改める。

個人の有する土地又は土地の上に存する権利(所得税法第二條第一項第十六号に規定する棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものに該当するものを除く。以下この条、次条及び第三十七條の九において「土地等」という。)が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に規定する交換分合により譲渡(譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。以下この条において同じ。)をした土地等(当該各号に規定する土地等とともに当該各号に規定する清算金の取得をした場合には、当該譲渡をした土地等のうち当該清算金の額に対応する部分以外のもので政令で定める部分)の譲渡がなかつたものとして、第三十一條又は第三十二條の規定を適用する。

一 農業振興地域の整備に関する法律第十三條の二第二項の規定による交換分合により土地等の譲渡(第三十四條から第三十四條の三まで、第三十七條又は第三十七條の四の規定の適用を受けるものを除く。)をし、かつ、当該交換分合により土地等の取得をした場合(当該土地等とともに同法第十三條第四項の規定による清算金の取得をした

場合を含む。)

二 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)第七條第二項第三号の規定による交換分合(同法第二章第三節に定めるところにより行われたものに限り)により土地等(農住組合の組合員である個人その他政令で定める者の有する土地等に限り)の譲渡(第三十三條、第三十三條の四、第三十四條から第三十五條まで、第三十六條の二、第三十六條の五、第三十七條、第三十七條の四又は前条の規定の適用を受けるものを除く。)をし、かつ、当該交換分合により土地等の取得をした場合(当該土地等とともに同法第十一條において準用する土地改良法第百二條第四項の規定による清算金の取得をした

場合を含む。)

三 所得税法の施行地外の地域において割引の方法により発行される公社債(利子が支払われる公社債で割引の方法により発行される公社債に類するものとして政令で定めるものを含む。)を同法の施行地において譲渡したことに係る所得として政令で定めるもの(同法第九條第一項第十一号イに掲げる所得に該当するものを除く。)

第三十七條の十第二項中「前項第一号又は第二号」を「前項各号」に、「又は株式の売買」を「株式の売買又は公社債の譲渡」に、「若しくは第二号」を「から第三号まで」に、「若しくは株式の売買」を「株式の売買若しくは公社債の譲渡」

第三十七條の十第二項中「前項第一号又は第二号」を「前項各号」に、「又は株式の売買」を「株式の売買又は公社債の譲渡」に、「若しくは第二号」を「から第三号まで」に、「若しくは株式の売買」を「株式の売買若しくは公社債の譲渡」

第三十七條の十第二項中「前項第一号又は第二号」を「前項各号」に、「又は株式の売買」を「株式の売買又は公社債の譲渡」に、「若しくは第二号」を「から第三号まで」に、「若しくは株式の売買」を「株式の売買若しくは公社債の譲渡」

第三十七條の十第二項中「前項第一号又は第二号」を「前項各号」に、「又は株式の売買」を「株式の売買又は公社債の譲渡」に、「若しくは第二号」を「から第三号まで」に、「若しくは株式の売買」を「株式の売買若しくは公社債の譲渡」

に改める。

第四十条の四第二項中「その未処分所得の金額から留保したものと政令で定める金額」を「その未処分所得の金額から留保したものと政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び利益の配当又は剰余金の分配の額に関する調整を加えた金額」に改め、同条第三項ただし書を削り、同条第五項中「第三項本文」を「第三項に」、「同項本文」を「同項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「居住者が同項の規定の適用を受ける場合は、その者は、同項の規定の適用に係る特定外国子会社等の課税対象留保金額の計算の基礎とした当該特定外国子会社等」を「居住者は、その者に係る特定外国子会社等の各事業年度(第三項の規定の適用に係る事業年度を除く。以下「書類」とする。以下「当該各事業年度終了の日以後二月を経過した日の属する年分の一」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法人の事業の管理及び支配の場所が他の国又は地域に存在する場合に当該法人の他の国又は地域に源泉のある所得に対して税を課さないこととしている国又は地域(第一項に規定する政令で定める国又は地域(以下この項において「課税国」という。以下「本店」又は「主たる事務所を有する第一項に規定する外国関係会社で、その事業の管理及び支配の場所が課税国に存在するものは、当該課税国に本店又は主たる事務所を有するものとみなしてこの節の規定を適用する。)

第四十条の五第一項中「特定外国子会社等につき次の各号」を「特定外国子会社等につき第一号から第三号までに掲げる事実が生じた場合又は当該居住者に係る同項に規定する外国関係会社(当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配の額(第二号及び第三号に掲げる金額を含む。)の支払(第二号及び第三号に掲げ

る事実を含む。)を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。」につき第四号に、「特定外国子会社等から受ける」を「特定外国子会社等又は外国関係会社から受ける」に、「当該特定外国子会社等からの」を「当該特定外国子会社等又は当該外国関係会社からの」に改め、「第一号を除き」を削り、同項に次の一号を加える。

四 当該居住者に対する利益の配当若しくは剰余金の分配の額の支払又は所得税法第二十五条第一項各号に掲げる金銭その他の資産の交付若しくは同条第二項各号に掲げる事実、その支払う利益の配当若しくは剰余金の分配の額又は同条の規定により利益の配当若しくは剰余金の分配の額とみなされる金額

第四十条の五第二項及び第三項中「特定外国子会社等」の下に「又は外国関係会社」を加える。第四十一条の九を削り、第四十一条の八を第四十一条の九とし、第二章第六節中同条の前に次の一条を加える。

(給与、退職手当等について源泉徴収した所得税の納期限の特例)

第四十一条の八 所得税法第二百六条に規定する承認を受けている者が、その年十二月二十日までに、この項の規定の適用を受ける旨その他大蔵省令で定める事項を記載した届出書を同条に規定する事務所等の所在地の所轄税務署長に提出したときは、当該届出書を提出した日の属する年以後の各年の七月から十二月までの期間に当該事務所等において支払った同条に規定する給与等及び退職手当等について徴収した所得税の額の納期限は、同条の規定にかかわらず、当該期間の属する年の翌年一月二十日とする。

2 前項の届出書の提出がされた日の属する年以後の各年において、当該届出書を提出した者につき次の各号の一に該当する事実がある

場合には、当該各号に掲げる所得税の額の納期限は、同項の規定にかかわらず、当該期間の属する年の翌年一月十日とする。

一 その年十二月三十一日において所得税(所得税法第四編第一章から第五章までの規定により徴収した所得税に限る。)の滞納があること。当該滞納がある年の七月から十二月までの期間に徴収した前項に規定する所得税の額の納期限

二 その年七月から十二月までの期間に徴収した前項に規定する所得税の額を当該期間の属する年の翌年一月二十日までに納付しなかつたこと。当該所得税の額の納期限第一項に規定する届出書を提出した者が同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合の手續その他同項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十を次のように改める。

(政府管掌健康保険等の被保険者が受ける附加的給付等に係る課税の特例)

第四十一条の十 健康保険法附則第十條第一項又は船員保険法附則第二十三項に規定する被保険者がこれらの規定に規定する承認法人等から支払を受けるこれらの規定に規定する給付については、所得税を課さない。

2 前項に規定する被保険者が健康保険法附則第十條第二項又は船員保険法附則第二十四項の規定により前項に規定する承認法人等に対し支払う金銭の額は、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。

3 健康保険法附則第十條第一項に規定する事業主又は船員保険法附則第二十三項に規定する船舶所有者が第一項に規定する給付に要する費用として同項に規定する承認法人等に対し支出した金銭の額は、同項に規定する被保険者の給与所得に係る収入金額には含まれないものとする。

第四十一条の十二第一項から第三項まで、第五項及び第六項中「昭和五十五年四月一日から昭和六十二年十二月三十一日までの間に」を「昭和五十五年四月一日以後に」に改める。

第四十一条の十三の見出しを「(民間国外債の発行差金の非課税)」に改め、同条中「昭和五十五年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで」を「昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで」に、「利付外貨債(第七條に規定する外貨債で確定利率によりその利子が支払われるもの)」を「民間国外債(内国法人が所得税法の施行地外の地域において発行した第六條に規定する債券)」に、「その利付外貨債を」を「その民間国外債に」、「所得税法を」を「同法に」改める。

第四十一条の十五中「昭和六十年十二月三十一日」を「昭和六十五年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十六を削る。

第四十二条第一項の表の第三欄中「百分の二十五」を「百分の二十七」に、「百分の二十一」を「百分の二十二」に改め、同表の第四欄中「百分の二十六」を「百分の二十八」に、「百分の二十二」を「百分の二十三」に改め、同条第二項中「百分の二十五」を「百分の二十七」に、「百分の二十六」を「百分の二十八」に改め、同条第四項中「百分の二十三」を「百分の二十四・八」に、「百分の二十三・九」を「百分の二十五・八」に改める。

第四十二条の二第一項第二号中「百分の二十一」を「百分の二十二」に改め、同条第三項中「(昭和三十一年法律第二十六号)」を削る。

第四十二条の四の見出し中「増加した場合」を「増加した場合等」に改め、同条第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に、「並びに第四十二条の六第二項から第四項まで及び第六項を」、「第四十二条の六第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八條の二」に改め、「附帯税の額を除く。」の下に「以下この項及び第三項において同じ。」を加え、

昭和六十年三月二十九日 参議院會議録第十号

法人税法の一部を改正する法律案外四件

二七六

同条第二項を次のように改める。

2 青色申告書を提出する法人が、昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない基盤技術開発研究用資産を取得し、又は基盤技術開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを法人税法の施行地にある当該法人の事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ)には、その事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併)による解散を除く。の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く)の所得に対する法人税の額から控除する金額に係る前項の規定の適用については、同項中多い額を超える場合とあるのは「多い額を超える場合又は次項に規定する場合に該当する場合」と、「百分の二十に相当する金額(当該金額)とあるのは「百分の二十に相当する金額と基盤技術開発研究用資産の取得価額の百分の七に相当する金額との合計額(当該合計額)と、「百分の十」とあるのは「百分の十五」と、「最初の事業年度とあるのは「最初の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額」とする。第四十二条の四第六項中「第一項の」を「第一項(第二項において読み替えて適用する場合を含む)又は第三項の」に、「増加した場合を」増加した場合等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項の下に」又は第三項を加え、「同項の規定を」これらの規定に、「添付」を「添付」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 政令で定める中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの(以下この項において「中小企業者等」という)の昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年

度(第一項(前項において読み替えて適用する場合を含む)第五項から第七項までにおいて同じ)の規定の適用を受ける事業年度、解散(合併)による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く)において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該事業年度の当該試験研究費の額の百分の六に相当する金額(当該中小企業者等が当該事業年度においてその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない基盤技術開発研究用資産を取得し、又は基盤技術開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを法人税法の施行地にある当該中小企業者等の事業の用に供した場合(昭和六十二年三月三十一日までに当該事業の用に供した場合に限る)には当該百分の六に相当する金額と当該基盤技術開発研究用資産の取得価額の百分の七に相当する金額との合計額)を控除する。ただし、当該控除する金額が、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の十五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の十五に相当する金額を限度とする。

4 前三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 試験研究費 製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用で政令で定めるものをいう。

二 基盤技術開発研究用資産 素材の利用されてない特性を活用することによりその機能を高める技術、電子の運動の特性を高度に利用することにより情報の処理、蓄積、伝送等の機能を飛躍的に高める技術等の新しい原理に基づく技術又は既存の技術

を飛躍的に高める技術を開発し、研究するために必要な減価償却資産のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるもの(次条から第四十六条の二まで、第四十八条、第四十九条若しくは第五十一条又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く)をいう。

三 農業協同組合等 農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である環境衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工工業協同組合、水産加工工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会をいう。

第四十二条の五第一項中「第四十六条」を「第四十六条の二」に、「第四十五条の二第一項」を「前条第三項」に、「同項に規定する機械及び装置」を「機械及び装置」に改め、同条第二項中「並びに次条第二項から第四項まで及び第六項」を「次条第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の二」に、「第四十六条」を「第四十六条の二」に改める。

第四十二条の六第一項中「青色申告書を提出する法人で第四十五条の二第一項」を「第四十二条の四第三項に、」を「該当するものを」を「該当する法人」に改め、「農業協同組合等」の下に、青色申告書を提出するものを加え、「第四十六条」を「第四十六条の二」に改め、同条第二項中「並びに前条第二項及び第三項」を「前条第二項及び第三項並びに第六十八条の二」に、「第四十六条」を「第四十六条の二」に改める。

第四十三条第一項の表の第一号中「百分の二十五」を「百分の二十二」に改め、同表の第二号中「百分の十八(当該機械その他の生産設備のうち公害の発生を抑制する目的で新たに開発された機械その他の生産設備で大蔵省令で定める

ものについては、百分の十六)」を「百分の十六」に改め、同表の第三号及び第四号中「百分の十八」を「百分の十六」に改め、同表の第七号中「百分の十五」を「百分の十四(当該船舶のうち本邦と外国又は外国と外国との間を往來するもので当該事業の経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十八)」に改め、同表の第八号中「百分の十一」を「百分の十」に改める。

第四十四条第一項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に、「百分の十八」を「百分の十六」に改める。

第四十五条第一項の表の第二号及び第三号中「百分の十八」を「百分の十六」に改める。

第四十五条の三を削る。

第四十五条の二第一項中「政令で定める中小企業者」を「第四十二条の四第三項に規定する中小企業者」に、「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に、「前条まで又は」を「前条まで、第四十九条若しくは第五十一条若しくは」に改め、「第五十二条の三第一項」の下に「又は第六十四条第一項(第六十四条の二第二項において準用する場合を含む)」、第六十五条、第六十五条の七第一項(第六十五条の八第二項において準用する場合を含む)若しくは第六十七条の四を加え、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に、「第一項(第三項において読み替えて適用する場合を含む)」に改め、「第五十二条の三第一項」の下に「又は第六十四条第一項(第六十四条の二第二項において準用する場合を含む)」、第六十五条、第六十五条の七第一項(第六十五条の八第二項において準用する場合を含む)若しくは第六十七

条第三項とし、同条を第四十五條の三とする。

第四十五條の次に次の一條を加える。

(中小企業者の技術開発用機械等の特別償却)

第四十五條の二 青色申告書を提出する法人

で、中小企業技術開発促進臨時措置法第二條

第二項に規定する組合等(以下この項におい

て「組合等」という。)のうち昭和六十年四月一

日から昭和六十二年三月三十一日までの間に

同法第四條第一項に規定する技術開発事業に

関する計画(以下この項において「計画」とい

う。)に係る同条第一項の認定を受けたものの

構成員(当該組合等が二以上の組合等を会員

とする法人である場合には、当該法人を直接

又は間接に構成する会員の構成員を含む。)で

同法第二條第一項に規定する中小企業者に該

当するものが、当該計画を実施する期間とし

て当該計画に定める期間(当該期間が五年を

超える場合には、当該期間の開始の日から同

日以後五年を経過する日までの期間)内に、

当該計画に定める機械及び装置並びに建物及

びその附属設備のうち政令で定めるものでそ

の製作若しくは建設の後事業の用に供された

ことのないもの(第四十三條から前条まで、

第四十七條、第四十九條若しくは第五十一條

若しくはこれらの規定に係る第五十二條の三

第一項又は第六十四條第一項(第六十四條の

第二項において準用する場合を含む。)、第

六十五條、第六十五條の七第一項(第六十五

條の八第二項において準用する場合を含む。)

若しくは第六十七條の四の規定の適用を受け

るものを除く。以下この項において「技術開

発用機械等」という。)を取得し、又は技術開

発用機械等を製作し、若しくは建設して、こ

れを当該法人の事業の用(貸付けの用を除

く。)に供した場合に、その用に供した日を

含む事業年度の当該技術開発用機械等の償却

限度額は、法人税法第三十一條第一項の規定

にかかわらず、当該技術開発用機械等の普通

償却限度額と特別償却限度額(当該技術開発

用機械等の取得価額の百分の十六(建物及び

その附属設備については、百分の八)に相当

する金額をいう。)との合計額とする。

2 第四十三條第二項の規定は、前項の規定を

適用する場合について準用する。

第四十六條第一項中「昭和六十年三月三十一

日」を「昭和六十二年三月三十一日」に、「百分

の十八」を「百分の十六」に、「百分の二十五」を

「百分の二十三」に改め、同条を第四十六條の

二とする。

第四十五條の四第一項中「百分の三十(第三号

に掲げる漁船については、百分の二十七)」を

「百分の二十七」に、「昭和六十年三月三十一日」

を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同条を

第四十六條とする。

第四十七條第一項中「昭和六十年三月三十一

日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、「(当

該事業年度における償却額の計算に關し第四十

五條の三又は同条に係る第五十二條の三第一項

の規定の適用を受けるものを除く。)」を削り、

「百分の四十七」を「百分の四十二」に、「百分の

七十」を「百分の六十五」に改め、同条第二項中

「昭和四十九年四月一日から昭和六十年三月三十一

日まで」を「昭和六十年四月一日から昭和六

十二年三月三十一日まで」に、「都市再開発法

第二條第六号に規定する施設建築物(以下この

項において「施設建築物」という。))を「特定再開

発建築物に、又は施設建築物を、又は特定再開

発建築物に、当該施設建築物を、当該特定再

開発建築物に、第四十五條の三若しくは

前項又はこれらの規定に係る第五十二條の三第

一項を、若しくは前項若しくはこれらの規定に

係る第五十二條の三第一項又は第五十二條の

四に、「百分の十四」を「百分の三十」に改め、

同条第三項中「前二項を、第一項又は第二項」

に、「添附を、添付」に改め、同項を同条第四項

とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定する特定再開発建築物とは、次

に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備

をいう。

一 都市計画法第四條第一項に規定する都市

計画(次号及び第三号において「都市計画」

という。)に定められた同法第八條第一項第

三号の高度利用地区(以下この項において

「高度利用地区」という。)の区域内に建築さ

れる都市再開発法第二條第六号に規定する

施設建築物(これに準ずるものとして政令

で定める建築物を含む。)

二 首都圏整備法第二條第三項に規定する既

成市街地、近畿圏整備法第二條第三項に規

定する既成都市区域その他これらに類する

区域として政令で定める区域(高度利用地

区の区域を除く。次号及び第四号において

「再開発区域」という。)内、かつ、都市計

画に定められた都市計画法第十二條の第四

第一項第一号に掲げる地区計画(政令で定め

る事項を定めたものに限る。)の区域内に建

築される建築物で政令で定めるもの

三 高度利用地区又は再開発区域内で、か

つ、都市計画に定められた都市計画法第八

條第一項第四号に掲げる特定街区の区域内

に建築される建築物で政令で定めるもの

四 高度利用地区又は再開発区域内に建築基

準法第五十九條の二の規定による許可を受け

てて建築される建築物で政令で定めるもの

第四十八條第一項中「若しくは第四十五條の

三を削り、「百分の三十四」を「百分の三十二

に、「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二

年三月三十一日」に改める。

第四十九條第一項中「昭和六十年三月三十一

日」を「昭和六十二年三月三十一日」に、「第四十

五條の三」を「第四十五條」に改める。

第五十條第一項中「昭和六十年三月三十一日」

を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第五十一條第二項中「第四十五條の三」を「第

四十五條」に改める。

第五十二條第一項中「昭和六十年三月三十一

日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同

項第四号を削り、同項第五号を同項第四号と

し、同項に次の一号を加える。

五 中小企業技術開発促進臨時措置法第四條

第一項に規定する技術開発事業に關する計

画に係る同項の認定を受けた同法第二條第

二項に規定する組合等 同法第九條第一項

に規定する負担金

第五十二條の二第二項及び第五十二條の三第

三項中「第四十五條の四」を「第四十六條」に改め

る。

第五十四條第一項中「昭和六十年三月三十一

日」を「昭和六十二年三月三十一日」に、「千分の

五・六」を「千分の四・二」に、「千分の十二・

二」を「千分の十・四」に、「千分の七・七」を「千

分の五・八」に、「千分の十六・六」を「千分の十

四・一」に改める。

第五十六條の七第一項、第五十六條の八第一

項及び第五十六條の九第一項中「昭和六十年三

月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に

改める。

第五十六條の十及び第五十六條の十一を削

る。

第五十七條の五第一項、第六十一條第一項及

び第六十二條第一項中「昭和六十年三月三十一

日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第六十三條第四項中「第六十六條まで」を「第

六十五條の十二まで」に、「第六十五條の十二

第四項若しくは第五項又は第六十六條第四項」

を「又は第六十五條の十二第四項若しくは第五

項」に改め、同条第六項第二号を次のように改

める。

二 第四十二條の四から第四十二條の六まで

の規定の適用については、第四十二條の四

第一項、第四十二條の五第二項及び第四十

二條の六第二項中、並びに第六十八條の二



とあるのは、「第六十三条並びに第六十八条の二」とする。

第六十四条第六項中「資産については、」の下に「第四十二条の四第二項及び第三項の規定並びに」を加え、「第四十五条の三」を「第四十五条」に改める。

第六十五条の四第一項第三号中「を満たすもの」の下に「政令で定めるもの」を加え、「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

第六十五条の七第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、同条第七項中「資産については、」の下に「第四十二条の四第二項及び第三項の規定並びに」を加え、「第四十五条の三」を「第四十五条」に改める。

第六十五条の八第一項及び第六十五条の九中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

第六十五条の十の見出し中「農住組合の行う」を「特定の」に改め、同条第一項を次のように改める。

法人の有する土地又は土地の上に存する権利（法人税法第二十一条に規定する棚卸資産を除く。以下この項において「土地等」という。）が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該各号に規定する交換分合により取得した土地等（以下この条において「交換取得資産」という。）につき、当該交換取得資産の価額から当該交換分合により譲渡（土地等を使用させることにより当該土地等の価額が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当する場合におけるその使用させる行為を含む。以下この項及び次項において同じ。）をした土地等（次項において「交換譲渡資産」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理によ

り減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 農業振興地域の整備に関する法律第十三条の二第二項の規定による交換分合により土地等の譲渡（第六十五条の三から第六十五条の五まで又は第六十五条の七から前条までの規定の適用を受けるものを除く。）をし、かつ、当該交換分合により土地等の取得をした場合（当該土地等とともに同法第十三条の五において準用する土地改良法第二百二条第四項の規定による清算金の取得をした場合を含む。）

二 農住組合法第七條第二項第三号の規定による交換分合（同法第二章第三節に定めるところにより行われたものに限る。）により土地等（農住組合の組合員である法人その他政令で定める法人の有する土地等に限る。）の譲渡（第六十四条、第六十四条の二、第六十五条の二から第六十五条の五まで又は第六十五条の七から前条までの規定の適用を受けるものを除く。）をし、かつ、当該交換分合により土地等の取得をした場合（当該土地等とともに同法第十一条において準用する土地改良法第二百二条第四項の規定による清算金の取得をした場合を含む。）

第六十五条の十第二項第一号及び第二号中「清算金」を「前項第一号又は第二号に規定する清算金」に改める。

第三章第七節の節名を削り、第六十六条から第六十六条の三までを次のように改める。

第六十六条から第六十六条の三まで 削除

第三章第七節の二を同章第七節とする。

第六十六条の六第一項中「その未処分所得の金額から留保したものとして政令で定める金額」を「その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係

る税額及び利益の配当又は剰余金の分配の額に関する調整を加えた金額」に改め、同条第三項ただし書を削り、同条第五項中「第三項本文」を「第三項」に、「同項本文」を「同項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「内国法人が同項の規定の適用を受ける場合は、当該内国法人は、同項の規定の適用に係る特定外国子会社等の課税対象留保金額の計算の基礎とした当該特定外国子会社等」を「内国法人は、当該内国法人に係る特定外国子会社等の各事業年度（第三項の規定の適用に係る事業年度を除く。）に改め、「書類を」の下に「当該各事業年度終了の日以後二月を経過した日を含む各事業年度の」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法人の事業の管理及び支配の場所が他の国又は地域に存在する場合に当該法人の他の国又は地域に源泉のある所得に対して税を課さないこととしている国又は地域（第一項に規定する政令で定める国又は地域（以下この項において「軽課税国」という。）を除く。）に本店又は主たる事務所を有する第一項に規定する外国関係会社で、その事業の管理及び支配の場所が軽課税国に存在するものは、当該軽課税国に本店又は主たる事務所を有するものとみなしてこの節の規定を適用する。

第六十六条の八第一項中「特定外国子会社等につき次の各号」を「特定外国子会社等につき第一号から第三号までに掲げる事実が生じた場合又は当該内国法人に係る同項に規定する外国関係会社（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配の額（第二号及び第三号に掲げる金額を含む。）の支払（第二号及び第三号に掲げる事実を含む。）を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。）につき第四号に、「当該特定外国子会社等につき生じた事実」を「当該特定外国子会社等又は当該外国関係会社につき生じた事実」に改め、同項に次の一号を

加える。

四 当該内国法人に対する利益の配当若しくは剰余金の分配の額の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる金銭その他の資産の交付若しくは同条第二項各号に掲げる事実、その支払利益の配当若しくは剰余金の分配の額又は同条の規定により利益の配当若しくは剰余金の分配の額とみなされる金額

第三章第七節の三を同章第七節の二とする。第六十六条の十第一項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項に次の一号を加える。

五 中小企業技術開発促進臨時措置法第二條第二項に規定する組合等 同法第四條第一項の規定に係る同項に規定する技術開発事業に関する計画において定められている当該技術開発事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産

第六十六条の十一及び第六十六条の十三第一項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

第六十七条の二第一項中「百分の二十五」を「百分の二十七」に改める。

第六十七条の三第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

第六十七条の四第六項中「資産については、」の下に「第四十二条の四第二項及び第三項の規定並びに」を加え、「第四十五条の三」を「第四十五条」に改める。

第六十八条の見出しを「民間国外債の利子及び発行差金の非課税」に改め、同条中「昭和五十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで」を「昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで」に、「利付外貨債（第七條に規定する外貨債で確定利率によりその利子が支払



われるもの」を「民間国外債(内国法人が法人税法の施行地外の地域において発行した第六条に規定する債券)に」、「発行差金(その利付外貨債の償還により受ける金額がその利付外貨債の「利子又は発行差金その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債」に、「当該発行差金のうち、法人税法第百四十一条第一号」を「当該利子又は当該発行差金のうち、同法第百四十一条第一号」に改める。

第三章第八節第六十八条の次に次の一条を加える。

（利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例）

第六十八条の二 内国法人が、昭和六十年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に終了する各事業年度（解散事業年度等を除く。以下この条において「適用年度」という。）

において支払を受ける所得税法第百七十四条  
第一号又は第二号に規定する利子等又は配当  
等につき同法の規定により課される所得税の  
額及び適用年度において支払を受ける第四十

一条の十二第二項に規定する割引債の同項に規定する償還差益につき同条第四項の規定によりその償還を受ける時に徴収されるものとみなされる所得税の額（これらの所得税の額

に類するもので政令で定めるものを含む。）で  
 法人税法第六十八条（第四十一条の十二第四  
 項において読み替えて適用する場合その他政  
 令で定める場合を含む。以下この条において

同じ。)の規定により当該適用年度の所得に対する法人税の額から控除する金額は、同法第六十八条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に掲げる

金額とする。

一 当該事業年度の前事業年度から繰り越された繰越所得税額控除限度超過額がない事業年度 当該事業年度の所得税額控除限度

額が次のイ又はロに掲げる場合のいずれに

該当するかに応じそれぞれイ又はロに掲げる金額

イ 当該事業年度の所得税額控除限度額が当該事業年度の利子・配当等に係る所得税の額に満たない場合 当該利子・配当等に係る所得税の額のうち当該所得税額控除限度額に相当する金額

口 当該事業年度の所得税額控除限度額が当該事業年度の利子・配当等に係る所得税の額以上である場合 当該利子・配当等に係る所得税の額

当該事業年度の「前事業年度から繰り越された繰越所得税額控除限度超過額」（当該事業年度終了の日前四年以前に終了した事業年度において生じた繰越所得税額控除限度超過額を除く。以下この項及び次項において「前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額」という。）

過額」という。）がある事業年度（次号に掲げる事業年度を除く。）当該事業年度の所得税額控除限度額が次のイからハまでに掲げる場合のいずれに該当するかに応じそれぞれ

イからハまでに掲げる金額

イ 当該事業年度の所得税額控除限度額が当該事業年度の利子・配当等に係る所得税の額以下である場合 当該利子・配当

等に係る所得税の額のうち当該所得税額控除限度額に相当する金額

所得税の額を超え、かつ、当該子・配当等に係る所得税の額に当該事業年度における前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額を加算した金額に満たない

い場合 当該利子・配当等に係る所得税の額と当該所得税額控除限度額から当該利子・配当等に係る所得税の額を控除した残額に最も新しい事業年度の前三年以

内の繰越所得税額控除限度超過額から順

次充てゐるものとした場合におけるその充てられることとなる前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額との合計額

三 当該事業年度終了の日前四年以前に終了した事業年度において生じた繰越所得税額控除限度超過額（以下この号及び次項にお

いて「四年以前の繰越所得税額控除限度額超過額」という。）がある事業年度（当該事業年度の所得税額控除限度額が次のイからハまでに掲げる場合のいずれに該当するかに応じそれぞれイからハまでに掲げる金額）  
イ 当該事業年度の所得税額控除限度額が

当該事業年度の利子・配当等に係る所得  
税の額以下である場合 当該利子・配当  
等に係る所得税の額のうち当該所得税額  
控除限度額に相当する金額と当該事業年

度における四年以前の繰越所得税額控除限度超過額との合計額

ロ 当該事業年度の所得税額控除限度額が、当該事業年度の利子・配当等に係る

所得税の額を超え、かつ、当該利子・配当等に係る所得税の額と当該事業年度における前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額との合計額に満たない場

合 当該利子・配当等に係る所得税の額、当該所得税額控除限度額から当該利子・配当等に係る所得税の額を控除した残額に最も新しい事業年度の前三年以内

の繰越所得税額控除限度超過額から順次充てゐるものとした場合におけるその充てられることとなる前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額及び四年以前

の繰越所得税額控除限度超過額の合計額

ハ当該事業年度の所得税額控除限度額が当該事業年度の利子・配当等に係る所得税の額と当該事業年度における前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額との合計額以上である場合、当該利子・配当等に係る所得税の額と繰越所得税額控除限度超過額の総額との合計額

2 内国法人が、昭和六十五年四月一日以後に終了する各事業年度（解散事業年度等を除く。）において繰越所得税額控除限度超過額を有する場合には、法人税法第六十八条の規定

により当該各事業年度の所得に対する法人税の額から控除する所得税の額は、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ同条の規定により控除する所得税の額に当該事業年度における当該各号に掲げる繰越所得税額控除限度超過額を加算した金額と

する。

一 当該事業年度の所得税額控除限度額が当該事業年度の利子・配当等に係る所得税の額以下である場合 四年以前の繰越所得税

二 当該事業年度の所得税額控除限度額が、当該事業年度の利子・配当等に係る所得税の額を超え、かつ、当該利子・配当等に係

る所得税の額と前三年以内の繰越所得税額  
控除限度超過額の総額との合計額に満たな  
い場合 当該所得税額控除限度額から当該  
利子・配当等に係る所得税の額を控除した

残額に最も新しい事業年度の前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額から順次充てるものとした場合におけるその充てられることとなる前三年以内の繰越所得税額控除

三 当該事業年度の所得税額控除限度額が当該事業年度の利子・配当等に係る所得税額超過額の総額と四年以前の繰越所得税額控除限度超過額との合計額

額と前三年以内の繰越所得税額控除限度

昭和六十年三月二十九日 参議院會議録第十号 法人税法の一部を改正する法律案外四件

超過額の総額との合計額以上である場合  
繰越所得税額控除限度超過額の総額

3 内国法人が、解散その他の政令で定める事実が生じた日を含む事業年度において繰越所得税額控除限度超過額を有する場合には、法人税法第六十八条の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する所得税の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により控除する所得税の額に繰越所得税額控除限度超過額の総額を加算した金額とする。

4 前三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 解散事業年度等 解散の日を含む事業年度、清算中の事業年度その他これらに類するものとして政令で定める事業年度をいう。

二 繰越所得税額控除限度超過額 適用年度の第四号に規定する利子・配当等に係る所得税の額のうち、当該適用年度の所得に対する法人税の額から控除しきれなかった部分の金額（既に第一項から第三項までの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）をいう。

三 所得税額控除限度額 法人税法第六十八条及び第六十九条並びに第一項及び第二項の規定を適用しないで計算した場合の当該事業年度の所得に対する法人税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）をいう。

四 利子・配当等に係る所得税の額 内国法人が、各事業年度において支払を受ける所得税法第七十四条第一号又は第二号に規定する利子等又は配当等につき同法の規定により課される所得税の額及び各事業年度において支払を受ける第四十一条の十二第

二項に規定する割引債の同項に規定する償還差益につき同条第四項の規定によりその償還を受ける時に徴収されるものとみなされる所得税の額（これらの所得税の額に類するもので政令で定めるものを含む。）で法人税法第六十八条の規定により当該各事業年度の所得に対する法人税の額から控除することとされている金額をいう。

5 第一項（同項第一号を除く。以下この項において同じ。）又は第二項の規定は、前項第二号に規定する繰越所得税額控除限度超過額の生じた事業年度からこれらの規定の適用を受けようとする事業年度の直前の事業年度まで連続して法人税法第二十一条第一号に規定する確定申告書を提出し、かつ、当該確定申告書に当該繰越所得税額控除限度超過額の計算に関する明細書の添付があつた場合であつて、第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等にこれらの規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該明細書の添付があるときに限り適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該事業年度の確定申告書等に当該事業年度の第四号に規定する利子・配当等に係る所得税の額及び当該事業年度前の各事業年度において生じた当該繰越所得税額控除限度超過額として記載された金額を基礎として計算した金額を限度とする。

6 税務署長は、第一項又は第二項の規定により控除するこれらの規定に規定する繰越所得税額控除限度超過額の全部又は一部につき前項の記載又は明細書の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、同項の記載又は明細書の添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、その記載又は明細書の提出がなかつた金額につき

これらの規定を適用することができる。  
7 前二項の規定は、第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「及び当該明細書」とあるのは「並びに当該明細書及び当該事業年度において第三項に規定する事実が生じた旨を証する大蔵省令で定める書類」と、第六項中「明細書」とあるのは「明細書若しくは次項において準用する前項の書類」とする。

8 前各項の規定は、第二条第一項第二号に規定する外国法人（法人税法第四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当するものに限る。）が適用年度において支払を受ける所得税法第二十三条第一項に規定する利子等のうち同法第六十一条第四号イからハまでに掲げるものにつき同法の規定により課される所得税の額及び適用年度において支払

を受ける第四十一条の十二第二項に規定する割引債の同項に規定する償還差益につき同条第四項の規定によりその償還を受ける時に徴収されるものとみなされる所得税の額で法人税法第六十八条又は同法第四十四条の規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除する金額の算定について準用する。  
9 第一項から第三項までの規定（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定（同法第七十二条、第七十四条及び第八十一条を同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

| 第四十条        |                                           | 同項                                                                                                                                        |                                                          |
|-------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 第六十七條第二項    | 第七十條の二（税額控除）                              | 控除又は還付をされる金額                                                                                                                              | 同項若しくは租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十号）第六十八條の二（利子・配当等）に係る所得税額の控除等の特例 |
| この款         | 第六十九條（所得税額等の控除）                           | 控除をされる金額（当該事業年度において生じた同法第六十八條の二第四項第二号に規定する繰越所得税額控除限度超過額を含む。）又は還付をされる金額（当該還付をされる金額に含まれる同条第一項から第三項までの規定による控除をされる当該繰越所得税額控除限度超過額に相当する金額を除く。） | 第七十條の二（利子・配当等）に係る所得税額の控除等の特例                             |
| 第七十條の二      | この款及び租税特別措置法第六十八條の二（利子・配当等）に係る所得税額の控除等の特例 | この款及び租税特別措置法第六十八條の二（利子・配当等）に係る所得税額の控除等の特例                                                                                                 | 第七十條の二（利子・配当等）に係る所得税額の控除等の特例                             |
| 第七十二條第一項第二号 | の規定                                       | 及び租税特別措置法第六十八條の二（利子・配当等）に係る所得税額の控除等の特例の規定                                                                                                 | 第七十二條第一項第二号                                              |
| 第七十四條第一項    | 前節（税額の計算）                                 | 前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八條の二（利子・配当等）に係る所得税額の控除等の特例                                                                                           | 第七十四條第一項                                                 |

|                                                  |                                                  |
|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 第六十九條(所得稅額等の控除)並びに租稅特別措置法第六十八條の二                 | 第六十九條(所得稅額等の控除)並びに租稅特別措置法第六十八條の二                 |
| 第八十一條第一項                                         | 第八十一條第一項                                         |
| 除された                                             | 除された                                             |
| 又は租稅特別措置法第六十八條の二(利子・配当等に係る所得稅額の控除等の特例)の規定により控除され | 又は租稅特別措置法第六十八條の二(利子・配当等に係る所得稅額の控除等の特例)の規定により控除され |

## 10

第一項から第三項までの規定(これらの規定を第八項において準用する場合を含む。)の適用がある場合の國稅通則法第十九條、第二十三條、第六十五條及び第七十條の規定の適用については、同法第十九條第一項第二号中「純損失等の金額」とあるのは「純損失等の金額又は租稅特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第六十八條の二第四項第二号(利子・配当等に係る所得稅額の控除等の特例)に規定する繰越所得稅額控除限度超過額の総額(以下この条、第二十三條及び第七十條において「繰越所得稅額控除限度超過額」という。))と、同条第二号中「純損失等の金額」とあるのは「純損失等の金額又はその更正に係る繰越所得稅額控除限度超過額」と、同法第二十三條第一項第二号中「金額」とあるのは「金額」若しくは繰越所得稅額控除限度超過額(当該更正後の繰越所得稅額控除限度超過額)と、同法第六十五條第三項第二号中「準用する場合を含む。」若しくは第六十九條とあるのは「準用する場合を含む。」の規定による控除をされるべき金額(租稅特別措置法第六十八條の二(利子・配当等に係る所得稅額の控除等の特例)の規定による控除をされるべき金額を含む。)、法人稅法第六十九條と、同法第七十條第二項第二号中「純損失等の金額」とあるのは「純損失等の金額若しくは繰越所得稅額控除限度超過額」と、同条第五項中「更正若しくは偽りその他不正の行為に

より当該課稅期間において生じた繰越所得稅額控除限度超過額が過大にあるものとする納稅申告書を提出している場合に更正は」とする。

11 第四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第三項までの規定(これらの規定を第八項において準用する場合を含む。)の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

同法第七十條の七第一項中「以下この条において「課稅相續財產の価額」という。」に改め、「十分の四以上」の下に「であり、かつ、課稅相續財產の価額のうちに同法第三十八條第一項に規定する不動産等の価額の占める割合が十分の五以上」を加え、「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、「という。」の下に「に係る延納期間を加え、同法第三十八條第二項の規定にかかわらず、当該立木の当該森林施業計画に基づく伐採の時期及び材積を基礎として納付すべき分納稅額を定める」と、同条第一項の規定にかかわらず、二十年以内(同項に規定する延納稅額が百万円未満であるときは、当該延納稅額を五万円で除して得た数(その数に未滿の端数があるときは、これを一とする)に相當する年数以内)とする」に改め、同条第五項中「相續又は遺贈により取得した財産で当該相續稅額の計算の基礎となつたものの価額」を「課稅相續財產の価額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「相續

又は遺贈により取得した財産で延納の許可を受けた相續稅額の計算の基礎となつたものの価額の合計額のうちに前項を「課稅相續財產の価額のうちに第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 稅務署長は、相續稅法第三十八條第一項の規定により相續稅額について延納の許可をする場合において、課稅相續財產の価額のうちに前項に規定する立木の価額の占める割合が十分の四以上であるときは、当該延納の許可をする相續稅額のうち森林計画立木部分の稅額については、納稅義務者の申請により、同条第二項の規定にかかわらず、当該立木の

前項に規定する森林施業計画に基づく伐採の時期及び材積を基礎として納付すべき分納稅額を定めることができる。

第七十二條中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第七十三條中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第七十四條から第七十五條までの規定中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第七十六條から第七十七條までの規定中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第七十八條から第七十九條までの規定中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第七十條から第七十一條までの規定中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第七十二條から第七十三條までの規定中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第七十四條から第七十五條までの規定中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第七十六條から第七十七條までの規定中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第七十八條から第七十九條までの規定中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第八十條から第八十一條までの規定中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第八十二條から第八十三條までの規定中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第八十四條から第八十五條までの規定中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第八十六條から第八十七條までの規定中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第八十八條から第八十九條までの規定中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第九十條から第九十一條までの規定中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第九十二條から第九十三條までの規定中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第九十四條から第九十五條までの規定中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第九十六條から第九十七條までの規定中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第九十八條から第九十九條までの規定中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第一百條から第一百零一條までの規定中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第一百零二條から第一百零三條までの規定中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第一百零四條から第一百零五條までの規定中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

域整備計画が定められた日から十六年以内にされたものに限り、同法第三條第一号から第三号までに掲げる土地又は同条第一号に掲げる土地に準ずるものとして政令で定める土地」を「次の各号に掲げる交換分合で同法第八條第一項の規定により同項に規定する農業振興地域整備計画が定められた日から十六年以内にされたものにより、当該各号に定める土地(同法第三條第一号に掲げる土地に準ずるものとして政令で定める土地を含む。))に、当該交換分合を「これらの交換分合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 農業振興地域の整備に關する法律第十三條の二第一項の規定による交換分合で同法第十三條第一項の規定により当該農業振興地域整備計画を変更しようとする場合に行うもの及び同法第十三條の二第二項の規定による交換分合で同項第一号に掲げる場合に行うもの 同法第十三條第一号から第三号までに掲げる土地

二 農業振興地域の整備に關する法律第十三條の二第二項の規定による交換分合で同項第二号に掲げる場合に行うもの 同法第十三條に規定する農用地等

第七十七條の五第二項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同条を第七十七條の四とする。

第七十七條の六を第七十七條の五とする。

第七十八條及び第七十九條の二中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第七十八條の三第一項中「昭和四十二年改正法」を「租稅特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第二十三号)」に改める。

第七十八條の四及び第八十一條第二項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第七十九條の四及び第八十一條第二項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第八十條の四及び第八十一條第二項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第八十一條の四及び第八十一條第二項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第八十二條の四及び第八十一條第二項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第八十三條の四及び第八十一條第二項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第八十四條の四及び第八十一條第二項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第八十五條の四及び第八十一條第二項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第八十六條の四及び第八十一條第二項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第八十八条の四中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第八十九条第三項、第八十九条の第三項及び第八十九条の四第一項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第九十条の第三第一項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第九十条の六第一項中「昭和六十年四月三十一日」を「昭和六十二年四月三十一日」に改める。

第九十条の十一第一項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

(所得税法の一部改正)  
第二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三章 課税所得の範囲及び少額貯蓄等利用者カードの交付  
第二節 少額貯蓄等利用者カード  
第十條 課税所得の範囲(第七條、第十一條)を「第三章 課税所得の範囲(第七條、第十一條)」に改める。

第二條 第一項第十五号の二を削る。

第一編第三章の章名を次のように改める。

第三章 課税所得の範囲  
第一編第三章第一節の節名を削る。

第九條の二第一項に次のただし書を加える。  
ただし、同法第十條第一項の規定により超えてはならないこととされている郵便貯金の金額を超えて預入された郵便貯金のその超える部分の利子として政令で定めるものについては、この限りでない。

第九條の二第二項中「預入をする際」の下に「(通帳をもつて預入をする郵便貯金として政令で定めるものにあつては、その通帳の交付を受ける際)」を加え、「少額貯蓄等利用者カードを提示して氏名又は名称及び少額貯蓄等利用者カ

ドの交付番号」を「住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示して氏名及び生年月日又は名称並びに住所に、当該交付番号の記載を、当該告知をした事項につき確認した旨の証印に改め、同条第三項中「少額貯蓄等利用者カードの交付番号の記載を」前項の規定による確認した旨の証印に、「その他政令で定めるものの利子」を「利子で政令で定めるもの」に、「第一項」を「第一項本文」に改め、同条第四項中「のうちその郵便貯金に係る通帳又は貯金証書に少額貯蓄等利用者カードの交付番号の記載を受けていないもの」を「利子のうち第一項ただし書に規定するもの又は前項に規定するもの」に、「その利子の」を「その」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前三項に定めるもののほか、郵便貯金の預入が郵便貯金法第八條(団体取扱い)の規定による団体取扱いに係るものである場合における告知に関する事項、郵便貯金に係る通帳の再交付を受ける場合及び氏名若しくは名称又は住所に異動があつた場合の手續その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十條 第一項中「又は前条第一項の規定に該当するもの」を「の規定に該当するもの又は郵便貯金その他政令で定めるもの」に改め、「同号の規定に該当するもの」の下に「その他政令で定めるもの」を加え、「及びその者の少額貯蓄等利用者カードの交付番号」を「並びにその者の氏名、生年月日及び住所」に改め、同項第一号中「の長の第三項の規定による確認を受けた少額貯蓄等利用者カード」を「を」を經由して提出した第三項に規定する非課税貯蓄申告書に、「第四項の規定による変更後の最高限度額の確認を受けた場合」には、その確認を受けた日」を「第四項の申告書の提出があつた場合には、その提出の日」に改め、同項第二号及び第三号中「の長の第三項の規定による確認を受けた少額貯蓄等利用者カ

ド」を經由して提出した第三項に規定する非課税貯蓄申告書」に改め、同条第二項から第七項までを次のように改める。

2 非課税貯蓄申告書は、次項に規定する非課税貯蓄申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等に対してのみ提出することができ、その提出に当たつては、当該金融機関の営業所等の長にその者の第五項に規定する書類を提示しなければならないものとする。

3 第一項の規定は、個人が、最初に同項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託又は有価証券の預入等をする日までに、次に掲げる事項を記載した申告書(以下この条において「非課税貯蓄申告書」という。)をその預入等をする金融機関の営業所等を経由し、その個人の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

一 提出者の氏名、生年月日及び住所並びに当該金融機関の営業所等の名称及び所在地  
二 第一項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託又は有価証券の別  
三 当該金融機関の営業所等において預入等をする預貯金、合同運用信託又は有価証券で第一項の規定の適用を受けようとするものの現在高(有価証券にあつては、額面金額等により計算した現在高)に係る最高限度額  
四 既に他の金融機関の営業所等を経由して非課税貯蓄申告書を提出している場合には、当該他の金融機関の営業所等との名称及び当該申告書に記載した前号の最高限度額(次項の規定による申告書の提出した場合に、変更後の最高限度額)

4 非課税貯蓄申告書を提出した個人が、当該申告書に記載した前項第三号に掲げる最高限度額(既にこの項の規定による申告書を提出している場合には、当該申告書に記載した変更後の最高限度額)を変更しようとする場合には、その個人は、政令で定めるところにより、その旨並びに変更後の前項第三号に掲げる最高限度額及び同項第四号に掲げる最高限度額の合計額その他必要な事項を記載した申告書を、当該非課税貯蓄申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等を経由して、その者の住所地の所轄税務署長に提出するものとする。

5 非課税貯蓄申告書又は前項の申告書を提出する個人は、政令で定めるところにより、その提出をしようとする際、第三項又は前項に規定する金融機関の営業所等の長に、その者の住民票の写しその他の政令で定める書類を提示して氏名、生年月日及び住所を告知し、当該非課税貯蓄申告書又は同項の申告書に当該告知をした事項につき確認した旨の証印を受けなければならない。

6 第三項又は第四項の場合において、非課税貯蓄申告書又は同項の申告書がこれらの規定に規定する税務署長に提出されたときは、これらの規定に規定する金融機関の営業所等においてその受理がされた日にその提出があつたものとみなす。

7 第一項に規定する個人は、次に掲げる非課税貯蓄申告書又は第四項の申告書に該当する申告書については、これを提出することができないものとし、第三項又は第四項に規定する金融機関の営業所等の長は、当該申告書又は既に非課税貯蓄申告書を受理した個人から重ねて提出された非課税貯蓄申告書(政令で定めるものを除く。)については、これを受理することができない。

一 第三項第三号に掲げる最高限度額(第四項の申告書にあつては、変更後の同号に掲げる最高限度額)が三百万円を超える金額の記載のある非課税貯蓄申告書若しくは第四項の申告書又は当該最高限度額に第三項

第四号に掲げる最高限度額の合計額を加算した金額が三百万円を超える金額の記載のある非課税貯蓄申告書若しくは第四項の申告書

二 第五項の規定による確認した旨の証印を受けていない非課税貯蓄申告書又は第四項の申告書

第十條に次の一項を加える。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の元本及び額面金額等の計算の方法、非課税貯蓄申込書及び非課税貯蓄申告書の提出に関する事項、非課税貯蓄申告書を提出した個人がその提出後当該申告書に記載した事項を変更した場合又は同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合における申告に関する事項その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二編第三章第二節を削る。

第二百二十四条第一項中「大蔵省令で定める場所とし、少額貯蓄等利用者カードを提示する者にあつてはその者の少額貯蓄等利用者カードの交付番号とする」を、「大蔵省令で定める場所とする」に、「少額貯蓄等利用者カードを提示し又は法人の登記簿の抄本その他の書類を提出しなればならない」を、「住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の書類を提示しなればならない」に、「当該少額貯蓄等利用者カード又は法人の登記簿の抄本その他の書類」を「当該書類」に改め、同条第二項中「少額貯蓄等利用者カードを提示し又は法人の登記簿の抄本その他の書類を提出しなればならない」を「前項に規定する書類を提示しなればならない」に、「当該少額貯蓄等利用者カード又は法人の登記簿の抄本その他の書類」を「当該書類」に改め、同条第四項中「少額貯蓄等利用者カードを提示し又は法人の登記簿の抄本その他の書類を提出しなればならない」を「第一項に規定する書類を提示しなればならない」に、「当該少額貯蓄等利用者カード又は法人の登記簿の抄本その他の書類」を「当該書類」に改める。

貯蓄等利用者カード又は法人の登記簿の抄本その他の書類を、当該書類に改める。

第二百二十五条第一項第一号中「外国政府、外国の地方公共団体、国際機関又は外国法人の発行する債券の利子」を「当該利子等のうち、国外において発行された公社債又は公社債投資信託の受益証券に係るもの」に改め、同項第二号中「支払をする者」の下に「(当該配当等のうち、国外において発行された公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券又は株式に係るもので居住者又は内国法人に対して支払われるもの、国内における支払の取扱者を含む)」を加える。

第二百二十八条第一項中「名義人として」の下に「(第二十三条第一項(利子所得)に規定する利子等又は)を加え、」当該配当等を「当該利子等又は配当等(第二百二十五条第一項(支払調書)に規定する調書を提出するものを除く。)」に改める。

第二百四十二条中「第四号」を「第三号」に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号中「(第二百二十四条第一項(利子、配当、償還金等の受領者の告知)に規定する告知をする者の少額貯蓄等利用者カード又は同項に規定する書類(以下この号において「少額貯蓄等利用者カード等」という。))以外の少額貯蓄等利用者カード等を提示し、又は提出して不正に同項の規定による告知をした者、同条第二項を「(第二百二十四条第二項(利子、配当、償還金等の受領者の告知)に改め、同条第四号とし、同条第六号から同条第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第二百四十三条中「又は少額貯蓄等利用者カードの交付に関する事務」を削り、「これらの事務」を「その事務」に改める。

#### 附 則

#### (施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定(第四十一条の十六を第四十一条の十五)に改める部分に限る。同法第三条から第三条の三までの改正規定、同法第三条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四条、第八条の二から第九条の二まで、第三十七条の十及び第四十一条の十二の改正規定、同法第四十一条の十六を削る改正規定並びに第二条の規定並びに附則第三条、第四条、第七条、第二十七条から第三十一条まで、第三十四条及び第三十五条の規定、昭和六十一年一月一日

二 第一条中租税特別措置法第十二条の二の改正規定(同法第十二条の三とする部分に限る。)、同法第十二条の次に一条を加える改正規定、同法第十八条第一項に一号を加える改正規定、同法第四十五条の二の改正規定(同法第四十五条の三とする部分に限る。)、同法第四十五条の次に一条を加える改正規定、同法第五十二条第一項に一号を加える改正規定及び同法第六十六条の十第一項に一号を加える改正規定並びに附則第八条第一項及び第十六条第十項の規定、中小企業技術開発促進臨時措置法(昭和六十年法律第 号)の施行の日

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和六十年分以後の所得税について適用し、昭和五十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(利子所得に関する経過措置)

第三条 昭和六十一年十二月三十一日までに支払を受けるべき第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)(第三条第一項、第三条の二第一項及び第三条の三第一項に規定す

る利子所得については、なお従前の例による。(少額公債の利子の非課税に関する経過措置)

第四条 旧法第四条第一項に規定する個人が、昭和六十一年十二月三十一日以前に支払を受けるべき同項に規定する公債の利子については、なお従前の例による。

2 前項に規定する個人が、昭和六十一年十二月三十一日以前に購入した同項に規定する公債で、同日において旧法第四条第一項及び第二項の要件を満たすもの(以下この条において「旧公債」という。))を有する場合には、当該旧公債については、その者が、昭和六十一年一月一日において新法第四条の要件に従つて購入したものとみなして、同条の規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、昭和六十一年十二月三十一日以前に提出された旧法第四条第一項の特別非課税貯蓄申告書に係る新法第四条第一項の規定の適用に関する事項その他旧公債に係る同条の規定の適用に関し必要な事項は、附則第二十八条第四項から第六項までの規定の例に準じて政令で定める。

(非居住者等の受ける戦前外貨債利子の非課税に関する経過措置)

第五条 旧法第六条の規定は、非居住者又は外国法人が同条第一項各号に掲げる利子でこの法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後に支払を受けるものについては、なおその効力を有する。

(民間外貨債の利子の非課税等に関する経過措置)

第六条 内国法人が施行日前に発行した旧法第七条に規定する外貨債につき支払う同条に規定する利子については、なお従前の例による。

2 非居住者が施行日前に発行された旧法第四十一条の十三に規定する利付外貨債につき支払を受ける同条に規定する発行差金については、なお従前の例による。



## (配当所得に関する経過措置)

第七條 昭和六十年十二月三十一日までに支払を受けるべき旧法第八條の二第一項及び第八條の三第一項に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、なお従前の例による。

2 昭和六十年十二月三十一日までに内国法人から支払を受けるべき旧法第八條の四第一項及び第八條の五第一項に規定する配当所得については、なお従前の例による。

## (個人の減価償却に関する経過措置)

第八條 新法第十一條第一項の表の第一号及び第二号の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供するこれらの規定に掲げる機械その他の減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一條第一項の表の第一号又は第二号に掲げる機械その他の減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第十一條第一項の表の第三号の規定は、施行日以後に工業用水法(昭和三十一年法律第百四十六号)第三條第一項に規定する指定地域となつた地域内に存する同号に掲げる機械その他の設備の用に供される同号に掲げる機械その他の設備について適用し、施行日前に当該指定地域となつた地域内に存する旧法第十一條第一項の表の第三号に規定する井戸に代えて事業の用に供される同号に掲げる機械その他の設備については、なお従前の例による。

3 新法第十一條第一項の表の第六号の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同号に掲げる船舶について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一條第一項の表の第六号に掲げる船舶をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する地震防災応急対策用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一條の二第一項に規定する地震防災応急対策用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

5 新法第十二條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二條第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 旧法第十二條の二第二項に規定する個人が、施行日前に、同項に規定する機械及び装置を取得し、又は製作してこれをその事業の用に供した場合については、当該機械及び装置については、なお従前の例による。

7 施行日から附則第一條第二号に掲げる日の前日までの間における新法第十二條の二第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項及び第二項中「第十一條から前条まで」とあるのは「前三條」と、同条第三項中「第十二條の三第一項本文」とあるのは「第十二條の二第一項本文」とする。

8 新法第十二條の二第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十二條の二第四項に規定する医療用機器をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

9 旧法第十二條の三第一項に規定する中小企業者で施行日前に同項に規定する事業合理化計画に係る同項に規定する承認を受けたものが、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業合理化用機械等を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これをその事業の用に供した場合に於ては、当該事業合理化用機械等については、同条

の規定は、なおその効力を有する。

10 前項の規定の適用がある場合における新法第十條から第十條の三まで、第十三條から第十六條まで、第二十八條の三、第三十三條の六及び第三十七條の三(新法第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第十條第四項第二号中「又は第十六條」とあるのは、「第十六條又は租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号。以下「昭和六十年改正法」という。)附則第八條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十年改正法第一條の規定による改正前の租税特別措置法第十二條の三(以下この章において「昭和六十年旧法第十二條の三」という。))と、新法第十條の二第一項及び第三項並びに第十條の三第一項及び第三項中「又は第十六條」とあるのは、「第十六條又は昭和六十年旧法第十二條の三」と、新法第十三條第一項中「又は第十四條から第十六條まで」とあるのは、「第十四條から第十六條まで又は昭和六十年旧法第十二條の三」と、新法第十三條の二第一項中「又は次条から第十六條まで」とあるのは、「次条から第十六條まで又は昭和六十年旧法第十二條の三」と、新法第十四條第一項中「当該貸家住宅の償却費」とあるのは「当該貸家住宅(その年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に關し昭和六十年旧法第十二條の三の規定の適用を受けるものを除く。)の償却費」と、新法第十四條第二項中「第十七條」とあるのは「第十七條若しくは昭和六十年旧法第十二條の三」と、新法第十五條第一項中「又は第十二條の二」とあるのは、「第十二條の二又は昭和六十年旧法第十二條の三」と、新法第十六條第一項中「第十二條の三」とあるのは「第十二條の三まで又は昭和六十年旧法第十二條の三」と、新法第二十條の三第十一項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第二項中「及び第十四條から第

十六條まで」とあるのは「第十四條から第十六條まで及び昭和六十年旧法第十二條の三」とする。

11 第九項の規定の適用がある場合における新法第十二條の三第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「又は第三十七條第一項」とあるのは、「第三十七條第一項」と、「場合を含む。」とあるのは「場合を含む。」又は昭和六十年旧法第十二條の三とする。

12 新法第十三條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十三條第一項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具については、なお従前の例による。

13 新法第十三條の二の規定は、施行日以後に同条第一項第一号又は第二号に規定する中小企業構造改善計画又は構造改善事業計画につき承認を受けるこれらの規定の商工組合等又は特定組合の構成員の有するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第十三條の二第一項第一号又は第二号に規定する中小企業構造改善計画又は構造改善事業計画につき承認を受けたこれらの規定の商工組合等又は特定組合の構成員の有するこれらの規定に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

14 新法第十四條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四條第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

15 個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四條第二項に規定する施設建築物については、なお従前の例による。

16 個人が、旧法第十八條第一項第四号に規定す



振興計画につき施行日前に同号の承認を受けた同号に規定する産地組合に対し支出する同号に掲げる負担金については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「昭和六十年三月三十一日」とあるのは、「産地中小企業対策臨時措置法(昭和五十四年法律第五十三号)が効力を失う日の前日」とする。

(個人の準備金に関する経過措置)

第九條 個人の昭和五十九年分の事業所得に係る総収入金額のうち新法第二十条第一項に規定する海外取引による収入金額がある場合における昭和六十年分の所得税に係る同項の規定の適用については、同項中「区分してそれぞれの収入金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額に、その年において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数」とあるのは、「区分して、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額にその年において事業を営んでいた期間内のうち昭和六十年一月一日から同年三月三十一日までの期間(以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。)の月数を乗じてこれを当該事業を営んでいた期間内の月数(以下この項において「その年の月数」という。)で除して計算した金額の千分の十二・二に相当する金額と当該取引に係る収入金額にその年の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれをその年の月数で除して計算した金額の千分の十・四に相当する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれをその年の月数で除して計算した金額の千分の十六・六に相当する金額と当該取引に係る収入金額にその年の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれをその年の月数で除して計算した金額の千分の十四・一に相当する金額との合計額を加算した金額に、その年の月数」とする。

2

旧法第二十条の五第一項に規定する国際科学

昭和六十年三月二十九日 参議院会議録第十号

技術博覧会出展準備金を有する個人の昭和六十年以前の各年分の事業所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「個人が」とあるのは、「個人が、昭和六十年十二月三十一日までに」とする。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第十條 新法第三十四条の二第二項第三号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

(居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第十一條 新法第四十条の四第一項、第三項及び第六項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額について適用し、旧法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。

2 新法第四十条の四第三項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度において、旧法第四十条の四第三項ただし書に規定する他の特定外国子会社等から施行日前に受けた同項ただし書に規定する利益の配当又は剰余金の分配の額がある場合(当該他の特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度に係る利益の配当又は剰余金の分配の額で施行日以後に受けたものがある場合を含む。)における当該特定外国子会社等の当該事業年度に係る新法第四十条の四第一項に規定する適用対象留保金額及

び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、旧法第四十条の四第三項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

3 新法第四十条の四第四項の規定は、同項に規定する外国関係会社の施行日以後に終了する事業年度について適用し、当該外国関係会社の施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

4 新法第四十条の五の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等又は外国関係会社につき施行日以後に生じる同項各号に掲げる事実(同項第一号に掲げる事実にあつては、当該特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る当該事実に限る。)について適用し、旧法第四十条の五第一項に規定する特定外国子会社等につき施行日前に生じた同項各号に掲げる事実(同項第一号に掲げる事実にあつては、当該特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度に係る当該事実で施行日以後に生じる当該事実を含む。)については、なお従前の例による。

(農業生産法人に現物出資した場合の納期限の特例等に関する経過措置)

第十二條 個人が、昭和六十年十二月三十一日以前に旧法第四十一条の九第一項に規定する農地等を同項に規定する農業生産法人に出資した場合における同項の規定による納期限の延長については、同条の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十一条の九第一項の規定の適用を受けていた個人又は昭和六十年十二月三十一日までに同項に規定する農地等を同項に規定する農業生産法人に出資した個人(施行日前に当該出資をした日の属する年分の所得税法第二百二十条第一項の規定による申告書を提出した者を除く。)が死亡した場合においては、旧法第四

十一條の十の規定は、なおその効力を有する。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十三條 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人税率の特例に関する経過措置)

第十四條 新法第四十二条の規定は、同条第一項の表の第三号から第五号までの第一欄に掲げる法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(同表の第四号の第一欄に掲げる法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、これらの法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過措置)

第十五條 新法第四十二条の二第二項の規定は、同項第二号に規定する協同組合等の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、当該協同組合等の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十六條 新法第四十三条第一項の表の第一号及び第二号の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供するこれらの規定に掲げる機械その他の減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第一号又は第

(法人の準備金に関する経過措置)  
 第十七条 新法第五十四条の規定は、法人の施行  
 日以後に終了する事業年度において積み立てら

れる中小企業等海外市場開拓準備金の金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた中小企業等海外市場開拓準備金の金額については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項に規定する法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同条の規定の適用については、同項中「除して計算した金額」とあるのは、「除して計算した金額(昭和六十年改正法の施行の日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度にあつては、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額に当該事業年度開始の日から昭和六十年三月三十一日までの期間(以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。)の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の五・六(当該事業年度終了の時に於いて資本の金額若しくは出資金額が一億円以下である法人又は資本若しくは出資を有しない法人(以下この項において「中小法人」という。))については、千分の十二・二)に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の四・二(中小法人については、千分の十・四)に相当する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の七・七(中小法人については、千分の十六・六)に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の五・八(中小法人については、千分の十四・一)に相当する金額との合計額を加算した金額」とする。

2 旧法第五十六条の十一第一項に規定する法人が施行日以後最初に開始する事業年度(当該事業

年度が解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度である場合を除く。以下第七項までにおいて改正事業年度という。)において改正事業年度の直前の事業年度終了の日における同条第二項に規定する株式売買損失準備金の金額(当該直前の事業年度において同項又は同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を控除し、当該直前の事業年度において同条第一項の規定により損金の額に算入された金額を加算した金額とする。)を有する場合においては、当該株式売買損失準備金の金額のうち、改正事業年度から改正事業年度開始の日以後十年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度において当該株式売買損失準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額(当該金額が当該各事業年度終了の日における株式売買損失準備金残額(当該株式売買損失準備金の金額から同日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は同日前に終了した事業年度においてこの項の規定により益金の額に算入された金額を控除した金額をいう。以下第七項までにおいて同じ。)を超える場合)には、当該株式売買損失準備金残額に相当する金額を当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 前項の規定の適用を受けている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。  
一 旧法第五十六条の十一第一項に規定する証券業を廃止した場合 当該廃止の日における株式売買損失準備金残額  
二 解散した場合 当該解散の日における株式売買損失準備金残額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三 前項、前二号及び次項の場合以外の場合において株式売買損失準備金残額を取り崩した場 合、その取り崩した日における株式売買損失準備金残額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第二項の規定の適用を受けている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやる旨の届出書の提出をした場合には、旧法第五十六条の十五項の規定の例による。この場合において、同項中「第一項の株式売買損失準備金を積み立てている」とあるのは、「昭和六十年改正法附則第十七条第二項に規定する株式売買損失準備金残額(以下この項において「株式売買損失準備金残額」という。)を有する」と、「における株式売買損失準備金の金額」とあるのは、「における株式売買損失準備金の金額」とあり、「当該株式売買損失準備金の金額」とあるのは、「当該株式売買損失準備金残額」と、「前三項及び第七項」とあるのは、「昭和六十年改正法附則第十七条第二項、第三項及び第六項」とする。

5 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。  
6 第二項に規定する法人が改正事業年度以後の各事業年度において合併をした場合における株式売買損失準備金残額の処理その他同項及び第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 第二項に規定する法人の改正事業年度以後の各事業年度(株式売買損失準備金残額を有する事業年度に限る。)終了の日において有する株式については、新法第五十三条第一項の規定は、適用しない。  
8 旧法第五十六条の十一第一項に規定する国際科学技術博覧会出展準備金を有する法人の昭和六十一年三月十六日を含む事業年度以前の事業

年度の所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「法人が」とあるのは、「法人が、昭和六十年三月十六日を含む事業年度終了の日までに」とする。

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除に関する経過措置) 第十八条 新法第六十五条の四第一項第三号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用し、法人が施行日前に行つた旧法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

(特定の交換分合により土地等を取得了した場合の課税の特例に関する経過措置) 第十九条 新法第六十五条の十の規定は、法人が昭和六十年一月一日以後に行う同条第一項各号に規定する交換分合により取得する同項に規定する交換取得資産について適用し、法人が同日前行つた旧法第六十五条の十第一項に規定する交換分合により取得した同項に規定する交換取得資産については、なお従前の例による。

(現物出資の場合の課税の特例に関する経過措置) 第二十條 旧法第六十六条第一項に規定する事業を営む法人が施行日前に同項に規定する承認を受けたものが、当該承認に係る同項に規定する事業提携計画に基づき固定資産を現物出資した場合における法人税については、なお従前の例による。

(内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置) 第二十一条 新法第六十六条の六第一項、第三項及び第六項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額について適用し、旧法第六十六

条の六第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。

2 新法第六十六條の六第三項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度において、旧法第六十六條の六第三項ただし書に規定する他の特定外国子会社等から施行日前に受けた同項ただし書に規定する利益の配当又は剰余金の分配の額がある場合（当該他の特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度に係る利益の配当又は剰余金の分配の額で施行日以後に受けたものがある場合を含む。）における当該特定外国子会社等の当該事業年度に係る新法第六十六條の六第一項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、旧法第六十六條の六第三項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

3 新法第六十六條の六第四項の規定は、同項に規定する外国関係会社の施行日以後に終了する事業年度について適用し、当該外国関係会社の施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

4 新法第六十六條の八第一項の規定は、同項に規定する特定外国子会社等又は外国関係会社につき施行日以後に生じる同項各号に掲げる事実（同項第一号に掲げる事実にあつては、当該特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る当該事実に限る。）について適用し、旧法第六十六條の八第一項に規定する特定外国子会社等につき施行日前に生じた同項各号に掲げる事実（同項第一号に掲げる事実にあつては、当該特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度に係る当該事実で施行日以後に生じる当該事実を含む。）については、なお従前の例による。

（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）  
第二十二條 旧法第六十六條の十第一項第四号に掲げる産地組合が、施行日前に同号に規定する承認を受けた同号の振興計画において定められた同号に掲げる固定資産で同項に規定する試験研究用資産に該当するものを取得し、又は製作した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合においては、同項中「昭和六十年三月三十一日」とあるのは、「産地中小企業対策臨時措置法が効力を失う日の前日」とする。

（特定の医療法人の法人税率の特例に関する経過措置）  
第二十三條 新法第六十七條の二の規定は、同条第一項に規定する医療法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、旧法第六十七條の二第一項に規定する医療法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（利付外貨債の発行差金の非課税に関する経過措置）  
第二十四條 旧法第六十八條に規定する外国法人が施行日前に発行された同条に規定する利付外貨債につき支払を受ける同条に規定する発行差金については、なお従前の例による。

（相続税の特例に関する経過措置）  
第二十五條 新法第七十條の七の規定は、施行日以後に生ずる相続税（昭和二十五年法律第七十三號）第三十八條第一項又は第四十三條第五項の規定による延納の許可に係る相続税について適用し、施行日前にこれらの規定による延納の許可をした相続税については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 税務署長は、施行日前に延納の許可をした相続税額で、当該相続税額の計算の基礎となつた財産の価額の合計額のうち新法第七十條の七

第一項に規定する立木の価額の占める割合が十分の四以上であり、かつ、同項に規定する課税相対財産の価額のうち相続税法第三十八條第一項に規定する不動産等の価額の占める割合が十分の五以上であるもののうち、施行日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来するものがある場合には、施行日以後に当該納期限が到来する分納税額のうち、当該立木の価額に対応するものとして政令で定めるものについては、施行日以後最初に到来する当該納期限（施行日から当該納期限までの期間が四月に満たない場合には、施行日から四月を経過する日）までにされた当該延納の許可を受けた者の申請により、施行日以後の延納期間の三分の一に相当する期間（当該期間に一月に満たない端数を生じた場合には、これを一月として計算した期間）の範囲内において延納期限を延長し、及び施行日以後の延納年割額を新法第七十條の七第二項又は相続税法第三十八條第二項の規定に準じて変更することができる。

（登録免許税の特例に関する経過措置）  
第二十六條 新法第七十三條の規定は、施行日以後に取得する同条に規定する住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得した旧法第七十三條に規定する住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 旧法第七十七條の二に規定する農業生産法人が施行日前に同条に規定する出資を受けて同条の土地をその耕作又は養畜の用に供した場合における当該土地の所有権、地上権、永小作権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十七條の三の規定は、施行日以後に同条第一号に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得するこれらの規定に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税に

ついて適用し、施行日前に旧法第七十七條の四第一号に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得したこれらの規定に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十七條の四第一項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する交換分合により取得する同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十七條の五第一項に規定する交換分合により取得した同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新法第七十七條の四第二項の規定は、同項に規定する農住組合の組合員が施行日以後に同項に規定する交換分合により取得する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、当該組合員が施行日前に旧法第七十七條の五第二項に規定する交換分合により取得した土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（郵便貯金の利子所得の非課税に関する経過措置）  
第二十七條 第二條の規定による改正後の所得税法（以下「新所得税法」という。）第九條の二第一項の規定は、昭和六十一年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する郵便貯金の利子について適用し、同日以前に支払を受けるべき郵便貯金（昭和二十二年法律第四十四號）第十條第一項の郵便貯金の利子については、なお従前の例による。

2 新所得税法第九條の二第二項及び第三項の規定は、昭和六十一年一月一日以後に預入をする同条第一項に規定する郵便貯金（同条第二項に規定する通帳をもつて預入をする郵便貯金にあつては、同日以後に交付を受ける通帳に係る郵便貯金）について適用する。

8 新所得税法第九条の二第二項に規定する通帳をもつて預入をする郵便貯金につき昭和六十年十二月三十一日以前に当該通帳の交付を受けている者が、昭和六十一年一月一日以後に当該通帳に係る郵便貯金の預入をする場合（当該通帳につき既にこの項の規定により同条第二項の規定による確認した旨の証印を受けている場合その他の政令で定める場合を除く。）には、その預入をする際に、同項に定めるところにより、同項の告知をし、かつ、当該告知をした事項につき確認した旨の証印を受けなければならない。この場合において、当該確認した旨の証印を受けなかつたときは、当該通帳に係る郵便貯金は、同条第三項に規定する確認した旨の証印を受けていないものとして、同項及び同条第四項の規定を適用する。

4 前三項に定めるもののほか、昭和六十一年十二月三十一日以前に預入をした新所得税法第九条の二第二項に規定する郵便貯金に係る同条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。（少額預金の利子所得等の非課税に關する経過措置）

第二十八條 新所得税法第十条の規定は、昭和六十一年一月一日以後に預入、信託又は購入（以下この条において「預入等」という。）をする新所得税法第十条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券について適用する。

2 所得税法の施行地に住所を有する個人が、昭和六十一年十二月三十一日以前に支払を受けるべき附則第三十四条の規定による改正前の所得税法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八号。以下この項及び次項において「昭和五十五年改正法」という。）附則第四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧所得税法（昭和五十五年改正法による改正前の所得税法をいう。以下この条において同じ。）第十条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券の利子又は収益の分配については、な

お従前の例による。

8 前項に規定する個人が、昭和六十一年十二月三十一日以前に預入等をした前項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券で同日において附則第三十四条の規定による改正前の昭和五十五年改正法附則第四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧所得税法第十条に規定する要件を満たすもの（以下この条において「旧預貯金等」という。）を有する場合においては、当該旧預貯金等については、その者が、昭和六十一年一月一日において新所得税法第十条の要件に従つて預入等をしたものとみなして、同条の規定を適用する。

4 昭和六十一年一月一日において旧預貯金等を有する者が、同日前に当該旧預貯金等の受入れをする旧所得税法第十条第一項に規定する金融機関の営業所等を経由して提出した旧非課税貯蓄申告書（同条第三項に規定する非課税貯蓄申告書で当該旧預貯金等に係るものをいう。以下この条において同じ。）は、同日において、新所得税法第十条の要件に従つて同条第一項に規定する金融機関の営業所等を経由して提出した同条第三項に規定する非課税貯蓄申告書とみなす。

5 前項の規定の適用を受ける個人が、昭和六十一年一月一日以後に同項の規定により新所得税法第十条第三項の非課税貯蓄申告書とみなされた旧非課税貯蓄申告書の提出の際に經由した同条第一項に規定する金融機関の営業所等において同項の規定の適用を受けようとする同項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券の預入等をする場合（当該旧非課税貯蓄申告書につき既にこの項の規定により同条第三項の非課税貯蓄申告書を提出している場合その他の政令で定める場合を除く。）には、その預入等をする日までに、新たに同条第三項の非課税貯蓄申告書を同項及び同条第五項に定めるところにより提出しなければならない。この場合において、当

該非課税貯蓄申告書に記載する同条第三項第三号に掲げる最高限度額は、旧非課税貯蓄申告書の当該最高限度額に相当する金額としなければならないものとし、当該非課税貯蓄申告書が当該預入等をする日までに提出されないときは、前項の規定により同条第三項の非課税貯蓄申告書とみなされた旧非課税貯蓄申告書は当該預入等をする日以後その効力を失うものとする。

6 昭和六十一年十二月三十一日以前に提出された旧非課税貯蓄申告書は、第四項の規定により新所得税法第十条第三項に規定する非課税貯蓄申告書とみなされるものを除き、同日においてその効力を失うものとする。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、旧預貯金等に係る新所得税法第十条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。（利子、配当、償還金等の受領者の告知に關する経過措置）

第二十九條 新所得税法第二百二十四條第一項の規定は、同項に規定する利子等又は配当等で昭和六十一年一月一日以後に支払の確定するものについて適用する。

2 新所得税法第二百二十四條第二項及び第三項の規定は、昭和六十一年一月一日以後に支払を受ける同条第二項に規定する利子、配当又は収益の分配について適用し、同日前に支払を受けた当該利子、配当又は収益の分配については、なお従前の例による。

3 新所得税法第二百二十四條第四項の規定は、昭和六十一年一月一日以後に発行される同条第五項に規定する割引債の償還金（買入消却が行われる場合にあつては、その買入の対価）について適用する。

（支払調書等に関する経過措置）

第三十條 新所得税法第二百二十五條第一項第一号及び第二号の規定は、昭和六十一年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二百三條第一項又は第二百四條第一項に規定する利子等又は配

当等について適用し、同日前に支払うべき当該利子等又は配当等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百二十八條第一項の規定は、昭和六十一年一月一日以後に支払を受ける同項に規定する利子等又は配当等について適用し、同日前に支払を受けた当該利子等又は配当等については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十一條 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第四十一條の十二の改正規定を削る。

附則第一條第二号を次のように改める。

二 削除

附則第七條を次のように改める。

第七條 削除

附則第二十條及び第二十二條を次のように改める。

第二十條及び第二十二條 削除

第三十二條 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十一條第十三項を次のように改める。

13 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）第一條の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「昭和六十一年新法」という。）第四十六條、第四十六條の二、第五十二條の二及び第五十二條の三の規定の適用については、昭和六十一年新法第四十六條第一項中「若しくは第五十一條」とあるのは、「第五十一條若しくは第五十八年改正法附則第十一條第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十八年改正法による改正前の租税特別措置法第四十八條（第四十六條の二第一項、



の規定に該当することとなるものに限る。）に対して改正前の入場税法（以下「旧法」という。）の規定により課された、又は課されるべき入場税



額に相当する金額を払い戻したときは、当該払戻しが旧法第十三条第一項の規定に該当する場合を除き、当該払戻しを新法第十三条第一項の払戻しと、当該払戻しに係る金額を同項の規定による控除を受けるべき金額とみなして、新法の規定を適用する。

4 この法律の施行前に旧法第八条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた主権者が、この法律の施行の日以後に同条第八項の規定に該当することとなつた場合における同日前に領収した入場料金に係る入場税については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる入場税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 審査報告書

あへん特別会計法を廃止する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年三月二十八日

大蔵委員長 藤井 裕久

参議院議長 木村 睦男殿

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、あへん特別会計の現況に顧み、同会計を昭和五十九年度限り廃止しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

##### 二、費用

本法律施行に伴い、昭和六十年一般会計予算において、あへん特別会計整理収入として、約十六億千三百万円が計上されている。

あへん特別会計法を廃止する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年三月二十八日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

あへん特別会計法を廃止する法律案

あへん特別会計法を廃止する法律案

あへん特別会計法(昭和三十年法律第三十一号)は、廃止する。

#### 附則

##### (施行期日)

1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 あへん特別会計法の廃止に伴う経過措置

支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。

3 昭和五十九年度のあへん特別会計の歳出予算に係る経費の金額のうち財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り越して使用することができる。

4 この法律の施行の際あへん特別会計に属する権利義務は、政令で定めるところにより、一般会計に帰属するものとする。

5 前項の規定により一般会計に帰属した現金は、同会計の歳入とする。

6 (退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律の一部改正)

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律の一部改正

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律の一部改正

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律の一部改正

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律の一部改正

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律の一部改正

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律の一部改正

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律の一部改正

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律の一部改正

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律の一部改正

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律の一部改正

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律の一部改正

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律の一部改正

昭和六十年三月二十九日 参議院會議録第十号

法人税法の一部を改正する法律案外四件

てゐるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。  
第一条中、「あへん特別会計」を削る。

#### 審査報告書

関税暫定措置法の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年三月二十八日

大蔵委員長 藤井 裕久

参議院議長 木村 睦男殿

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、多角的貿易交渉(東京ラウンド交渉)に基づき我が国の関税諸品目に係る実行関税率の段階的引下げの鉱工業品及び開発途上国関連の農林水産品についての二年分の繰上げ並びにその他の農林水産品についての一年分の繰上げ、ぶどう酒、クラフト紙等の関税率の引下げ並びに鉱工業品に係る特惠関税の適用限度額等の拡大を図るとともに、アルミニウムの塊に係る関税の免税制度を減税制度に改正するほか、昭和六十年三月三十一日に適用期限の到来する石油に係る関税の減税還付制度及びとうもろこし等の暫定関税率に係る適用期限を延長する等所要の改正を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

##### 二、費用

本法律施行に伴う昭和六十年一般会計の関税減収見込額は、約二百七十億円、石炭並びに

石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の原油関税減収見込額は、約八億円である。

#### 附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、関税率の引下げに当たっては、国内産業、特に農林水産業、中小企業への影響に十分配慮し、それらの体質改善を図りつつ、開発途上国の事情にも配慮して国際的経済協調を進めるとともに、国民生活の安定に寄与するよう努めること。

二、世界経済の中における我が国の立場を踏まえ、自由貿易体制の維持強化、世界経済の活性化に貢献するため、新しい多角的貿易交渉の推進に今後とも積極的役割を果たすよう努めること。

三、伸長する輸出入貿易に伴う税関業務の増大に加え、覚せい剤、銃砲等の取締りが大きな社会問題となつてきていることにかんがみ、通関制度等の一層の見直しを行うことにより、税関業務の効率的、重点的運用に努め、特殊な職務に従事する税関職員についてその要員の確保と処遇の改善に努めること。  
右決議する。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年三月二十八日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

昭和六十年三月二十九日 参議院會議録第十号 法人税法の一部を改正する法律案外四件

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法(昭和三十三年法律第三十六号)

の二部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和六十年三月三十一日まで」

を「昭和六十年三月三十一日まで(同表の品名の欄にこれと異なる期限又は期間を定めているものにあつては、当該期限又は当該期間内に改め、同条第二項中「別表第一の二」を「別表第一の二(A)」に、「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十一年十二月三十一日」に、「別表第一の三」を「別表第一の二(B)」に、「昭和五十九年十二月三十一日」を「昭和六十年十二月三十一日」に改める。

第六条の四を次のように改める。

(アルミニウムの塊の減税)

第六条の四 関税定率法別表第七六・〇一号の一に掲げるアルミニウムの塊(アルミニウムの含有量が全重量の九九・九五パーセント以上のものを除く。以下この条において「アルミニウムの塊」という。)で本邦においてアルミニウム製錬業を営む者(電解炉を用いてアルミニウムの塊の生産を行う者に限る。)が昭和六十一年三月三十一日まで輸入するものについては、特定産業構造改善臨時措置法(昭和五十三年法律第四十四号)第三条第一項の規定により定められたアルミニウム製錬業に係る構造改善基本計画に基づき昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に処理を行うべきものとされている設備に係るアルミニウムの塊の年間生産能力の合計数量に相当する数量の範囲内

のものに限り、政令で定めるところにより、その関税の率をパーセントに軽減する。

第七條第一項及び第四項、第七條の二第二項並びに第七條の三第一項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改める。

第七條の四第一項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に、「三百五十円」を「四百四十円」に、「三百円」を「三百七十円」に改める。

第八條第一項中「別表第一の四」を「別表第一の三」に改める。

第八條の二第二項第二号中「別表第一の二の税率、別表第一の三の税率及び」を「別表第一の二(A)及び(B)の税率並びに」に改める。

第八條の三第二項中、第五七・〇六号及び第五七・一〇号を「及び第五七・〇六号」に改める。

第八條の四第一項中「及び第五七・一〇号」、「同条第三項」及び「第三項」を削り、同条第五項中「第三項」を削る。

第八條の六第四項中「第三項」を削る。

附則第三項中「第五九・〇四号の一から四まで」を「第五七・一〇号、第五九・〇四号の一から四まで」に改め、附則第四項の次に次の一項を加える。

5 関税暫定措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)の規定による改正後の関税暫定措置法第八條の四第一項前段及び第二項の規定の昭和六十一年度における適用については、第一項前段の規定中「加算した額又は数量」とあるのは「加算した額又は数量に百分の百六を乗じて得た額又は数量」と、第二項中「前年度における当該特恵対象物品の限度額等」とあるのは「前年度における当該特恵対象物品の限度額等(同項の特別特恵受益国を原産地とする

二九二

関税定率法別表第五七・一〇号に掲げる物品に係る輸入額又は輸入数量が含まれている場合には、当該輸入額又は輸入数量を控除したものとす。

は「加算した額又は数量に百分の百三を乗じて得た額又は数量」と、「前年度における当該特恵対象物品の限度額等」とあるのは「前年度における当該特恵対象物品の限度額等(同項の特別

別表第一の二第二〇二・〇一号を「及び第一六・〇二号」に改める。

〇二・〇一号を次のように改める。

一・〇三号又は第一〇・〇四号に該当する動物のもので、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。

一 牛の肉及びくず肉のうち臓器及び舌

二 豚の肉及びくず肉のうち

(1) 枝肉

(i) はく皮したもの

1 課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を一・〇五で除して得た額以下のもの

2 その他のもの

(ii) はく皮していないもの

1 課税価格が一キログラムにつき、はく皮していない枝肉に係る基準輸入価格を一・〇五で除して得た額以下のもの

2 その他のもの

一キログラムにつき、当該基準輸入価格と課税価格との差額

五%

一キログラムにつき、当該基準輸入価格と課税価格との差額

五%

|                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(2) その他のもの (臓器を除く。)</p> <p>(i) 課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を〇・七八七五で除して得た額以下のもの</p> <p>一キログラムにつき、当該基準輸入価格を〇・七五で除して得た額と課税価格との差額五%</p> <p>無税</p>                                                                                 | <p>その他の豚の肉塊 (一個当たりの重量が一〇グラム以上のものに限る。)のみから成る調製品 (調味料、香料その他これらに類する物品を加えてあるかどうかを問わない。)</p> <p>(i) 課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格に七分の一五を乗じて得た額以下のもの</p> <p>一キログラムにつき、当該基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額一〇%</p>                                                                                              |
| <p>別表第一第四・〇二号中</p> <p>砂糖を加えてないもの</p> <p>(1) 調製したホエイ (粉状又は粒状のもので、乳幼児用調製粉乳の原料として使用されるものに限る。)</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>一〇%<br/>二五%<br/>に改める。</p>                                                                                       | <p>(ii) その他のもの</p> <p>(1) トマト</p> <p>二〇%<br/>に改める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>別表第一第四・〇五号の次に次の一号を加える。</p> <p>〇五・〇七</p> <p>羽毛皮及びその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分 (縁を整えてあるかどうかを問わない。)並びに鳥の綿毛 (加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限り。)並びに羽毛又はその部分の粉及びくず</p> <p>二 その他のもの</p> <p>無税</p>                                        | <p>別表第一第二〇・〇二号中</p> <p>(1) トマト</p> <p>二〇%<br/>に改める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>別表第一第一〇八・〇五号中</p> <p>(3) マカダミアナット</p> <p>(4) ピスタチオナット及びペカン</p> <p>一二%<br/>一六%<br/>に改める。</p>                                                                                                                                      | <p>別表第一第二〇・〇三号を次のように改める。</p> <p>二〇・〇三</p> <p>冷凍果実 (砂糖を加えたものに限る。)のうち</p> <p>(1) サワーチェリー</p> <p>(2) ベリー</p> <p>(3) その他のもの (パイナップルを除く。)</p> <p>二二三%<br/>二〇%<br/>二八%</p>                                                                                                                                          |
| <p>別表第一第一〇八・一二号中</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>一二%<br/>一五%<br/>に改める。</p>                                                                                                                                                                 | <p>別表第一第二〇・〇六号中「砂糖を加えたもので、缶詰、瓶詰又はつぼ詰のもの」を「砂糖を加えたもので、缶詰、瓶詰若しくはつぼ詰のもの又は砂糖を加えてない桃」に</p> <p>(4) その他のもの (パルプ状にしたものを除く。)</p> <p>(4) その他のもの (パルプ状にしたものを除く。)</p> <p>(i) ベリー及びブルーベリー</p> <p>(ii) その他のもの</p> <p>(5) その他のもの (いつた落花生以外のものに限るものとし、パルプ状にしたものを除く。)</p> <p>二八%<br/>二八%<br/>二二三%<br/>二八%<br/>二〇%<br/>に改める。</p> |
| <p>別表第一第一五・〇七号中「三円」を「二〇円七〇銭」に改める。</p> <p>別表第一第一六・〇二号を次のように改める。</p> <p>一六・〇二</p> <p>肉又はくず肉のその他の調製品</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(1) 牛肉、豚肉又はこれらのくず肉を含有しないもの</p> <p>(2) ハム及びベーコン (滅菌したものを除く。)、プレスハム (つなぎを除く原料肉塊が豚肉のものに限る。)並びに</p> <p>一〇%</p> | <p>別表第一第二〇・〇六号中「砂糖を加えたもので、缶詰、瓶詰又はつぼ詰のもの」を「砂糖を加えたもので、缶詰、瓶詰若しくはつぼ詰のもの又は砂糖を加えてない桃」に</p> <p>(4) その他のもの (パルプ状にしたものを除く。)</p> <p>(4) その他のもの (パルプ状にしたものを除く。)</p> <p>(i) ベリー及びブルーベリー</p> <p>(ii) その他のもの</p> <p>(5) その他のもの (いつた落花生以外のものに限るものとし、パルプ状にしたものを除く。)</p> <p>二八%<br/>二八%<br/>二二三%<br/>二八%<br/>二〇%<br/>に改める。</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(5) その他のもの(いつた落花生以外のものに限るものと<br/>し、パルプ状にしたものを除く。)</p> <p>(i) プルーン</p> <p>(ii) その他のもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>一六%</p> <p>二〇%</p> <p>に改める。</p>                                                                                                     |
| <p>(i) 砂糖を加えたものうち<br/>トマトジュース以外のもの</p> <p>(ii) その他のもの</p> <p>(1) 混合野菜ジュース</p> <p>(i) 気密容器入りのもの</p> <p>(ii) その他のもの</p> <p>(2) その他のもの(トマトジュース以外の<br/>ものに限るものとし、気密容器入りの<br/>ものを除く。)</p>                                                                                                                                                              | <p>一三・五%</p> <p>一一%</p> <p>九%</p> <p>一二%</p> <p>を</p>                                                                                  |
| <p>(i) 砂糖を加えたもの</p> <p>(1) トマトジュース</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>(ii) その他のもの</p> <p>(1) トマトジュース</p> <p>(2) 混合野菜ジュース</p> <p>(3) その他のもの</p>                                                                                                                                                                                                              | <p>二五%</p> <p>一三・五%</p> <p>二〇%</p> <p>九%</p> <p>一二%</p> <p>に改める。</p>                                                                   |
| <p>別表第一第二一・〇四号中</p> <p>(i) マヨネーズ</p> <p>(ii) トマトケチャップ及びトマトソースのうち<br/>トマトケチャップ</p> <p>(iii) マヨネーズ</p>                                                                                                                                                                                                                                              | <p>二〇%</p> <p>二〇%</p> <p>に改める。</p> <p>二〇%</p> <p>を</p>                                                                                 |
| <p>別表第一第二二・〇七号を次のように改める。</p> <p>二二・〇七 調製食料品(他の号に該当するものを除く。)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(i) 砂糖を加えたもの</p> <p>(1) ピーナツバター</p> <p>(2) スイートコーンのもの</p> <p>(3) その他のもの(しよ糖の重量が全重量の五〇%未満の<br/>ものに限るものとし、おたねにんじん又はそのエキス<br/>を含有する飲料のものを除く。)</p> <p>(ii) その他のもの</p> <p>B その他のもの</p> <p>(b) その他のもの</p> <p>(1) 植物性たんばく及びスイートコーンのもの</p> <p>(2) チューインガム及びピーナツバター</p> | <p>一二%</p> <p>一七・五%</p> <p>二八%</p> <p>一二・五%</p> <p>一〇%</p> <p>を</p>                                                                    |
| <p>別表第一第二二・〇五号中「四五五円」を「三六〇円」に、「一六〇円」を「八〇円」に、</p> <p>(2) その他のもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>一リットル<br/>につき二八<br/>〇円</p> <p>を</p>                                                                                                 |
| <p>(2) その他のもの</p> <p>(i) シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒</p> <p>(ii) その他のもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>一リットル<br/>につき三三<br/>〇円</p> <p>三八%(そ<br/>の率が一リ<br/>ットルにつ<br/>き二八〇円<br/>の従量税率<br/>より高いと<br/>きは、それ<br/>ぞれ当該従<br/>量税率)</p> <p>に改める。</p> |
| <p>(1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの(気<br/>密容器以外の小売容器入りのものに限るものとし、乳糖の含有量<br/>が全重量の一〇%以上のもの及び粗たんばく質の含有量が全重量の三五%以上のものを除く。)</p>                                                                                                                                                                                                                            | <p>一五%</p> <p>を</p>                                                                                                                    |
| <p>別表第一第二七・一〇号中「二五円」を「九五円」に、</p> <p>(i) 灯油</p> <p>B その他のもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>一二%</p> <p>に改める。</p> <p>一キロリッ<br/>トルにつき<br/>一、〇一〇<br/>円</p> <p>を</p>                                                                |

## (一) 灯油

B その他のもの

- (1) ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)
- (2) その他のもの

無税  
一キロリットルにつき  
一、〇一〇円  
に改める。

## 別表第一第二七・一一号中

- (i) アンモニア、メチルアルコール、ニ―エチルヘキシルアルコール又はオレフィン系炭化水素の製造に使用するもの

一トンにつき  
二八〇円  
を

- (i) アンモニア、ニ―エチルヘキシルアルコール、オレフィン系炭化水素又は無水マレイン酸の製造に使用するもの

一トンにつき  
五五〇円  
に、

を「二〇〇円」に改める。

## 別表第一第二九・一三号中

- (2) しょう腦(融点が温度一七五度以上のものを除く。)

無税  
を

- (i) 融点が温度一七五度以上のもの
- (ii) その他のもの

八・二%  
に改める。  
無税  
に改める。

## 別表第一第二九・三五号中

九 サントニン

二〇%  
を

## 九 サントニン

## 別表第一三五・〇一―号の次に次の一号を加える。

三五・〇二 アルブミン、アルブミンナート及びその他のアルブミン誘導体

一〇%  
を

## 別表第一三五・〇四号中「一〇・四%」を「八・五%」に改める。

## 別表第一三七・〇一―号中「八・二%」を「七・二%」に改める。

## 別表第一三七・〇二号中「二%」を「六%」に改める。

(一) その他のもの

- (1) エックス線用のもの
- (2) その他のもの

(二) その他のもの

(三) その他のもの

(四) その他のもの

(五) その他のもの

## 別表第一三七・〇三号中「二%」を「四%」に改める。

六%  
に改める。

## 別表第一第三八・一九号中「一・九%」を「一・二%」に改める。

## 別表第一第四〇・一一号を次のように改める。

## 四〇・一一

ゴム製のタイヤ、タイヤケース、交換性タイヤトレッド、インナーチューブ及びタイヤフラップ(車輪用のものに限る。)

一 自動車用のもの(公称の幅が一〇・六ミリメートルを超えるタイヤ及びタイヤケース並びにこれらに使用するインナーチューブ及びタイヤフラップに限る。)

二 その他のもの

三 その他のもの

## 別表第一第四〇・一六号の次に次の一号を加える。

## 四一・〇二

牛革(水牛革を含む。及び馬属の動物の革(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。))

二 その他のもの

(一) その他のもの

クロムなめしのもの(フルグレーション又はグレーススプリットで、半なめしのものに限る。)

二 ミンク又はうさぎの毛皮のうちうさぎの毛皮

## 別表第一第四三・〇一―号中

二 ミンク又はうさぎの毛皮

(1) うさぎの毛皮

(2) ミンクの毛皮

(3) ミンクの毛皮

(4) ミンクの毛皮

(5) ミンクの毛皮

(6) ミンクの毛皮

(7) ミンクの毛皮

(8) ミンクの毛皮

(9) ミンクの毛皮

(10) ミンクの毛皮

(11) ミンクの毛皮

(12) ミンクの毛皮

(13) ミンクの毛皮

(14) ミンクの毛皮

(15) ミンクの毛皮

(16) ミンクの毛皮

(17) ミンクの毛皮

(18) ミンクの毛皮

(19) ミンクの毛皮

(20) ミンクの毛皮

(21) ミンクの毛皮

(22) ミンクの毛皮

(23) ミンクの毛皮

(24) ミンクの毛皮

(25) ミンクの毛皮

(26) ミンクの毛皮

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

無税  
に改める。

昭和六十年三月二十九日 参議院會議録第十号 法人税法の一部を改正する法律案外四件

別表第一第五六・〇一を次のように改める。

五六・〇一 人造繊維の短繊維(カードし、コムし又はその他の紡績準備の処理をしたものを除く。)

一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの

二 その他のもの

別表第一第五八・〇四号中 (一) アストラカン織り又はシル織りのもの

(一) アストラカン織り又はシル織りのもの

別表第一第五九・一五号中 一 亜麻製又はラミー製のもの

一 亜麻製又はラミー製のもの

三 その他のもの

三 その他のもの

(1) 綿製のもの

(2) その他のもの

別表第一第六一・〇五号中「二%」を「一・三%」に改める。

別表第一第六一・〇六号中「七・五%」を「六・六%」に改める。

別表第一第六一・〇七号中「一〇・二%」を「九・八%」に改める。

別表第一第六二・〇四号中「一六%」を「無税」に改める。

別表第一第六四・〇一号中「スキー靴」を「スキー靴で、昭和六十五年三月三十一日までに輸入されるもの」に改める。

別表第一第六五・〇一号中「一〇%」を「四・五%」に改める。

別表第一第六五・〇二号中「一〇%」を「四・三%」に改める。

別表第一第六五・〇三号中「九%」を「無税」に改める。

別表第一第六五・〇四号中「七・五%」を「無税」に改める。

別表第一第六六・〇二号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一第六七・〇二号中「二%」を「無税」に改める。

別表第一第六七・〇三号中「一六%」を「七・五%」に改める。

別表第一第六七・〇二号中「七・五%」を「七・八%」に改める。

別表第一第六七・〇三号中「二〇%」を「八・二%」に改める。

別表第一第六七・〇五号中「一七・五%」を「七・八%」に、「二〇%」を「八・二%」に改める。

別表第一第七三・〇七号中 二 その他のもの

(1) ビレット及びスラブ

一〇%

六%

八%

無税

無税

一六%

無税

二二%

二二%

無税

無税

二二%

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

二九六

別表第一第七四・一五号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一第七四・一八号中「五・八%」を「五・一%」に改める。

別表第一第七四・一九号及び第七五・〇六号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一七七・〇一号中「六・六%」を「六・九%」に、「八・六%」を「六・五%」に改める。

別表第一七八・〇一号中「一六〇円三七銭」を「一六四円二五銭」に、「六%」を「三・五%」に、「九・六%」を「四・七%」に改める。

別表第一七八・〇一号中「一六〇円三七銭」を「一六四円二五銭」に、「六%」を「三・五%」に、「九・六%」を「四・七%」に改める。

別表第一八二・〇九号中「五・九%」を「五・五%」に改める。

別表第一八二・一三号中「五・九%」を「五・五%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一八二・一四号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一八二・一五号中「六・四%」を「無税」に改める。

別表第一八三・〇一号及び第八三・〇二号中「五・八%」を「五・一%」に改める。

別表第一八三・〇六号及び第八三・〇九号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一八四・二二号中

(1) 部分品

(2) その他のもの

三 その他のもの

(1) 部分品

(2) その他のもの

別表第一八四・二五号を次のように改める。

八四・二五 収穫機、脱穀機、わら用又は乾草用のプレス、草刈機、種用、穀物用又は豆用の風力選別機その他これに類するクリーニング機及び卵その他の農産物の分類機(第八四・二九号に該当するパン用穀物の製粉用機械を除く。)

(1) ハイベーター

(2) その他のもの

別表第一八四・六一号中「三・六%」を「二%」に改める。

別表第一八五・二二号中「昭和六〇年三月三十一日」を「昭和六一年三月三十一日」に改める。

別表第一八七・〇一号に該当するトラクターの

(1) 第八七・〇一に該当するトラクターの部分品(無限軌道式トラクター用のものを除く。)

(2) 第八七・〇一に該当するトラクターの部分品(無限軌道式トラクター用のものを除く。)

(3) 第八七・〇一に該当するトラクターの部分品(無限軌道式トラクター用のものを除く。)

二九六

二九六

二九六

二九六

二九六

二九六

二九六

二九六

二九六

二九六

二九六

二九六

二九六

二九六

二九六

二九六

二九六

二九六

二九六

二九六

二九六

二九六

二九六

二九六

二九六

二九六

二九六

二九六



別表第一第九〇・〇五号中「四・七％」を「四・二％」に改める。

別表第一第九〇・一七号中「齒科用の機器」を削り、「(2) その他のもの」に改める。

(2) 齒科用の機器並びにその部分品及び附属品  
四・五％  
四・九％に改める。

(3) その他のもの  
無税

別表第一第九〇・二八号中  
(1) 速度計及び回転速度計並びに自動調整機器(自動車用のものに限る。)  
無税  
(2) その他のもの  
一二％

(1) 速度計及び回転速度計並びに自動調整機器(自動車用のものに限る。)  
無税  
(2) 電磁式分析機器、寸法定機(マイクロメーター及び指針測微器を除く。及び動力試験機  
二・五％  
一二％に改める。

(3) その他のもの  
無税

別表第一第九一・〇九号中「六・八％」を「五・七％」に改める。

別表第一第九一・一〇号中「七・九％」を「七・二％」に改める。

別表第一第九四・〇三号中「五・六％」を「四・八％」に改める。

別表第一第九六・〇五号中「六・四％」を「五・八％」に改める。

別表第一第九八・〇三号中「九・六％」を「七・五％」に、「二円七二銭」を「二円八九銭」に、「一〇・二％」を「八・二％」に改める。

別表第一第九八・一〇号中「四・七％」を「四・二％」に改める。

別表第一第九八・一〇号中「六・八％」を「六・四％」に、「五・八％」を「五・一％」に、「六・四％」を「五・八％」に改める。

別表第一第九八・一一号、第九八・一二号及び第九八・一四号中「六・四％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二 特別軽減関税率表(第二条、第八条の二、第八条の六関係)  
(A)  
別表第一の二第二〇二・一〇一号を削る。

別表第一の二第二〇三・〇三号中「塩水づけ」を「塩水漬」に、  
(一) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの  
三・一％  
三％  
(二) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの  
五％

別表第一の二第二〇二・一〇一号を削る。

別表第一の二第二〇三・〇三号中「塩水づけ」を「塩水漬」に、  
(一) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの  
三・一％  
三％  
(二) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの  
五％

別表第一の二第二〇二・一〇一号を削る。

別表第一の二第二〇三・〇三号中「塩水づけ」を「塩水漬」に、  
(一) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの  
三・一％  
三％  
(二) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの  
五％

別表第一の二第二〇二・一〇一号を削る。

別表第一の二第二〇三・〇三号中「塩水づけ」を「塩水漬」に、  
(一) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの  
三・一％  
三％  
(二) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの  
五％

別表第一の二第二〇二・一〇一号を削る。

別表第一の二第二〇三・〇三号中「塩水づけ」を「塩水漬」に、  
(一) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの  
三・一％  
三％  
(二) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの  
五％

別表第一の二第二〇二・一〇一号を削る。

別表第一の二第二〇三・〇三号中「塩水づけ」を「塩水漬」に、  
(一) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの  
三・一％  
三％  
(二) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの  
五％

別表第一の二第二〇二・一〇一号を削る。

〇二・〇六  
肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水漬、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。)  
二  
その他のもののうち  
豚及び牛のもの以外のもの  
魚(生きているものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)  
二  
その他のもの  
(一) その他のもの  
A  
にしん(クルマエビ属の魚)及びその卵、たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コラピス属の魚)のうち  
たらの卵(冷凍のものに限る。)  
その他のもの  
B  
さめ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
バラクータ(かます科及びくろたちかます科のものに限る。及びキングクリップ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。並びにたい(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
魚(塩蔵、塩水漬又は乾燥のものに限る。及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)  
一  
魚卵のうち  
たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの  
〇六・〇三  
切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)

〇三・〇一  
肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水漬、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。)  
二  
その他のもののうち  
豚及び牛のもの以外のもの  
魚(生きているものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)  
二  
その他のもの  
(一) その他のもの  
A  
にしん(クルマエビ属の魚)及びその卵、たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コラピス属の魚)のうち  
たらの卵(冷凍のものに限る。)  
その他のもの  
B  
さめ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
バラクータ(かます科及びくろたちかます科のものに限る。及びキングクリップ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。並びにたい(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
魚(塩蔵、塩水漬又は乾燥のものに限る。及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)  
一  
魚卵のうち  
たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの  
〇六・〇三  
切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)

〇三・〇一  
肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水漬、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。)  
二  
その他のもののうち  
豚及び牛のもの以外のもの  
魚(生きているものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)  
二  
その他のもの  
(一) その他のもの  
A  
にしん(クルマエビ属の魚)及びその卵、たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コラピス属の魚)のうち  
たらの卵(冷凍のものに限る。)  
その他のもの  
B  
さめ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
バラクータ(かます科及びくろたちかます科のものに限る。及びキングクリップ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。並びにたい(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
魚(塩蔵、塩水漬又は乾燥のものに限る。及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)  
一  
魚卵のうち  
たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの  
〇六・〇三  
切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)

〇三・〇一  
肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水漬、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。)  
二  
その他のもののうち  
豚及び牛のもの以外のもの  
魚(生きているものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)  
二  
その他のもの  
(一) その他のもの  
A  
にしん(クルマエビ属の魚)及びその卵、たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コラピス属の魚)のうち  
たらの卵(冷凍のものに限る。)  
その他のもの  
B  
さめ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
バラクータ(かます科及びくろたちかます科のものに限る。及びキングクリップ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。並びにたい(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
魚(塩蔵、塩水漬又は乾燥のものに限る。及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)  
一  
魚卵のうち  
たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの  
〇六・〇三  
切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)

〇三・〇一  
肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水漬、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。)  
二  
その他のもののうち  
豚及び牛のもの以外のもの  
魚(生きているものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)  
二  
その他のもの  
(一) その他のもの  
A  
にしん(クルマエビ属の魚)及びその卵、たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コラピス属の魚)のうち  
たらの卵(冷凍のものに限る。)  
その他のもの  
B  
さめ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
バラクータ(かます科及びくろたちかます科のものに限る。及びキングクリップ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。並びにたい(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
魚(塩蔵、塩水漬又は乾燥のものに限る。及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)  
一  
魚卵のうち  
たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの  
〇六・〇三  
切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)

〇三・〇一  
肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水漬、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。)  
二  
その他のもののうち  
豚及び牛のもの以外のもの  
魚(生きているものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)  
二  
その他のもの  
(一) その他のもの  
A  
にしん(クルマエビ属の魚)及びその卵、たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コラピス属の魚)のうち  
たらの卵(冷凍のものに限る。)  
その他のもの  
B  
さめ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
バラクータ(かます科及びくろたちかます科のものに限る。及びキングクリップ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。並びにたい(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
魚(塩蔵、塩水漬又は乾燥のものに限る。及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)  
一  
魚卵のうち  
たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの  
〇六・〇三  
切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)

〇三・〇一  
肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水漬、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。)  
二  
その他のもののうち  
豚及び牛のもの以外のもの  
魚(生きているものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)  
二  
その他のもの  
(一) その他のもの  
A  
にしん(クルマエビ属の魚)及びその卵、たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コラピス属の魚)のうち  
たらの卵(冷凍のものに限る。)  
その他のもの  
B  
さめ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
バラクータ(かます科及びくろたちかます科のものに限る。及びキングクリップ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。並びにたい(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
魚(塩蔵、塩水漬又は乾燥のものに限る。及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)  
一  
魚卵のうち  
たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの  
〇六・〇三  
切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)

〇三・〇一  
肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水漬、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。)  
二  
その他のもののうち  
豚及び牛のもの以外のもの  
魚(生きているものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)  
二  
その他のもの  
(一) その他のもの  
A  
にしん(クルマエビ属の魚)及びその卵、たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コラピス属の魚)のうち  
たらの卵(冷凍のものに限る。)  
その他のもの  
B  
さめ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
バラクータ(かます科及びくろたちかます科のものに限る。及びキングクリップ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。並びにたい(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
魚(塩蔵、塩水漬又は乾燥のものに限る。及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)  
一  
魚卵のうち  
たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの  
〇六・〇三  
切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)

〇三・〇一  
肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水漬、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。)  
二  
その他のもののうち  
豚及び牛のもの以外のもの  
魚(生きているものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)  
二  
その他のもの  
(一) その他のもの  
A  
にしん(クルマエビ属の魚)及びその卵、たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コラピス属の魚)のうち  
たらの卵(冷凍のものに限る。)  
その他のもの  
B  
さめ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
バラクータ(かます科及びくろたちかます科のものに限る。及びキングクリップ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。並びにたい(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
魚(塩蔵、塩水漬又は乾燥のものに限る。及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)  
一  
魚卵のうち  
たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの  
〇六・〇三  
切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)

〇三・〇一  
肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水漬、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。)  
二  
その他のもののうち  
豚及び牛のもの以外のもの  
魚(生きているものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)  
二  
その他のもの  
(一) その他のもの  
A  
にしん(クルマエビ属の魚)及びその卵、たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コラピス属の魚)のうち  
たらの卵(冷凍のものに限る。)  
その他のもの  
B  
さめ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
バラクータ(かます科及びくろたちかます科のものに限る。及びキングクリップ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。並びにたい(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
魚(塩蔵、塩水漬又は乾燥のものに限る。及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)  
一  
魚卵のうち  
たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの  
〇六・〇三  
切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)

〇三・〇一  
肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水漬、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。)  
二  
その他のもののうち  
豚及び牛のもの以外のもの  
魚(生きているものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)  
二  
その他のもの  
(一) その他のもの  
A  
にしん(クルマエビ属の魚)及びその卵、たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コラピス属の魚)のうち  
たらの卵(冷凍のものに限る。)  
その他のもの  
B  
さめ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
バラクータ(かます科及びくろたちかます科のものに限る。及びキングクリップ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。並びにたい(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
魚(塩蔵、塩水漬又は乾燥のものに限る。及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)  
一  
魚卵のうち  
たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの  
〇六・〇三  
切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)

〇三・〇一  
肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水漬、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。)  
二  
その他のもののうち  
豚及び牛のもの以外のもの  
魚(生きているものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)  
二  
その他のもの  
(一) その他のもの  
A  
にしん(クルマエビ属の魚)及びその卵、たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コラピス属の魚)のうち  
たらの卵(冷凍のものに限る。)  
その他のもの  
B  
さめ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
バラクータ(かます科及びくろたちかます科のものに限る。及びキングクリップ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。並びにたい(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
魚(塩蔵、塩水漬又は乾燥のものに限る。及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)  
一  
魚卵のうち  
たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの  
〇六・〇三  
切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)

〇三・〇一  
肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水漬、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。)  
二  
その他のもののうち  
豚及び牛のもの以外のもの  
魚(生きているものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)  
二  
その他のもの  
(一) その他のもの  
A  
にしん(クルマエビ属の魚)及びその卵、たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コラピス属の魚)のうち  
たらの卵(冷凍のものに限る。)  
その他のもの  
B  
さめ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
バラクータ(かます科及びくろたちかます科のものに限る。及びキングクリップ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。並びにたい(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
魚(塩蔵、塩水漬又は乾燥のものに限る。及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)  
一  
魚卵のうち  
たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの  
〇六・〇三  
切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)

〇三・〇一  
肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水漬、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。)  
二  
その他のもののうち  
豚及び牛のもの以外のもの  
魚(生きているものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)  
二  
その他のもの  
(一) その他のもの  
A  
にしん(クルマエビ属の魚)及びその卵、たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コラピス属の魚)のうち  
たらの卵(冷凍のものに限る。)  
その他のもの  
B  
さめ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
バラクータ(かます科及びくろたちかます科のものに限る。及びキングクリップ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。並びにたい(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
魚(塩蔵、塩水漬又は乾燥のものに限る。及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)  
一  
魚卵のうち  
たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの  
〇六・〇三  
切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)

〇三・〇一  
肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水漬、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。)  
二  
その他のもののうち  
豚及び牛のもの以外のもの  
魚(生きているものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)  
二  
その他のもの  
(一) その他のもの  
A  
にしん(クルマエビ属の魚)及びその卵、たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コラピス属の魚)のうち  
たらの卵(冷凍のものに限る。)  
その他のもの  
B  
さめ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
バラクータ(かます科及びくろたちかます科のものに限る。及びキングクリップ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。並びにたい(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
魚(塩蔵、塩水漬又は乾燥のものに限る。及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)  
一  
魚卵のうち  
たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの  
〇六・〇三  
切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)

〇三・〇一  
肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水漬、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。)  
二  
その他のもののうち  
豚及び牛のもの以外のもの  
魚(生きているものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)  
二  
その他のもの  
(一) その他のもの  
A  
にしん(クルマエビ属の魚)及びその卵、たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コラピス属の魚)のうち  
たらの卵(冷凍のものに限る。)  
その他のもの  
B  
さめ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
バラクータ(かます科及びくろたちかます科のものに限る。及びキングクリップ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。並びにたい(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
魚(塩蔵、塩水漬又は乾燥のものに限る。及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)  
一  
魚卵のうち  
たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの  
〇六・〇三  
切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)

〇三・〇一  
肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水漬、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。)  
二  
その他のもののうち  
豚及び牛のもの以外のもの  
魚(生きているものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)  
二  
その他のもの  
(一) その他のもの  
A  
にしん(クルマエビ属の魚)及びその卵、たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コラピス属の魚)のうち  
たらの卵(冷凍のものに限る。)  
その他のもの  
B  
さめ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
バラクータ(かます科及びくろたちかます科のものに限る。及びキングクリップ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。並びにたい(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
魚(塩蔵、塩水漬又は乾燥のものに限る。及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)  
一  
魚卵のうち  
たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの  
〇六・〇三  
切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)

〇三・〇一  
肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水漬、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。)  
二  
その他のもののうち  
豚及び牛のもの以外のもの  
魚(生きているものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)  
二  
その他のもの  
(一) その他のもの  
A  
にしん(クルマエビ属の魚)及びその卵、たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コラピス属の魚)のうち  
たらの卵(冷凍のものに限る。)  
その他のもの  
B  
さめ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
バラクータ(かます科及びくろたちかます科のものに限る。及びキングクリップ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。並びにたい(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
魚(塩蔵、塩水漬又は乾燥のものに限る。及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)  
一  
魚卵のうち  
たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの  
〇六・〇三  
切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)

〇三・〇一  
肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水漬、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。)  
二  
その他のもののうち  
豚及び牛のもの以外のもの  
魚(生きているものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)  
二  
その他のもの  
(一) その他のもの  
A  
にしん(クルマエビ属の魚)及びその卵、たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コラピス属の魚)のうち  
たらの卵(冷凍のものに限る。)  
その他のもの  
B  
さめ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
バラクータ(かます科及びくろたちかます科のものに限る。及びキングクリップ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。並びにたい(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
魚(塩蔵、塩水漬又は乾燥のものに限る。及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)  
一  
魚卵のうち  
たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの  
〇六・〇三  
切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)

〇三・〇一  
肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水漬、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。)  
二  
その他のもののうち  
豚及び牛のもの以外のもの  
魚(生きているものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)  
二  
その他のもの  
(一) その他のもの  
A  
にしん(クルマエビ属の魚)及びその卵、たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コラピス属の魚)のうち  
たらの卵(冷凍のものに限る。)  
その他のもの  
B  
さめ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
バラクータ(かます科及びくろたちかます科のものに限る。及びキングクリップ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。並びにたい(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
魚(塩蔵、塩水漬又は乾燥のものに限る。及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)  
一  
魚卵のうち  
たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの  
〇六・〇三  
切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)

〇三・〇一  
肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水漬、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。)  
二  
その他のもののうち  
豚及び牛のもの以外のもの  
魚(生きているものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)  
二  
その他のもの  
(一) その他のもの  
A  
にしん(クルマエビ属の魚)及びその卵、たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コラピス属の魚)のうち  
たらの卵(冷凍のものに限る。)  
その他のもの  
B  
さめ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
バラクータ(かます科及びくろたちかます科のものに限る。及びキングクリップ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。並びにたい(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
魚(塩蔵、塩水漬又は乾燥のものに限る。及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)  
一  
魚卵のうち  
たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの  
〇六・〇三  
切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)

〇三・〇一  
肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水漬、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。)  
二  
その他のもののうち  
豚及び牛のもの以外のもの  
魚(生きているものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)  
二  
その他のもの  
(一) その他のもの  
A  
にしん(クルマエビ属の魚)及びその卵、たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コラピス属の魚)のうち  
たらの卵(冷凍のものに限る。)  
その他のもの  
B  
さめ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
バラクータ(かます科及びくろたちかます科のものに限る。及びキングクリップ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。並びにたい(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)  
魚(塩蔵、塩水漬又は乾燥のものに限る。及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)  
一  
魚卵のうち  
たら(ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの  
〇六・〇三  
切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)

〇三・〇一  
肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水漬、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。)  
二  
その他のもののうち  
豚及び牛のもの以外のもの  
魚(生きているものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)  
二  
その他のもの  
(一) その他のもの  
A

昭和六十年三月二十九日 参議院會議録第十号 法人税法の一部を改正する法律案外四件

次に次の四号を加える。

○八・〇二 かんきつ類の果実(生鮮又は乾燥のものに限る。)

三 グレープフルーツ

毎年六月一日から同年十一月三〇日まで輸入されるもの  
毎年十二月一日から翌年五月三十一日まで輸入されるもの

一二%

二五%

○八・〇六 りんご、なし及びマルメロ(生鮮のものに限る。)のうち  
なし及びマルメロ

八%

○八・一〇

冷凍果実(あらかじめ加熱による調理をしてあるかどうかを問わないものとし、糖類を加えてないものに限る。)のうち  
パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、プリンピン、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンプ、レンボ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴスチン、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ

一二%

○九・〇四

二 その他のもの  
(イ) 粉砕し又は混合したもの  
こしより属のベッパ及びとうがらし属又はビメンタ属のビメン

(イ) 粉砕し又は混合したもの

三・五%

別表第一の二第二〇九・一〇号中

一 カレー

一三・五%を

一 カレー  
三 その他のもの  
(イ) その他のもの  
B 粉砕し又は混合したもの  
(b) その他のもの

一二%

に改め、同号の

三・五%

次に次の二号を加える。

一五・〇七

植物油(精製してあるかどうかを問わない。)  
入 パーム油及びパーム核油のうち  
パーム油

七%

一六・〇二

肉又はくず肉その他の調製品  
二 その他のもの  
(イ) 単に水煮した後に乾燥したもののうち  
牛肉、豚肉又はこれらのくず肉を含有しないもの

七%

別表第一の二第二一六・〇五号中

えび(単に水若しくは塩水で煮、又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水づけし若しくは乾燥したものを除く。)及び気密容器入りのかに

九・二%を

えび(単に水若しくは塩水で煮、又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水づけし若しくは乾燥したものを除く。)

七・五%

八・一%

に改める。

別表第一の二第二〇・〇一号を次のように改める。

二〇・〇一 食酢又は酢酸で調製した野菜及び果実(砂糖、塩、香辛料又はマ

スタードを加えてあるかどうかを問わない。)

一 砂糖を加えたものうち

パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、プリンピン、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンプ、レンボ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴスチン及びマンゴスチン

一五%

二 その他のものうち

パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、プリンピン、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンプ、レンボ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ  
マンゴスチン及びマンゴスチン

二・五%  
一二%

(イ) その他のものうち

なし(砂糖を加えたもの(缶詰、瓶詰又はつぼ詰のものに限る。))以外のものに限り、パルプ状にしたものを除く。

二六・一%

別表第一の二第二一〇・〇六号中

(イ) パイナップルのうち

砂糖を加えたもの(缶詰、瓶詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り、)

三〇%

(イ) その他のものうち

なし(砂糖を加えたもの(缶詰、瓶詰又はつぼ詰のものに限る。))以外のものに限り、パルプ状にしたものを除く。

二五・四%

を「一五・一%」に、「一八・八%」を「一八・三%」に改める。

別表第一の二第二一・〇三号中「一五・九%」を「一五・三%」に、「一三・八%」を「二・九%」に改める。

別表第一の二第二一・〇四号中「一三・五%」を「一二%」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二一・〇七 調製食料品(他の号に該当するものを除く。)

二 その他のもの

(一) その他のもの

A アルコールを含有しない飲料のもののうち  
おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの

一五%

別表第一の二第二二・〇五号を削る。

別表第一の二第二五・一五号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第二五・一三号中「四・七%」を「四・二%」に、「二円七三銭」を「二円三〇銭」に改める。

別表第一の二第二五・一九号中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第二五・二三号中「三・四%」を「三・二%」に改める。

別表第一の二第二五・三三号中「七・五%」を「六・六%」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二七・〇一 石炭及びれん炭 豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの

二 その他のもの

B 政令で定める分留性状の試験方法  
による減失量加算五%留温度と  
減失量加算九五%留温度との温  
度差が二度以内のもの(Aに掲げ  
るものを除く。)

五・八%

別表第一の二第二七・一〇号中

A 低重合度の混合アルキレンのうち  
トリプロピレン以外のもの

B 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算  
五%留温度と減失量加算九五%留温度との温度差  
が二度以内のもの(Aに掲げるものを除く。)

三・二%

七・二%

(一) 灯油

A 低重合度の混合アルキレン

を「四・九%」に改める。

別表第一の二第二七・一五号中「八・七%」を「六・二%」に改める。

別表第一の二第二七・一三号中「三・四%」を「三・二%」に改める。

別表第一の二第二七・一四号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第二七・一六号中「三・四%」を「三・二%」に改める。

別表第一の二第二八・〇三号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第二八・〇四号中「八・四%」を「七・二%」に、「五・二%」を「四・九%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第二八・〇五号中「六・四%」を「五・八%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第二八・一〇号中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第二八・一三号中「五・二%」を「四・九%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第二八・一四号及び第二八・一五号中「五・二%」を「四・九%」に改める。  
別表第一の二第二八・一七号及び第二八・一八号中「六・四%」を「五・八%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第二八・一九号中「七・三%」を「六・五%」に改める。

別表第一の二第二八・二〇号から第二八・二三号までの規定中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第二八・二七号中「八・一%」を「七・七%」に改める。

別表第一の二第二八・二八号中「五・二%」を「四・九%」に、「二六円一五銭」を「二四円」に、「八・四%」を「七・二%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第二八・二九号中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第二八・三〇号中「六・四%」を「五・八%」に、「八・四%」を「七・二%」に、「七・五%」を「六・六%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第二八・三一号及び第二八・三三号中「五・二%」を「四・九%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第二八・三五号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第二八・三六号中「七・三%」を「六・五%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第二八・三七号中「一〇・二%」を「八・二%」に改める。

別表第一の二第二八・三八号及び第二八・三九号中「六・四%」を「五・八%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第二八・四〇号中「八・一%」を「七・七%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第二八・四二号中「二円二八銭」を「二円一〇銭」に、「六・四%」を「五・八%」に、「八・一%」を「七・七%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第二八・四三号中「七・三%」を「六・五%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第二八・四四号及び第二八・四五号中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第二八・四七号及び第二八・四八号中「六・四%」を「五・八%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第二八・五二号中「六・四%」を「五・八%」に、「八・四%」を「七・二%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第二八・五四号から第二八・五八号までの規定中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第二九・〇一号中「六・四%」を「五・八%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第二九・〇二号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第二九・〇三号中「七・五%」を「六・六%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第二九・〇四号中「五・二%」を「四・九%」に、「六・四%」を「五・八%」に、「一〇・九%」を「一〇・五%」に、「一四円五〇銭」を「一四円」に、「七・三%」を「七・二%」に、「七・五%」を「六・六%」に改める。

別表第一の二第二九・〇五号中「七・五%」を「六・六%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第二九・〇六号及び第二九・〇七号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第二九・〇八号中「八・四%」を「七・二%」に、「七・五%」を「六・六%」に、「七・三%」を「七・二%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。

昭和六十年三月二十九日 参議院會議録第十号 法人税法の一部を改正する法律案外四件

三〇〇

|                                                                                                                                       |      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 別表第一の二第二九・〇九号中「六・四％」を「五・八％」に、「七・三％」を「七％」に改める。                                                                                         |      |
| 別表第一の二第二九・一〇号中「七・五％」を「六・六％」に、「六・四％」を「五・八％」に改める。                                                                                       |      |
| 別表第一の二第二九・一〇号中「五・二％」を「四・九％」に、「七・五％」を「六・六％」に、「六・四％」を「五・八％」に改める。                                                                        |      |
| 別表第一の二第二九・一二号中「六・四％」を「五・八％」に改める。                                                                                                      |      |
| 別表第一の二第二九・一三号中「六・四％」を「五・八％」に、「七・五％」を「六・六％」に、「一〇・二％」を「八・二％」に改める。                                                                       |      |
| 別表第一の二第二九・一四号中「五・二％」を「四・九％」に、「七・五％」を「六・六％」に、「六・四％」を「五・八％」に、「七・三％」を「七％」に改める。                                                           |      |
| 別表第一の二第二九・一五号中「五・二％」を「四・九％」に、「六・四％」を「五・八％」に改める。                                                                                       |      |
| 別表第一の二第二九・一六号を次のように改める。                                                                                                               |      |
| 二九・一六 アルコール官能、フェニール官能、アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸その他の単一又は混成の酸類官能のカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体 |      |
| 一 アルコール官能のカルボン酸及びその誘導体                                                                                                                | 六・六％ |
| (一) 乳酸                                                                                                                                | 五・八％ |
| (二) 酒石酸                                                                                                                               | 二・四％ |
| (三) くえん酸                                                                                                                              | 一・二％ |
| (四) くえん酸カルシウム                                                                                                                         | 五・八％ |
| (五) その他のもの                                                                                                                            | 五・八％ |
| 二 フェニール官能のカルボン酸及びその誘導体                                                                                                                |      |
| (一) サリチル酸                                                                                                                             | 五・八％ |
| (二) アセチルサリチル酸                                                                                                                         | 五・八％ |
| (三) その他のもの                                                                                                                            | 五・八％ |
| (四) その他のもの                                                                                                                            | 五・八％ |
| 別表第一の二第二九・一九号及び第二九・二二号中「六・四％」を「五・八％」に改める。                                                                                             |      |
| 別表第一の二第二九・二二号中「六・四％」を「五・八％」に、「一〇・二％」を「八・二％」に、「七・五％」及び「七％」を「六・六％」に改める。                                                                 |      |
| 別表第一の二第二九・二三号中「六・四％」を「五・八％」に、「一〇・二％」を「八・二％」に改める。                                                                                      |      |
| 別表第一の二第二九・二四号中「六・四％」を「五・八％」に改める。                                                                                                      |      |
| 別表第一の二第二九・二五号中「六・四％」を「五・八％」に、「五・二％」を「四・九％」に改める。                                                                                       |      |
| 別表第一の二第二九・二六号中「六・四％」を「五・八％」に、「七・五％」を「六・六％」に改める。                                                                                       |      |
| 別表第一の二第二九・二七号中「六・四％」を「五・八％」に、「一〇・二％」を「八・二％」に改める。                                                                                      |      |
| 別表第一の二第二九・二八号から第二九・三〇号までの規定中「六・四％」を「五・八％」に改める。                                                                                        |      |
| 別表第一の二第二九・三一号中「六・四％」を「五・八％」に、「七・五％」を「六・六％」に改める。                                                                                       |      |

|                                                                                     |      |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 別表第一の二第二九・三三号中「七・三％」を「五・七％」に改める。                                                    |      |
| 別表第一の二第二九・三四号中「六・四％」を「五・八％」に改める。                                                    |      |
| 別表第一の二第二九・三五号中「六・四％」を「五・八％」に、「五・二％」を「四・九％」に、「七・五％」を「六・六％」に改め、「九 サントニン」を「一〇・二％」に改める。 |      |
| 別表第一の二第二九・三六号及び第二九・三七号中「六・四％」を「五・八％」に改める。                                           |      |
| 別表第一の二第二九・三八号中「六・四％」を「五・八％」に、「五・二％」を「四・九％」に、「四・五％」を「四％」に改める。                        |      |
| 別表第一の二第二九・四一号中「六・四％」を「五・八％」に改める。                                                    |      |
| 別表第一の二第二九・四二号中「六・四％」を「五・八％」に、「一〇・二％」を「八・二％」に、「九・二％」を「七・七％」に、「五・二％」を「四・九％」に改める。      |      |
| 別表第一の二第二九・四四号中「六・四％」を「五・八％」に、「四・三％」を「三・七％」に、「四・七％」を「四・二％」に改める。                      |      |
| 別表第一の二第二九・四五号中「六・四％」を「五・八％」に改める。                                                    |      |
| 別表第一の二第三〇・〇一号中                                                                      | 三・八％ |
| 三 その他のもの                                                                            | 三・七％ |
| ローヤルゼリー                                                                             | 三・七％ |
| その他のもの                                                                              | 三・七％ |
| 別表第一の二第三〇・〇三号中                                                                      | 七％   |
| (一) ペニシリン又はストレプトマイシンの製剤                                                             | 五・八％ |
| (二) ペニシリン又はストレプトマイシンの製剤                                                             | 五・五％ |
| を「五・三％」に、「五・二％」を「四・九％」に、                                                            |      |
| 七・一％                                                                                |      |
| を「七％」に                                                                              |      |
| 麻薬、大麻又は覚せいアミンのもの以外のもの                                                               | 六・六％ |
| 「一〇・二％」を「八・二％」に、「六・四％」を「五・八％」に改める。                                                  |      |
| 別表第一の二第三〇・〇一号中「五・二％」を「四・九％」に改める。                                                    |      |
| 別表第一の二第三〇・〇三号中「五・二％」を「四・九％」に、「六・四％」を「五・八％」に改める。                                     |      |
| 別表第一の二第三〇・〇五号及び第三〇・〇六号中「五・二％」を「四・九％」に、「七・五％」を「六・六％」に改める。                            |      |
| 別表第一の二第三〇・〇七号中「七・五％」を「六・六％」に、「六・四％」を「五・八％」に、「五・二％」を「四・九％」に改める。                      |      |
| 別表第一の二第三〇・〇九号を次のように改める。                                                             |      |

三二・〇九

ワニス、水性塗料、革の仕上用の調製水性顔料及びペイント並びに亜麻仁油、ホワイトスピリット、テレピン油、ワニスその他のペイント用の媒質に練り込んだ顔料、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料並びにこの類の注4に規定する溶液

一 天然樹脂系ワニス

二 纖維素塗料

三 油ペイント

四 合成樹脂を含有する塗料（一から三までに掲げるものを除く。）

（二）その他のもののうち  
ラッカー（絶縁塗料を除く。）

五 パールエッセンスのうち

そのまま塗料として使用するもの以外のもの

六 アルミニウムペースト

七 アルカリブルーナー

八 スタンプ用のはく

九 染料

一〇 その他のもののうち

歴青質塗料以外のもの

別表第一の二第三三・一〇号及び第三三・一〇号中「六・四％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第三三・一二号中「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第三三・一三号及び第三三・一〇号中「六・四％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第三三・一四号中「八・四％」を「七・八％」に、「七・五％」を「六・六％」に改める。

別表第一の二第三三・一六号中「七・八％」を「七・二％」に、「五・二％」を「四・九％」に、「六・四％」を「五・八％」に、「八・五％」を「八・二％」に、「八・二％」を「七・八％」に改める。

別表第一の二第三三・一七号中「七・三％」を「六・九％」に、「七・五％」を「七・二％」に、「六・四％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第三三・一八号中「六・四％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第三三・一九号中「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第三三・二〇号中「五・二％」を「四・九％」に、「六・四％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第三三・二一号中「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第三三・二二号中「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第三三・二三号中「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第三三・二四号中「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第三三・二五号中「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第三三・二六号中「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第三三・二七号中「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第三三・二八号中「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第三三・二九号中「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第三三・三〇号中「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第三三・三一号中「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第三三・三二号中「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第三三・三三号中「五・二％」を「四・九％」に改める。

一 ゼラチン及びにかわのうち  
ゼラチン（写真用のものに限り。）  
魚膠及びアイシングラス

四・九％に、「六・四％」  
三・七％

を「五・八％」に改める。

別表第一の二第三三・〇四号中「五・三％」を「五・五％」に改める。

別表第一の二第三三・〇六号中「六・四％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第三三・〇七号中「六・四％」を「五・八％」に、「五・六％」を「四・八％」に改める。

別表第一の二第三三・〇八号中「一・一銭」を「一・〇銭」に、「七・五％」を「六・六％」に改める。

別表第一の二第三三・〇九号中「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第三三・一〇号中「一 カラー印画紙

削り、「七・五％」を「六・六％」に、「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第三三・一〇号中「六・四％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第三三・一〇号中「七・三％」を「六・五％」に改める。

別表第一の二第三三・一〇号中「六・四％」を「五・八％」に、「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第三三・一〇号中「六・四％」を「五・二％」に、

二 その他のもの

消毒剤、殺虫剤及び殺菌剤

その他のもの

殺虫剤（有機塩素系のものに限るものとし、殺だに剤を除く。）

六・六％を

六・六％を

六・六％を

六・六％を

六・六％を

六・六％を

六・六％を

六・六％を

六・六％を

六・六％を

六・六％を

六・六％を

六・六％を

六・六％を

六・六％を

六・六％を

六・六％を

六・六％を

六・六％を

六・六％を

六・六％を

六・六％を

六・六％を

六・六％を

六・六％を

六・六％を

六・六％を

三九・〇二 ポリエチレン、ポリテトラハロエチレン、ポリイソブチレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、ポリ酢酸ビニル、ポリクロロ酢酸ビニルその他のポリビニル誘導体、ポリアクリル酸誘導体、ポリメタクリル酸誘導体、クマロンインデン樹脂その他の重合体及び共重合体

一 液状又はペースト状のもの（乳化し、分散し又は溶解しているものを含む。）

（一） ビグメントレジンカラー用のエキステンダー  
（二） ポリビネンのもの

五・八％  
五・八％

|      |                                                                                                                                                              |       |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 二    | 塊、粉(モールディングパウダーを含む)、粒、フレーク<br>その他これらに類する形状のもの                                                                                                                | 一〇・五% |
| (一)  | ふつ素樹脂のもの                                                                                                                                                     | 七・八%  |
| (二)  | ポリスチレンのもののうち                                                                                                                                                 | 五・八%  |
| (三)  | イオン交換樹脂のもの                                                                                                                                                   | 五・八%  |
| (四)  | その他のもの(発泡性ポリスチレンのものに限る。)                                                                                                                                     | 五・八%  |
| (五)  | 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの                                                                                                                                          | 五・八%  |
| (六)  | アクリル樹脂のもの                                                                                                                                                    | 五・八%  |
| (七)  | イオン交換樹脂のもの                                                                                                                                                   | 五・八%  |
| (八)  | その他のもの                                                                                                                                                       | 五・一%  |
| (九)  | ポリビネンのもの                                                                                                                                                     | 五・八%  |
| (一〇) | その他のもの                                                                                                                                                       | 七・八%  |
| (一一) | イオン交換樹脂のもの                                                                                                                                                   | 五・八%  |
| (一二) | その他のもの                                                                                                                                                       | 五・一%  |
| (一三) | ポリビニルアルコール、ポリスチレン共重合物又は<br>ポリビニルブチラールのもの                                                                                                                     | 五・八%  |
| (一四) | その他のもの                                                                                                                                                       | 五・一%  |
| (一五) | その他のもの                                                                                                                                                       | 七・二%  |
| (一六) | その他のもの                                                                                                                                                       | 七・二%  |
| (一七) | その他のもの                                                                                                                                                       | 七・二%  |
| 三    | くす                                                                                                                                                           | 四・九%  |
| (一)  | ポリエチレンのもの                                                                                                                                                    | 四・二%  |
| (二)  | アクリル樹脂のもの                                                                                                                                                    | 四・二%  |
| (三)  | その他のもの                                                                                                                                                       | 七・二%  |
| 四    | 接着剤を塗布した接着性の物品                                                                                                                                               | 四・九%  |
| (一)  | ポリ塩化ビニル又は塩化ビニル・酢酸ビニル共重合物の<br>もの(天然ゴム又は合成ゴムを主体とする接着剤を塗布<br>したもの並びにそれ以外のもの、床用の板、タイル及び<br>ストリップに限る。及びポリエチレン、ポリプロピレ<br>ン、ポリスチレン若しくはその共重合物、アクリル樹脂<br>又はポリ酢酸ビニルのもの | 四・九%  |
| (二)  | その他のもの                                                                                                                                                       | 四・二%  |
| 五    | 第五九類の注一に規定する紡織用繊維の織物類に塗布し、<br>染み込ませ、被覆し又は積層したもの                                                                                                              | 四・二%  |
| (一)  | 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの                                                                                                                                          | 四・二%  |

|                                                                    |                                                                                              |      |
|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 六 その他のもの                                                           | (一) ポリエチレンのもの                                                                                | 五・八% |
| (二) ふつ素樹脂のもの                                                       | ポリスチレンのもの                                                                                    | 七・二% |
| (三) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの                                            | 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂の組物材料(しんにとうを用いたもの<br>に限る。)                                                   | 七・二% |
| A 塩化ビニル樹脂の組物材料(しんにとうを用いたもの<br>に限る。)                                | B その他のもの                                                                                     | 七・二% |
| 一次製品                                                               | その他のもの                                                                                       | 五・八% |
| (四) アクリル樹脂のもの                                                      | メチルメタクリル樹脂のもの                                                                                | 七・二% |
| (五) その他のもの                                                         | その他のもの                                                                                       | 七・八% |
| (六) ポリプロピレン、ポリスチレン共重合物又はポリビニ<br>ルブチラールのもの                          | その他のもの                                                                                       | 七・二% |
| 別表第一の二第三九・〇三号中「五・二%」を「四・九%」に、「七・九%」を「六・九%」に、「六・<br>四%」を「五・八%」に改める。 | 別表第一の二第三九・〇五号中「五・二%」を「四・九%」に改める。                                                             | 六・五% |
| 別表第一の二第三九・〇六号中「五・二%」を「四・九%」に、「六・八%」を「六・四%」に改める。                    | 別表第一の二第三九・〇七号中「五・二%」を「四・九%」に、「七・四%」を「七・二%」に、「五・<br>八%」を「五・一%」に、「六・四%」を「五・八%」に改め、同号に次のように加える。 | 七・二% |
| 四 その他のもの                                                           | (一) 第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品                                                                 | 七・二% |
| (二) その他のもの                                                         | 第三九・〇三号の二の四に該当するハムケーシングそ<br>の他これに類するもの(管状のものに限る。)の製品以<br>外のもの                                | 五・八% |
| 別表第一の二第四〇・〇五号から第四〇・〇七号までの規定中「五・二%」を「四・九%」に改める。                     | 別表第一の二第四〇・〇八号中「六・四%」を「五・八%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。                                              | 四・二% |
| 別表第一の二第四〇・〇九号中「六・四%」を「五・八%」に改める。                                   | 別表第一の二第四〇・一〇号中「五・二%」を「四・九%」に改める。                                                             | 四・二% |
| 別表第一の二第四〇・一一号を次のように改める。                                            | 四・〇・一一                                                                                       | 四・二% |
| ゴム製のタイヤ、タイヤケース、交換性タイヤトレッド、イン<br>ナーチューブ及びタイヤフラップ(車輪用のものに限る。)        | 二 その他のもの                                                                                     | 四・二% |



|                                                                                     |      |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 別表第一の二第四〇・二二号及び第四〇・一三号中「四・七%」を「四・二%」に改める。                                           |      |
| 別表第一の二第四〇・一四号中「六・四%」を「五・八%」に、「四・七%」を「四・二%」に改める。                                     |      |
| 別表第一の二第四〇・一五号中「四・七%」を「四・二%」に改める。                                                    |      |
| 別表第一の二第四〇・一六号中「五・二%」を「四・九%」に改め、同号の次に次の一号を加える。                                       |      |
| 四一・〇九 革、コンボジションレザー又はパーチメント仕上げをした革の粉                                                 | 三・七% |
| 別表第一の二第四二・〇一を次のように改める。                                                              |      |
| 四二・〇一 くら、ばん具、首輪、ひき草、ひざ当て、靴その他の装着具(材料を問わないものとし、動物用のものに限る。)                           | 七・二% |
| フェノール樹脂以外の合成樹脂製のもの                                                                  | 六・六% |
| その他のもの                                                                              |      |
| 別表第一の二第四二・〇一の次に次の一号を加える。                                                            |      |
| 四二・〇四 機械用又はその他の工業用の革製品及びコンボジションレザー製品                                                | 四・九% |
| 二 その他のもの                                                                            |      |
| 別表第一の二第四二・〇六号中「五・二%」を「四・九%」に改める。                                                    |      |
| 別表第一の二第四三・〇四号中「一〇・六%」を「七・五%」に改める。                                                   |      |
| 別表第一の二第四四・一四号中「七・九%」を「六・五%」に改める。                                                    |      |
| 別表第一の二第四四・一四号中「一〇・六%」を「八%」に改め、同号の次に次の二号を加える。                                        |      |
| 四四・一五 合板、ブロックボード、ラミンボード、パッテンボードその他これらに類する積層木材(ベニヤドパネル及びベニヤドシートを含む。及び象眼し又は寄せ木した木材のうち | 一七%  |
| 合板のうち                                                                               | 七・二% |
| ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたものの以外のものうち                                    |      |
| 両表面の板が針葉樹材のもの以外のものうち                                                                |      |
| 厚さが六ミリメートル以上のもの                                                                     |      |
| 四四・一九 木製の玉縁及び縁形(縁加工をした腰羽目板その他の板を含む。)                                                |      |
| 別表第一の二第四四・二〇号中「七・九%」を「六・五%」に改める。                                                    |      |
| 別表第一の二第四四・二一号中「四・七%」を「四・二%」に改める。                                                    |      |
| 別表第一の二第四四・二三号中「三・四%」を「三・二%」に、「四・七%」を「四・二%」に改める。                                     |      |
| 別表第一の二第四四・二四号中「五・二%」を「四・九%」に改める。                                                    |      |
| 別表第一の二第四四・二四号中「七・三%」を「七%」に改める。                                                      |      |
| 別表第一の二第四四・二五号中「三・四%」を「三・二%」に、「四・七%」を「四・二%」に改める。                                     |      |
| 別表第一の二第四四・二六号中「四・七%」を「四・二%」に、「五・一%」を「四・八%」に改める。                                     |      |
| 別表第一の二第四四・二八号中「五・八%」を「五・一%」に、「六・八%」を「五・七%」に改め、同号に次のように加える。                          |      |

|                                                                                                           |      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 二 その他のもの                                                                                                  |      |
| 竹製の串以外のもの                                                                                                 | 五・八% |
| 別表第一の二第四五・〇三号中「五・六%」を「四・八%」に改める。                                                                          |      |
| 別表第一の二第四五・〇四号中「六・六%」を「五・四%」に、「五・六%」を「四・八%」に改める。                                                           |      |
| 別表第一の二第四六・〇二号中「三・三%」を「五・七%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。                                                           |      |
| 別表第一の二第四六・〇三号中「五・八%」を「五・一%」に、「七・三%」を「五・七%」に改める。                                                           |      |
| 別表第一の二第四八・〇一號中「四・七%」を「四・二%」に、「八・四%」を「七・二%」に、「四%」を「三・九%」に、「一〇・五%」を「一〇%」に、「八・八%」を「七・五%」に、「七・三%」を「六・五%」に改める。 |      |
| 別表第一の二第四八・〇三号及び第四八・〇四号中「四・七%」を「四・二%」に改める。                                                                 |      |
| 別表第一の二第四八・〇一號中「三・三%」を「三・一%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。                                                           |      |
| 別表第一の二第四八・〇二號から第四八・〇四号までの規定中「四・七%」を「四・二%」に改める。                                                            |      |
| 別表第一の二第四八・一五号中「三%」を「二・七%」に、「三・四%」を「三・二%」に改める。                                                             |      |
| 別表第一の二第四八・一六号中「四・二%」を「三・八%」に、「七・三%」を「五・七%」に、「六・七%」を「五・四%」に改める。                                            |      |
| 別表第一の二第四八・一八号中「五・六%」を「四・八%」に、「四・七%」を「四・二%」に改める。                                                           |      |
| 別表第一の二第四八・一九号及び第四八・二〇号中「四・七%」を「四・二%」に改める。                                                                 |      |
| 別表第一の二第四八・二一號中「四・七%」を「四・二%」に、「三%」を「二%」に、「四・二%」を「三・六%」に改める。                                                |      |
| 別表第一の二第四九・〇八号から第四九・一〇号までの規定中「四・七%」を「四・二%」に改める。                                                            |      |
| 別表第一の二第五〇・〇七号中「一〇・九%」を「一〇・五%」に改める。                                                                        |      |
| 別表第一の二第五一・〇一號中「二・五%」を「一〇%」に改める。                                                                           |      |
| 別表第一の二第五一・〇二號中「七・五%」を「六・六%」に、「五・五%」を「五・三%」に改める。                                                           |      |
| 別表第一の二第五一・〇三號中「九%」を「八・七%」に、「五・四%」を「五・二%」に改める。                                                             |      |
| 別表第一の二第五二・〇一號及び第五二・〇二號中「七・三%」を「七%」に改める。                                                                   |      |
| 別表第一の二第五三・〇五号中「三・六%」を「三・五%」に改める。                                                                          |      |
| 別表第一の二第五三・〇二號中「五・五%」を「五・三%」に改める。                                                                          |      |
| 別表第一の二第五四・〇四号中「九%」を「八・七%」に改める。                                                                            |      |
| 別表第一の二第五四・〇五号中「二%」を「一〇%」に改める。                                                                             |      |
| 別表第一の二第五五・〇八号中「一〇・二%」を「九・八%」に、「七・六%」を「七・三%」に改める。                                                          |      |
| 別表第一の二第五六・〇一號を削る。                                                                                         |      |
| 別表第一の二第五六・〇二號中「九%」を「八・七%」に、「五・四%」を「五・二%」に改める。                                                             |      |
| 別表第一の二第五六・〇四号中「五・四%」を「五・二%」に改める。                                                                          |      |
| 別表第一の二第五六・〇六号中「五・二%」を「四・九%」に改める。                                                                          |      |
| 別表第一の二第五七・〇一號中「五・四%」を「五・二%」に改める。                                                                          |      |
| 別表第一の二第五八・〇二號中「一〇・九%」を「一〇・五%」に改める。                                                                        |      |
| 別表第一の二第五八・〇三號中「一五・二%」を「一四・七%」に、「一〇・九%」を「一〇・五%」に改める。                                                       |      |

昭和六十年三月二十九日 参議院會議録第十号 法人税法の一部を改正する法律案外四件

三〇四

別表第一の二第五八・〇八号中「七・七％」を「七・四％」に、「七・三％」を「七％」に改める。  
別表第一の二第五八・〇九号中「七・八％」を「一七・二％」に改める。  
別表第一の二第五九・〇三号中「一〇・二％」を「九・八％」に、「八・一％」を「七％」に、「六・四％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第五九・〇四号から第五九・〇六号までの規定中「五・一％」を「四・九％」に改める。  
別表第一の二第五九・〇七号中「六・六％」を「六％」に、「五・一％」を「四・九％」に改める。  
別表第一の二第五九・〇八号中「五・四％」を「五・二％」に改める。

別表第一の二第五九・〇九号中「六・四％」を「五・八％」に改める。  
別表第一の二第五九・一〇号中「五・四％」を「五・二％」に改める。

別表第一の二第五九・一一号中「五・四％」を「五・二％」に改める。  
別表第一の二第五九・一二号中「五・二％」を「四・九％」に、「五・四％」を「五・二％」に、「七・三％」を「七％」に改める。

別表第一の二第五九・一四号中「七・六％」を「七・三％」に、「五・四％」を「五・二％」に改める。  
別表第一の二第五九・一五号を次のように改める。

五九・一五 紡織用繊維製のホースその他これに類する物品(他の材料で内張りし又は補強したものと及び附属品(材料を問わない)を有するものを含む。)  
二 合成繊維製のもの  
三 その他のもののうち  
綿製のもの

五・八％  
六％

別表第一の二第五九・一六号及び第五九・一七号中「七・六％」を「七・三％」に、「五・四％」を「五・二％」に改める。  
別表第一の二第六〇・〇六号中「一〇・二％」を「九・八％」に、「七・三％」を「七％」に改める。

別表第一の二第六一・〇一号及び第六一・〇二号中「二〇・六％」を「二〇％」に改める。  
貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの(綿製又は人造繊維製のものを除く。)(以外のもの)

別表第一の二第六一・〇六号中  
貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの(綿製又は人造繊維製のものを除く。)(以外のもの)  
一〇・二％

製のもの及びレースを用いたもの以外のものに限るものとし、綿製、人造繊維製、羊毛製、織獣毛製又は絹製のものを除く。(以外のもの)  
八・二％

別表第一の二第六一・〇九号及び第六一・一〇号中「一〇・二％」を「九・八％」に改める。  
金(金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限る。)(銀又は白金族の金属を用いたもの以外のもの)

別表第一の二第六一・一一号中  
金(金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限る。)(銀又は白金族の金属を用いたもの以外のもの(毛皮付きのものに限る。))  
一一・五％

金(金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限る。)(銀又は白金族の金属を用いたもの以外のもの(貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いた女子用のカラー、タッカー、ファラル、ボディスフロン、ジャポ、カフス、フラウンス、ヨークその他これらに類する衣類の附属品及びトリミング(ししゅうしたものの、レース製のものと及びレースを用いたものを除く。))を除く。))  
一〇％

別表第一の二第六二・〇三号中「六・六％」を「六％」に、「六・四％」を「五・八％」に、「五・二％」を「四・九％」に改める。  
別表第一の二第六二・〇四号を削る。

別表第一の二第六二・〇五号中「一〇・二％」を「九・八％」に、「七・三％」を「七％」に改める。  
別表第一の二第六三・〇一号中「九％」を「八・七％」に改め、同号の次に次の五号を加える。

六四・〇二 履物(本底が革製、コンボジションレザー製、ゴム製又は人造プラスチック製のものに限り、第六四・〇一に該当するものを除く。)  
二 その他のもの  
(一) 本底が革製のもののうち  
キャンバスシューズ

六四・〇三 履物(本底が木製又はコルク製のものに限り。)  
六四・〇四 履物(本底がその他の材料製のものに限り。)  
六四・〇五 履物の部分品(甲、中敷き及びねじ止め式かかとを含むものとし、金属製のものを除く。)  
二 その他のもの  
ゲートル、スパッツ、レギンス、クリケット用サッ

カー用サッ  
革製のものと及び毛皮を用いたもの  
二 その他のもの  
一 革製のものと及び毛皮を用いたもの  
二 その他のもの

別表第一の二第六五・〇一号及び第六五・〇二号を削る。  
別表第一の二第六五・〇三号中「九％」を「八・七％」に改める。  
別表第一の二第六五・〇四号中「七・五％」を「六・六％」に改める。

別表第一の二第六五・〇五号中「九％」を「八・七％」に改め、同号の次に次の二号を加える。  
六五・〇六 一 外側が毛皮製のもの  
二 革製のものと及び毛皮付きのもの(一に掲げるものを除く。)  
三 その他のもの

八・二％  
七・二％  
六・六％

五・八％  
四・二％

二・一・六％  
四・八％  
四・三％  
四・二％

|                                                                                                                                     |                                                                    |      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------|
| 六五・〇七                                                                                                                               | 帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデーション、ハットフレイム（オペラハット用のスプリングフレイムを含む）、ひさし及びあこひも | 五・八% |
| 別表第一の二第六六・〇二号中「六・四%」を「五・八%」に改める。                                                                                                    |                                                                    |      |
| 別表第一の二第六七・〇一号中「一・〇・二%」を「八・二%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。                                                                                   |                                                                    |      |
| 別表第一の二第六七・〇二号中「一・五%」を「一・〇%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。                                                                                     |                                                                    |      |
| 別表第一の二第六七・〇三号中「三・四%」を「三・二%」に、「五・六%」を「四・八%」に改める。                                                                                     |                                                                    |      |
| 別表第一の二第六八・〇四号中「五・六%」を「四・八%」に改める。                                                                                                    |                                                                    |      |
| 別表第一の二第六八・〇三号中「三・四%」を「三・二%」に改める。                                                                                                    |                                                                    |      |
| 別表第一の二第六八・〇四号中「一・ダイヤモンドカッティングホイール                                                                                                   | 五・二%」を                                                             |      |
| 一・ダイヤモンドカッティングホイール                                                                                                                  | 四・三%」に、                                                            |      |
| 「四・七%」を「四・二%」に、                                                                                                                     | （一） 人造研磨材料製のもの                                                     |      |
| 手研ぎ用砥石その他これに類する物品                                                                                                                   | 五・二%」を                                                             |      |
| （二） 人造研磨材料製のもの                                                                                                                      | 四・九%」に、                                                            |      |
| 手研ぎ用砥石その他これに類する物品                                                                                                                   |                                                                    |      |
| 「三・四%」を「三・二%」に、「三%」を「二・七%」に改める。                                                                                                     |                                                                    |      |
| 別表第一の二第六八・〇六号中「七・九%」を「六・五%」に改める。                                                                                                    |                                                                    |      |
| 別表第一の二第六八・〇七号から第六八・〇九号までの規定中「四・七%」を「四・二%」に改める。                                                                                      |                                                                    |      |
| 別表第一の二第六八・一〇号から第六八・一二号までの規定中「五・二%」を「四・九%」に改める。                                                                                      |                                                                    |      |
| 別表第一の二第六八・一三号を次のように改める。                                                                                                             |                                                                    |      |
| 六八・一三 石綿（加工したものに限る。）及び石綿の板、ひも、織物、衣類、ジョイントその他の製品（補強してあるかどうかを問わないものとし、第六八・一四号に該当するものを除く。）並びに石綿をもととした混合物、石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物及びこれらの製品 | 四・九%                                                               |      |
| 別表第一の二第六八・一四号中「四・七%」を「四・二%」に改める。                                                                                                    |                                                                    |      |
| 別表第一の二第六九・〇一号中「三・四%」を「三・二%」に改める。                                                                                                    |                                                                    |      |
| 別表第一の二第六九・〇二号中「三・四%」を「三・二%」に、「三%」を「二・七%」に改める。                                                                                       |                                                                    |      |
| 別表第一の二第六九・〇三号中「七・九%」を「六・五%」に改める。                                                                                                    |                                                                    |      |
| 別表第一の二第六九・〇四号、第六九・〇六号及び第六九・〇七号中「三・四%」を「三・二%」に改める。                                                                                   |                                                                    |      |
| 別表第一の二第六九・〇九号から第六九・一四号までの規定中「四・七%」を「四・二%」に改める。                                                                                      |                                                                    |      |
| 別表第一の二第七〇・〇一号及び第七〇・〇三号中「三・四%」を「三・二%」に改める。                                                                                           |                                                                    |      |
| 別表第一の二第七〇・〇四号中「四・七%」を「四・二%」に、「六・四%」を「五・八%」に、「五・六%」を「四・八%」に改める。                                                                      |                                                                    |      |
| 別表第一の二第七〇・〇五号中「三・四%」を「三・二%」に、「四・七%」を「四・二%」に、「五・六%」を「四・八%」に改める。                                                                      |                                                                    |      |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                      |      |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--|
| 別表第一の二第七〇・〇六号中「六・九%」を「五・八%」に、「八・四%」を「七・九%」に改める。                                                                                                                                                                                                                                      |      |  |
| 別表第一の二第七〇・〇七号中「六・一%」を「四・八%」に改める。                                                                                                                                                                                                                                                     |      |  |
| 別表第一の二第七〇・〇八号中「七・五%」を「六・六%」に改め、同号の次に次の一号を加える。                                                                                                                                                                                                                                        |      |  |
| 七〇・〇九 ガラス鏡（バックミラーを含むものとし、枠付きであるかどうかを問わない。）のうち                                                                                                                                                                                                                                        | 四・八% |  |
| 自動車のもの以外のもの                                                                                                                                                                                                                                                                          |      |  |
| 別表第一の二第七〇・一〇号及び第七〇・一一号中「五・二%」を「四・九%」に改める。                                                                                                                                                                                                                                            |      |  |
| 別表第一の二第七〇・一二号中「四・七%」を「四・二%」に改める。                                                                                                                                                                                                                                                     |      |  |
| 別表第一の二第七〇・一四号を次のように改める。                                                                                                                                                                                                                                                              |      |  |
| 七〇・一四 ガラス製の照明器具、信号用品及び光学用品（光学的に研磨したもの及び光学ガラス製のものを除く。）                                                                                                                                                                                                                                | 五・八% |  |
| 電気照明器具（フィラメント電球用のものを除く。）以外のもの                                                                                                                                                                                                                                                        | 五・一% |  |
| その他のもの                                                                                                                                                                                                                                                                               |      |  |
| 別表第一の二第七〇・一五号中「四・二%」を「三・六%」に、「五・六%」を「四・八%」に改める。                                                                                                                                                                                                                                      |      |  |
| 別表第一の二第七〇・一六号中「六・四%」を「五・八%」に改める。                                                                                                                                                                                                                                                     |      |  |
| 別表第一の二第七〇・一七号中「五・二%」を「四・九%」に、「四・二%」を「三・六%」に、「四・七%」を「四・二%」に改める。                                                                                                                                                                                                                       |      |  |
| 別表第一の二第七〇・一八号中「五・一%」を「四・八%」に、「四・二%」を「三・六%」に改め、同号の次に次の一号を加える。                                                                                                                                                                                                                         |      |  |
| 七〇・一九 ガラス製のビーズ、模造真珠、模造寶石、模造半寶石その他これらに類する装飾用細貨及びこれらを用いたガラス製品、ガラス製のキューブ及び小板（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない。）、ガラス製の眼（がん具用のものを除く。）並びにランプ加工の装飾用ガラス製のキューブ及び小板（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない。）、ガラス製の眼（がん具用のものを除く。）並びにランプ加工の装飾用ガラス細工品（貴金属又はこれをめつきた金属を用いたものを除く。） | 四・二% |  |
| 別表第一の二第七〇・二〇号中「六・九%」を「五・八%」に、「五・八%」を「五・一%」に改める。                                                                                                                                                                                                                                      |      |  |
| 別表第一の二第七〇・二二号中「四・七%」を「四・二%」に改める。                                                                                                                                                                                                                                                     |      |  |
| 別表第一の二第七一・〇二号中                                                                                                                                                                                                                                                                       |      |  |
| 削り、「〇・五%」を「無税」に、「一・七%」を「一・六%」に、「三・四%」を「三・二%」に改める。                                                                                                                                                                                                                                    | 一・五% |  |
| 二 その他のもののうち                                                                                                                                                                                                                                                                          |      |  |
| 合成のダイヤモンドのものと及び水晶                                                                                                                                                                                                                                                                    | 九・六% |  |
| のものの以外のも                                                                                                                                                                                                                                                                             |      |  |

昭和六十年三月二十九日 参議院會議録第十号 法人税法の一部を改正する法律案外四件

削る。

別表第一の二第七二・〇五号中「二・一％」を「二％」に、「六・四％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第七二・〇六号及び第七二・〇七号中「六・四％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第七二・〇八号中「五・六％」を「四・八％」に改める。

別表第一の二第七二・〇九号中「六・四％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第七二・一一号及び第七二・一二号を削る。

別表第一の二第七二・一五号の次に次の一号を加える。

七二・一六 身辺用模造細貨類

一 貴金属をめぐつしたものの  
その他のもののうち  
卑金属製のもの  
時計用バンド  
その他のもの

七％

六・六％  
五・八％

別表第一の二第七三・〇二号中

五 その他のもの  
フェロタンングステン及びフェロモリブデン  
ブデン

五・二％

四 フェロニッケル  
その他のもの

六・五％  
四・九％

別表第一の二第七三・〇六号中「四・五％」を「四・三％」に改める。

別表第一の二第七三・〇七号中

一 荒鍛造品  
二 その他のもの

四・三％  
四・五％  
四・五％

一 荒鍛造品  
二 その他のもの  
ピレット及びスラブ以外のもの

四・三％  
四・三％

別表第一の二第七三・一〇号から第七三・一四号までの規定中「五・二％」を「四・九％」に改める。  
別表第一の二第七三・一五号中「九・二％」を「八・二％」に、「八・八％」を「七・九％」に、「八・四％」を「七・二％」に改める。

別表第一の二第七三・一六号及び第七三・一七号中「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第七三・一八号中「七・三％」を「六・五％」に、「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第七三・一九号から第七三・二七号まで及び第七三・二九号から第七三・三二号までの規定中「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第七三・三三号中「四・七％」を「四・二％」に改める。

別表第一の二第七三・三五号から第七三・三七号までの規定中「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第七三・三八号中「六・四％」を「五・八％」に、「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第七三・四〇号中「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第七四・〇二号中「六・八％」を「六％」に、「三・四％」を「三・二％」に改める。  
別表第一の二第七四・〇三号中「八・四％」を「七・二％」に、「一〇・二％」を「八・二％」に、「六・九％」を「五・八％」に改める。

九％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第七四・〇四号中「七・九％」を「六・五％」に、「七・五％」及び「八・五％」を「六％」に、「六・九％」を「五・八％」に、「八・四％」を「七・二％」に改める。

別表第一の二第七四・〇五号中「八・五％」及び「七・五％」を「六％」に、「七・九％」を「六・五％」に改める。

別表第一の二第七四・〇六号中「八・四％」を「七・二％」に改める。

別表第一の二第七四・〇七号中「七・九％」を「六・五％」に、「一〇・二％」及び「九・二％」を「八・二％」に改める。

別表第一の二第七四・〇八号中「六・四％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第七四・一〇号中「八・四％」を「七・二％」に改める。

別表第一の二第七四・一一号中「六・四％」を「五・八％」に、「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第七四・一五号から第七四・一七号までの規定中「六・四％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第七四・一八号中「五・八％」を「五・一％」に改める。

別表第一の二第七四・一九号中「六・四％」を「五・八％」に、「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第七五・〇一号を次のように改める。

七五・〇一 ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物、塊(電気めつき用の陽極を除く。)及びくず

一 マット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物

(一) 粗製の酸化ニッケル(銅の含有量が全重量の一・五％以下のものに限る。)

二 塊

(一) ニッケル(合金を除く。)のもの

三 くず

(一) ニッケル(合金を除く。)のもの

(二) ニッケル合金のもの

ニッケルの含有量が全重量の五〇％以上のもの又はコ

バルトの含有量が全重量の一〇％に満たないもの

三 くず

(一) ニッケル(合金を除く。)のもの

(二) ニッケル合金のもの

ニッケルの含有量が全重量の五〇％以上のもの又はコ

バルトの含有量が全重量の一〇％に満たないもの

別表第一の二第七五・〇二号中「八・四％」を「七・二％」に、「六・九％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第七五・〇三号中「六・八四七五銭」を「六五円」に、「七・一％」を「六％」に、「八・四％」を「七・二％」に、「六・九％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第七五・〇四号中「八・四％」を「七・二％」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七五・〇五 電気めつき用のニッケル陽極(電気分解により製造したものを含む)。

一三三(その率が一キログラムにつき一〇三円の従量税率より高いときは、当該従量税率)

別表第一の二第七五・〇六号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第七六・〇二号及び第七六・〇三号中「二・二%」を「一・五%」に改める。

別表第一の二第七六・〇五号及び第七六・〇七号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第七六・〇八号中「五・八%」を「五・一%」に改める。

別表第一の二第七六・〇九号から第七六・一一号までの規定中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第七六・一二号中「九・五%」を「七・九%」に改める。

別表第一の二第七六・一五号中「五・八%」を「五・一%」に改める。

別表第一の二第七六・一六号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第七七・〇一號中「三・四%」を「三・二%」に改める。

別表第一の二第七七・〇二號中「八・四%」を「七・二%」に改める。

別表第一の二第七七・〇四號中「三・四%」を「三・二%」に改める。

別表第一の二第七七・〇一號中「七・三%」を「六・五%」に改める。

B その他のもの

四・九%(その率が一キログラムにつき六円四〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)

四%を三・二%に改める。

別表第一の二第七八・〇二號中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第七八・〇三號中「一・〇%」を「八・二%」に改める。

別表第一の二第七八・〇四號中「七・三%」を「六・五%」に改める。

別表第一の二第七八・〇五號中「一・〇%」を「八・二%」に改める。

別表第一の二第七八・〇六號中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第七九・〇一號中「七円八五銭」を「七円八〇銭」に改める。

める。

別表第一の二第七九・〇二號中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第七九・〇三號中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第七九・〇四號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第七九・〇六號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八〇・〇一號中「三・四%」を「三・二%」に改める。

別表第一の二七八〇・〇四號及び第八〇・〇五號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八〇・〇六號及び第八一・〇一號中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二七八一・〇二號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・〇三號中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二七八一・〇四號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二七八一・〇五號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・〇六號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・〇七號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・〇八號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・〇九號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・一〇號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・一一號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・一二號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・一三號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・一四號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・一五號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・一六號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・一七號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・一八號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・一九號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・二〇號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・二一號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・二二號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・二三號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・二四號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・二五號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・二六號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・二七號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・二八號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・二九號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・三〇號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・三一號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・三二號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・三三號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二七八一・三四號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

昭和六十年三月二十九日 参議院會議録第十号 法人税法の一部を改正する法律案外四件

「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八四・〇八号中「六・一%」を「五%」に、「六・七%」を「四・八%」に、「四・七%」を「四・三%」に改める。

別表第一の二第八四・〇九号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・一〇号及び第八四・一一号中「四・七%」を「四・二%」に、「四・二%」を「三・六%」に改める。

別表第一の二第八四・一二号中「三・三%」を「三%」に改める。

別表第一の二第八四・一三号及び第八四・一四号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・一五号中「三%」を「二・七%」に、「四・二%」を「三・六%」に改める。

別表第一の二第八四・一六号及び第八四・一八号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・一九号中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八四・二〇号及び第八四・二二号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・二三号中「五・二%」を「四・九%」に、「三・四%」を「三・二%」に、「四・七%」を「四・二%」に、「四・二%」を「三・六%」に改める。

別表第一の二第八四・二四号及び第八四・二六号から第八四・二八号までの規定中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・二九号中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八四・三〇号中「五・六%」を「五・五%」に改める。

別表第一の二第八四・三一号中「四・七%」を「四・二%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八四・三三号及び第八四・三四号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・三五号を次のように改める。

八四・三五 印刷機(他の号に該当するものを除く。)及び印刷補助機械

印刷機及びその部分品のうち

自動単色凸版枚葉印刷機

その他のもの(自動平版枚葉印刷機を除く。)

別表第一の二第八四・三六号中「四・七%」を「四・二%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八四・三七号中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八四・三八号中「六・四%」を「五・八%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八四・三九号から第八四・四一号までの規定中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八四・四三号、第八四・四四号、第八四・四六号及び第八四・四八号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・四九号中「四・七%」を「四・二%」に、「四・二%」を「三・六%」に改める。

別表第一の二第八四・五〇号中「五・二%」を「四・九%」に、「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・五一号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・五二号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・五三号中「五・二%」を「四・九%」に、「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・五四号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・五五号中「三・四%」を「三・二%」に、「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・五六号及び第八四・五七号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・五九号中「四・七%」を「四・二%」に、「五・二%」を「四・九%」に、「五・一%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第八四・六〇号及び第八四・六三号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・六四号中「五・一%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第八四・六五号中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八四・六六号中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八四・六七号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・六八号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・六九号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・七〇号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・七一号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・七二号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・七三号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・七四号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・七五号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・七六号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・七七号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・七八号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・七九号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・八〇号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・八一号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・八二号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・八三号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・八四号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・八五号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・八六号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・八七号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・八八号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・八九号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・九〇号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・九一号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・九二号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・九三号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・九四号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・九五号中「四・七%」を「四・二%」に改める。



改める。

別表第一の二第八七・〇四号中「六・三%」を「五・七%」に改める。

別表第一の二第八七・〇五号中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八七・〇六号中「四・七%」を「四・二%」に、「七・三%」を「五・七%」に改める。

別表第一の二第八七・〇七号を次のように改める。

八七・〇七一 フォークリフトトラック、プラットホームトラック、ストラッド

ルキャリアーその他の作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港で貨物の短距離の運搬又は荷役に使用する型式のもので、自走式のものに限る。）及び停車場のプラットホームで使用する型式のトラック並びにこれらの部分品

四・八%

別表第一の二第八七・一〇号中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第八七・一一号中「三・四%」を「三・二%」に改める。

別表第一の二第八七・一二号中「三・四%」を「三・二%」に、「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第八七・一三号中「三・四%」を「三・二%」に改める。

別表第一の二第八七・一四号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八八・〇一號中「八・四%」を「七・二%」に改める。

別表第一の二第八八・〇二號中「五・三%」及び「六・八%」を「五%」に、「七・三%」を「六・五%」に改める。

別表第一の二第八八・〇三號中「六・一%」を「五%」に、「七・八%」を「七・二%」に改める。

別表第一の二第八八・〇四號中「一〇・二%」を「八・二%」に改める。

別表第一の二第八八・〇五號中「八・四%」を「七・二%」に改める。

別表第一の二第八九・〇一號及び第八九・〇五號中「三・八%」を「三%」に改める。

別表第一の二第八九・〇二號中「四・七%」を「四・二%」に、「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第八九・〇三號中「三%」を「二・七%」に改める。

別表第一の二第八九・〇四號中「四・七%」を「四・二%」に、「五・一%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第八九・〇五號中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八九・〇六號中「七・三%」を「五・七%」に改める。

別表第一の二第八九・〇七號を次のように改める。

九〇・一四 土地測量機器（写真測量用のものを含む）、水路測量機器、航行

用計測機器、氣象観測機器、水理計測機器、地球物理学用機器、

羅針盤及び測距機

氣象観測機器、水理計測機器及び地球物理学用機器（理化学用のものに限る。）並びに羅針盤並びにこれらの部分品及び附属品

並びに高度計

その他のもの

四・二%  
四・八%

別表第一の二第九〇・一五號中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第九〇・一六號中「四・七%」を「四・二%」に、「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・一八號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第九〇・二一號から第九〇・二三号までの規定中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第九〇・二四號中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第九〇・二五號から第九〇・二七号までの規定中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第九〇・二八號を次のように改める。

九〇・二八 電気式機器（測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る。）

一 この類の注5(a)に定めるもの

四・九%

二 この類の注5(b)に定めるもののうち

速度計及び回転速度計並びに自動調整機器（自動車用のものに限り。）並びに電磁式分析機器、寸法測定機（マイクロメーター及び指針測微器を除く。）及び動力試験機以外のもの

四・九%

三 この類の注5(c)に定めるもの

五・一%

四 この類の注5(d)に定めるもののうち

四・九%

自動車用のものを除くもの

四・九%

別表第一の二第九〇・二九號中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に、「六・二%」を「五・六%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・三〇號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

|                                                                                                                                                                                                                   |  |                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                    |                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                               |                                           |                                           |                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|
| <p>別表第一の二第九三・〇五号から第九三・〇七号までの規定中「一〇・二%」を「八・二%」に改める。</p> <p>別表第一の二第九四・〇一号中「六・一%」を「五・四%」に、「五・六%」を「四・八%」に改める。</p> <p>別表第一の二第九四・〇二号中「五・六%」を「四・八%」に改める。</p> <p>別表第一の二第九四・〇三号中「三　その他のものうち<br/>木製又は卑金屬製のもの<br/>五・六%」を</p> |  | <p>三　その他のもの<br/>木製又は卑金屬製のもの<br/>四・八%<br/>四・三%」に改める。</p> | <p>別表第一の二第九四・〇四号中「七・三%」を「五・七%」に、「五・六%」を「四・八%」に改める。</p> <p>別表第一の二第九五・〇五号中「八・四%」を「七・二%」に、「一〇・二%」を「八・二%」に、「九・六%」を「七・五%」に、「五・八%」を「五・一%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。</p> <p>別表第一の二第九五・〇八号中「六・四%」を「五・八%」に改める。</p> <p>（二）その他のもの<br/>別表第一の二第九六・〇一号中「B　機械の部分品として使用するブラシ<br/>五・二%」を</p> | <p>（一）貴金屬をめつきた金属、さんど、ぞうげ又はべつこうを用いたもの<br/>八・二%<br/>（二）その他のもの<br/>四・九%</p> | <p>「三・四%」を「三・二%」に改める。</p> <p>別表第一の二第九六・〇五号中「六・四%」を「五・八%」に改める。</p> <p>別表第一の二第九六・〇六号及び第九七・〇一号中「五・六%」を「四・八%」に改める。</p> <p>別表第一の二第九七・〇二号中「六・四%」を「五・八%」に改める。</p> <p>別表第一の二第九七・〇三号中「六・四%」を「五・八%」に、「五・二%」を「四・二%」に改める。</p> <p>別表第一の二第九七・〇四号中「五・六%」を「四・八%」に、「六・三%」を「五・七%」に、「四・七%」を「三・六%」に改める。</p> <p>別表第一の二第九七・〇五号中「五・六%」を「四・八%」に改める。</p> <p>別表第一の二第九七・〇六号中「四・七%」を「三・六%」に、「五・六%」を「四・八%」に改める。</p> <p>別表第一の二第九七・〇七号及び第九七・〇八号中「五・六%」を「四・八%」に改め、第九七・〇八号の次に次の一号を加える。</p> <p>九八・〇一　ボタン、ボタンモールド、飾りボタン、カフスボタン及びプレスファスナー（スナップファスナー及びプレsstassardを含む。）並びにこれらのブランク及び部分品<br/>八・二%<br/>一　貴金屬をめつきた金属、さんど、ぞうげ又はべつこうを用いたもの<br/>八・二%<br/>二　その他のもの<br/>（一）貝殻製のもの<br/>四・九%<br/>（二）その他のもの<br/>八%</p> | <p>別表第一の二第九八・〇二号中「四・七%」を「四・二%」に改める。</p> <p>（二）その他のもの<br/>A　ボールペン<br/>九・六%（その率が一本につき二元七二銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）」を</p> | <p>軸又はキャップに貴金屬、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんど、ぞうげ又はべつこうを用いたもの<br/>七・五%<br/>（二）その他のもの<br/>A　ボールペン<br/>七・五%（その率が一本につき一元八九銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）」を「一〇・二%」に、</p> | <p>を「八・二%」に、「九・六%」（その率が一本につき九六銭）を「七・五%」（その率が一本につき七五銭）に、「五・八%」を「五・一%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。</p> <p>別表第一の二第九八・〇四号中「四・七%」を「四・二%」に改める。</p> <p>別表第一の二第九八・〇五号及び第九八・〇六号中「五・六%」を「四・八%」に改める。</p> <p>別表第一の二第九八・〇七号中「四・七%」を「四・二%」に改める。</p> <p>別表第一の二第九八・〇八号中「四・七%」を「四・二%」に、「五・六%」を「四・八%」に改める。</p> <p>別表第一の二第九八・〇九号中「四・七%」を「四・二%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。</p> <p>別表第一の二第九八・一一号、第九八・一二号、第九八・一四号及び第九八・一五号中「六・四%」を「五・八%」に改める。</p> <p>別表第一の二第九八・一六号中「五・六%」を「四・八%」に改める。</p> <p>別表第一の二第九八・一七号中「五・六%」を「四・八%」に改める。</p> <p>別表第一の三を削り、別表第一の四を別表第一の三とし、同表の前に次の一表を加える。</p> | <p>二　その他のもの<br/>携帯用ガスライター<br/>六・四%<br/>その他のライター<br/>五・一%<br/>部分品<br/>五・八%</p> | <p>六・四%」を<br/>に改める。<br/>五・一%<br/>五・八%</p> | <p>六・四%」を<br/>に改める。<br/>五・一%<br/>五・八%</p> | <p>六・四%」を<br/>に改める。<br/>五・一%<br/>五・八%</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|

昭和六十年三月二十九日 参議院會議録第十号 法人税法の一部を改正する法律案外四件

昭和六十三年三月二十九日 参議院會議録第十号 法人税法の一部を改正する法律案外四件

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                    |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 二一・〇七 | <p>B その他のもののうち<br/>飼料用のもの(税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。)</p> <p>二 その他のもの<br/>(一) その他のもの<br/>A アルコールを含有しない飲料のもののうち<br/>おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの以外<br/>のもの<br/>アルブミン、アルブミナート及びその他のアルブミン誘導体<br/>二 その他のもの<br/>毛皮(なめしてないものに限る。)<br/>三 その他のもの<br/>りす又はむさび若しくはもんがの毛皮<br/>その他のもの</p>                                                                                                                                                | 一キログラムにつき三<br>円三八銭 |
| 三五・〇二 | アルブミン、アルブミナート及びその他のアルブミン誘導体                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 二二・七%              |
| 四三・〇一 | 毛皮(なめしてないものに限る。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 五・二%               |
| 四四・〇五 | 木材(長さの方向にひいたもの又は平削りし若しくは丸はぎしたもの、更に加工してないものうち、厚さが五ミリメートルを超えるものに限る。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 六・三%<br>三・七%       |
| 四四・〇九 | <p>三 松属、もみ属(カリホルニアレッドファー、グランドファー、ノールファー及びバシフィックシルバーファーを除く。)、とうひ属(シトカスプルスを除く。)、又はからまつ属のもの(厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。)</p> <p>のうち<br/>松属、もみ属又はとうひ属のもの</p> <p>木製のくい(割り又は端をとがせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。)、及びたが材並びにチップウッド、引抜材、チップ状又は小片状のバルブウッド及び食酢製造用又は液体清澄用に適するウッドシェーピング並びに木製の棒(つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので、粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけ、曲げその他の加工をしたものを除く。)</p> <p>一 経木その他これに類する物品及び食酢製造用又は液体清澄用に適するウッドシェーピング並びに木製の棒のうち<br/>木製の棒</p> | 七%                 |
| 四四・一五 | 合板、ブロックボード、ラミンボード、バテンボードその他これらに類する積層木材(ベニヤドパネル及びベニヤドシートを含む)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 五・三%               |

|       |                                                                                                                         |             |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 四四・一七 | <p>む。及び象眼し又は寄せ木した木材のうち<br/>合板のうち<br/>ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの<br/>改良木材(板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る。)</p> | 一六・三%<br>八% |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|

|                                |                                              |    |
|--------------------------------|----------------------------------------------|----|
| 別表第二第一六・〇二号中「一五・六%」を「一〇%」に改める。 | えび(単に水若しくは塩水で煮、又はその後塩蔵し、塩水づけし若しくは乾燥したものに限る。) | 四% |
|--------------------------------|----------------------------------------------|----|

|              |                                              |    |
|--------------|----------------------------------------------|----|
| 別表第二第一六・〇五号中 | えび(単に水若しくは塩水で煮、又はその後塩蔵し、塩水づけし若しくは乾燥したものに限る。) | 四% |
|--------------|----------------------------------------------|----|

|              |                                              |    |
|--------------|----------------------------------------------|----|
| 別表第二第一六・〇五号中 | えび(単に水若しくは塩水で煮、又はその後塩蔵し、塩水づけし若しくは乾燥したものに限る。) | 四% |
|--------------|----------------------------------------------|----|

|             |                                              |    |
|-------------|----------------------------------------------|----|
| 別表第二二〇・〇七号中 | えび(単に水若しくは塩水で煮、又はその後塩蔵し、塩水づけし若しくは乾燥したものに限る。) | 四% |
|-------------|----------------------------------------------|----|

|             |                                              |    |
|-------------|----------------------------------------------|----|
| 別表第二二〇・〇七号中 | えび(単に水若しくは塩水で煮、又はその後塩蔵し、塩水づけし若しくは乾燥したものに限る。) | 四% |
|-------------|----------------------------------------------|----|

|             |                                              |    |
|-------------|----------------------------------------------|----|
| 別表第二二〇・〇七号中 | えび(単に水若しくは塩水で煮、又はその後塩蔵し、塩水づけし若しくは乾燥したものに限る。) | 四% |
|-------------|----------------------------------------------|----|

|             |                                              |    |
|-------------|----------------------------------------------|----|
| 別表第二二〇・〇七号中 | えび(単に水若しくは塩水で煮、又はその後塩蔵し、塩水づけし若しくは乾燥したものに限る。) | 四% |
|-------------|----------------------------------------------|----|

|             |                                              |    |
|-------------|----------------------------------------------|----|
| 別表第二二〇・〇七号中 | えび(単に水若しくは塩水で煮、又はその後塩蔵し、塩水づけし若しくは乾燥したものに限る。) | 四% |
|-------------|----------------------------------------------|----|

|             |                                              |    |
|-------------|----------------------------------------------|----|
| 別表第二二〇・〇七号中 | えび(単に水若しくは塩水で煮、又はその後塩蔵し、塩水づけし若しくは乾燥したものに限る。) | 四% |
|-------------|----------------------------------------------|----|

|             |                                              |    |
|-------------|----------------------------------------------|----|
| 別表第二二〇・〇七号中 | えび(単に水若しくは塩水で煮、又はその後塩蔵し、塩水づけし若しくは乾燥したものに限る。) | 四% |
|-------------|----------------------------------------------|----|

別表第二第三・〇五号中「三三・五五」を「二六・〇〇」に、「四〇・〇〇」を「三〇・〇〇」に改める。  
別表第三第四一・〇二号中「二」その他のもの

二 その他のもののうち

クロムなめしのもの（フルグレン又はグレンスプ）に改める。  
リットで、半なめしのものに限り、以外のもの  
別表第三第五一・〇二号、第五七・一〇号、第六七・〇三号、第六七・〇四号及び第九七・〇二号を削る。

#### 附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第七條の四第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔藤井裕久君登壇、拍手〕

○藤井裕久君 たいだいま議題となりました五法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、法人税法改正案以下三法律案について申し上げます。

法人税法の一部を改正する法律案は、公益法人等及び協同組合等の法人税の負担水準の現況に顧み、これらの法人の各事業年度の所得に対する税率を二割引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

(b) その他のもののうち  
ピーナツバター、ヤングコーンコブ（缶詰、瓶詰）  
又はつば詰のものに限る。及びひじき  
一〇％  
一〇％

に改める。

租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢と現下の

厳しい財政事情に顧み、租税特別措置の整理合理化、利子配当等の課税の適正化等を行うとともに

に、協同組合等の配当課税率の引き上げ及び法人が支払を受ける利子配当等に係る所得税額の控除の特例の新設を行うほか、基盤技術の研究開発及び中小企業の技術基盤の強化に資するための措置を設ける等所要の税制上の措置を講じようとするものであります。

入場税法の一部を改正する法律案は、最近における入場税の負担の状況に顧み、その軽減を図るため、免税点を映画については千五百円から二千円に、演劇、音楽等については三千円から五千円にそれぞれ引き上げようとするものであります。

以上の三案について一括して質疑を行い、法人税法改正案並びに租税特別措置法及び所得税法改正案については参考人からの意見聴取を行いました。その間の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了いたしましたところ、近藤忠孝委員より、入場税法改正案に対し、映画、演劇等の入場税を廃止し、競馬場等の入場税については当分の間存続させる内容の修正案が提出されました。本修正案は、予算を伴うものであり、政府からは反対である旨の意見が述べられました。

次に、三原案及び入場税法改正案に対する修正案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して鈴木和美委員より、法人税法改正案、租税特別措置法及び所得税法改正案の二原案、入場税法改正案に対する修正案に反対、入場税法改正案に賛成、自由民主党・自由国民会議を代表して藤井孝男委員より、入場税法改正案に対する修正案に反対、三原案に賛成、公明党・国民会議を代表して鈴木一弘委員より、法人税法改正案、租税特別措置法及び所得税法改正案の二原案、入場税法改正案に対する修正案に反対、入場税法改正案に賛成、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、法人税法改正案、租税特別措置法及び所得税法改正案の二原案、入場税法改正案に対する修正案に賛成、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員より、法人税法改正案、租税特別措置法及び所得税法改正案の二原案、入場税法改正案に対する修正案に反対、入場税法改正案に賛成の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、法人税法改正案並びに租税特別措置法及び所得税法改正案は多数をもって可決、入場税法改正案につきましては、修正案は賛成少数をもって否決、原案は全会一致をもって可決され、三法律案はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

法人税法の一部を改正する法律案外四件

次に、三原案及び入場税法改正案に対する修正案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して鈴木和美委員より、法人税法改正案、租税特別措置法及び所得税法改正案の二原案、入場税法改正案に対する修正案に反対、入場税法改正案に賛成、自由民主党・自由国民会議を代表して藤井孝男委員より、入場税法改正案に対する修正案に反対、三原案に賛成、公明党・国民会議を代表して鈴木一弘委員より、法人税法改正案、租税特別措置法及び所得税法改正案の二原案、入場税法改正案に対する修正案に反対、入場税法改正案に賛成、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、法人税法改正案、租税特別措置法及び所得税法改正案の二原案、入場税法改正案に対する修正案に賛成、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員より、法人税法改正案、租税特別措置法及び所得税法改正案の二原案、入場税法改正案に対する修正案に反対、入場税法改正案に賛成の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、法人税法改正案並びに租税特別措置法及び所得税法改正案は多数をもって可決、入場税法改正案につきましては、修正案は賛成少数をもって否決、原案は全会一致をもって可決され、三法律案はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、あへん特別会計法廃止法案、関税暫定措置法改正案について申し上げます。

あへん特別会計法を廃止する法律案は、あへん特別会計の現況に顧み、同会計を昭和五十九年度限りで廃止し、同特別会計の権利義務を一般会計に帰属させるとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、特惠関税制度等について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、両案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、関税暫定措置法改正案に反対、あへん特別会計法廃止法案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、あへん特別会計法廃止法案は全会一致をもって、関税暫定措置法改正案は多数をもって、両案はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、関税暫定措置法改正案に対し、附帯決議を付しております。

以上、御報告いたします。（拍手）

率、特惠関税制度等について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、両案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、関税暫定措置法改正案に反対、あへん特別会計法廃止法案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、あへん特別会計法廃止法案は全会一致をもって、関税暫定措置法改正案は多数をもって、両案はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、関税暫定措置法改正案に対し、附帯決議を付しております。

以上、御報告いたします。（拍手）

○議長（木村睦男君） 法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。鈴木和美君。

〔鈴木和美君登壇、拍手〕  
○鈴木和美君 私は、日本社会党を代表して、たいだいま議題になっております五法案のうち、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案について、反対の意見を表明し、討論を行うものであります。

政府は、財政の対立力の回復が緊要な政策課題であるとして、財政改革の強力な推進を掲げ、昭和六十年年度予算においては国債費や地方交付税を除く一般歳出を三年連続して据え置くとともに、国債発行額の一米円の減額を達成したと自画自賛しております。

しかし、その内容は、相も変わらず防衛費を突出させ、収支のつじつまを合わせるために後年度に負担を先送りし、さらには地方公共団体へ負担を肩がわりさせるなど、財政再建とはむしろ逆行する財政運営が行われているのであります。ま

昭和六十年三月二十九日 参議院會議録第十号

法人税法の一部を改正する法律案外四件

三二四

た、国債発行についても一兆円を減額したといいますが、特例公債については、当初の目標よりも大幅に削減を余儀なくされ、七千二百五十億円で終わっているではありませんか。六十一年度以降、毎年度一兆一千五百億円の減額を予定しておりますが、これとも果たして実現できるのか極めて疑問視せざるを得ません。

さらに、五十七年度からは毎年度国債償還の定率繰り入れを停止、我が国固有の減債制度を崩壊させ、国債発行に対する国民の信頼を失わせたのみならず、五十年以来九年間にわたって国民に約束を、法定されてきた特例公債の借りかえ禁止の規定を一方的にほごにして、見合い資産のない特例公債の借りかえを強行し、六十年先まで後世代にその負担を負わせるという暴挙に走ったのであります。

中曽根総理は、今国会の施政方針演説において、「各分野にわたってさらに大胆な改革を進め、次の世代へよりよい日本を引き継ぐために一段と力を尽くす」とことを言明しておりますが、このようない連の政策運営で、一体よりよい日本を次の世代に引き継ぐとでも言うのでしょうか、政府並びに財政当局の猛省を促すものであります。さて、今次税制改革に当たって、政府は税負担の公平化、適正化の推進の観点からその見直しを行ったとしておりますが、実態は、公益法人等あるいは協同組合等の法人税率の引き上げ、利子配当課税の特例制度の存続、さらには実質増税に苦しむ国民の強い願望である所得税減税の見送りなど、その方向はむしろ税負担の不公平の助長拡大であり、安易な財源対策でしかありません。

法人税率については、昨年度、二年間の措置として普通法人一・三％、公益法人等及び協同組合等一％の臨時税率の引き上げを行い、今年度はさらに普通法人との税率格差を正す理由に公益法人等及び協同組合等の税率を二％引き上げています。そこには、協同組合や公益法人等が我が国経済社会に果たしている役割の重要性を認識しよう

とする姿勢は見られないのであります。加えて、二年間の臨時税率についても、財政事情を理由にさらに延長の方向を示唆しているのであります。その一方で、かねてよりその是正が求められていた退職給付引当金の繰入限度額については、財界の強い反対に屈してその改正を見送り、貸倒引当金についても、その法定繰入率の引き下げが政令段階で予定されてはいるものの、その貸し倒れ実績率から見ればまだまだ不十分であります。

さらに、利子配当課税については、三年間凍結してきた非課税貯蓄の限度額管理と課税貯蓄の総合課税を目的とするグリーンカード制を廃止、その代替措置として、実効性の乏しい本人確認による限度額管理とお茶を濁しているだけでなく、三大不公平税制の一つとしてその廃止が求められてきた源泉分離選択課税制度を初めとした利子配当課税特例制度を存続、恒久化することにより、公平な税制確保の必須条件である総合課税化を葬り去っているものであります。今回提案されている非課税限度額管理強化案も、その名寄せの体制が十分整わないものでは、どれほどの効果が期待できましようか。

また、増収措置として、昨年度の法人税の欠損金の繰り戻し還付の二年間停止に続いて、本年度は五年間の措置として法人税における所得税額控除の控除不足額の還付の特例を設けておりますが、この措置によって本来その年度に還付されるべき法人税額がいわば次年度以降に先送りされることになりまして、その影響は中小企業ほど大きいことになりました。

さらに、本措置によって六十年度は増収になるかもしれませんが、次年度以降の法人税率に影響を与えることも否定できません。歳入構造の強化に逆行する措置と言わざるを得ません。このような措置をとる一方で、企業関係の特別措置は隠れた補助金でもあり、この際、その徹底的な見直しを早急に行うことを強く求めています。

今国会において、中曽根総理はシャープ税制以来の抜本的な税制改革を掲げておりますが、今日までの議論を通じて明らかになった点は、総理の目指す税制改革が、財源確保をねらいとした大型開接税の導入意図と、それとの抱き合わせで行おうとする最低税率を引き上げ、最高税率を引き下げるといふ高所得者に有利な所得税減税の方向だけでありまして、どこにどういふ不公平が存在し、どこをどのように簡素化しようとするのか、肝心な部分は何ら国民の前には提示されていないのであります。

さらに、我が国経済は今日着実な歩みを示してはおりますが、それは外需に依存しているのが実態であります。今後、アメリカ経済の成長テンポの鈍化が予想されるもとで、内需主導の経済運営が求められております。にもかかわらず、物価を上昇させ、デフレ効果をもたらす大型開接税を導入することが活性化につながるとも言うのでありましようか、全く矛盾していると言わざるを得ません。

我が国の税収構造は、アメリカを除く先進国の中で直接税のウェイトが高いことから、そのひずみの是正を言いつつも、毎年のように国民が熱望してきた所得税減税については、昨年度、五十二年以降七年度にわたり一度だけ行ったこととあり、それとも酒税、物品税などの既存制度の増税でその財源を賄っているものであります。六十年度においても、野党の強い所得税減税要求にも断固として首を縦に振るうとはしませんでした。

このような実質増税を国民に強いた結果、国民所得に対する国税と地方税を合計した税負担率は、六十年度には二五・二％にも達しまして、昭和二十五年にシャープ税制がしかれて以来最高の水準に達しているものであります。全く遺憾と言わざるを得ません。

国民本位の税制改革を実現するには、まず大幅な所得税減税、それも教育費支出や住宅ローン返済に苦しむ中堅所得者層を中心とした減税を行う

ことが不可欠の前提となるのであります。

今日ほど公平な税制の確立が求められているときはありません。政府が本心から公平、公正な税制改革を目指すなら、これらの格差是正のための方策を早急に確立すべきでありましよう。個人事業者では二十五年に一回、法人でも十年に一回という実調率を高めるためにも、国税職員の大増員はぜひとも必要であります。この点については、本年もまた大蔵委員会において税法改正案の附帯決議の中に盛り込まれておりますが、政府は最大限の努力をすべきことを再度この場で求めています。

まじめな納税者がばかを見ないような公平、公正な税制の確立を強く要望して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(木村睦男君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

まず、法人税法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、入場税法の一部を改正する法律案及びあへん特別会計法を廃止する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。  
次に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。  
本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。  
よって、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第一六 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付を議題といたします。  
まず、委員長(松前達郎君)の報告を求めます。通信委員長(松前達郎君)。

審査報告書  
放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件  
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。  
昭和六十三年三月二十八日  
通信委員長 松前 達郎  
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本件は、放送法第三十七條第二項の規定に基づき、日本放送協会の昭和六十年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。  
これら収支予算等によれば、事業収支は九十六億円の収入超過となっており、このうち八十九億円を債務償還等のため資本収支に繰り入れ、残余の七億円を翌年度の財政安定化財源として繰り延べることにしている。  
また、事業計画においては、テレビ・ラジオ放送網の拡充、衛星放送設備の整備、視聴者意

向に即した番組の刷新、受信料の確実な収納等、営業活動の強化に重点を置いている。  
これら収支予算等は、いずれも同協会の事業運営上妥当なものと認める。  
なお、別紙の附帯決議を行つた。

附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。  
一、放送の不偏不党を堅持し、放送による表現の自由を確保すること。  
二、協会は、厳しい経営環境を踏まえ、一層事業運営の効率化、活性化を図るとともに、受信契約、受信料収納の確保に努め、今後における視聴者の負担増を極力抑制すること。  
三、衛星放送について、その正常な運用が確保できるような全を期するとともに、ニューメディアの導入にあつては、視聴者ニーズに十分配慮し、長期的な経営展望にたつて、計画的かつ効率的に推進すること。  
四、国際間の相互理解の重要性にかんがみ、国際放送について、交付金の増額、受信改善などに積極的な努めるほか、放送番組の国際交流などについても、一層その効果的推進を図ること。  
五、協会は、地域に密着した放送サービスに対する社会的要請に応え、地域放送について、その充実強化のための体制整備を図ること。  
右決議する。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よって国会法第八十三條により送付する。  
昭和六十三年三月二十六日  
衆議院議長 坂田 道太  
参議院議長 木村 睦男殿

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件  
放送法第三十七條第二項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和六十年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会昭和六十年度収支予算、事業計画及び資金計画  
昭和六十年度収支予算

予算総則

第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和六十年度収支予算の収入及び支出を別表収支予算書のとおり定める。  
第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、契約種別及び支払区分に応じ、次の表に掲げるとおりとする。

| 契約種別  | 支払区分 | 月 | 額      | 6か月前払額 | 12か月前払額 |
|-------|------|---|--------|--------|---------|
|       |      |   |        |        |         |
| 普通契約  | 訪問集金 |   | 680円   | 3,280円 | 7,480円  |
|       | 口座振替 |   | 680円   | 3,240円 | 6,380円  |
| カラー契約 | 訪問集金 |   | 1,040円 | 5,580円 | 11,440円 |
|       | 口座振替 |   | 990円   | 5,570円 | 10,880円 |

2 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別措置として、次の表に掲げるとおりとする。

| 契約種別  | 支払区分 | 月 | 額    | 6か月前払額 | 12か月前払額 |
|-------|------|---|------|--------|---------|
|       |      |   |      |        |         |
| 普通契約  | 訪問集金 |   | 540円 | 3,040円 | 5,940円  |
|       | 口座振替 |   | 490円 | 2,780円 | 5,390円  |
| カラー契約 | 訪問集金 |   | 900円 | 5,060円 | 9,900円  |
|       | 口座振替 |   | 850円 | 4,780円 | 9,350円  |

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。  
第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限る。経営委員会の議決を経て、各項目において、相互に流用することができる。ただし、給与については、他の項と相互に流用することができない。  
2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合限り、事業計画



官報(号外)

| 昭 和 60 年 度 収 入 予 算 書 | (単位 千円) |
|----------------------|---------|
| (事業収支)               |         |

| 款    | 項 | 金 | 額           |
|------|---|---|-------------|
| 事業收入 |   |   | 338,084,761 |
| 受交   | 信 | 料 | 327,197,356 |
| 副財   | 金 | 入 | 1,246,843   |
| 雜    | 收 | 入 | 2,087,600   |
| 特    | 收 | 入 | 5,304,962   |
|      | 別 | 入 | 441,000     |
|      | 收 | 入 | 1,307,000   |

[illegible]

事業収支差金の内訳

(単位 千円)

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 資本支出充当            | 8,896,000 |
| 翌年度以降の財政安定のための繰越金 | 700,000   |

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、3,367億7,776万1千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、3,274億5,576万1千円であり、経常収支差金は、88億2,200万円である。

(資本収支)

(単位 千円)

| 款         | 項                                                              | 金 | 額                                                                          |
|-----------|----------------------------------------------------------------|---|----------------------------------------------------------------------------|
| 資 本 收 入   | 事業収支差金受入<br>減価償却受入<br>資産受入<br>貸倒戻立資産戻入<br>放送債券償還積立債券<br>放長期借入金 |   | 8,886,000<br>31,000,000<br>792,000<br>5,440,000<br>6,000,000<br>11,083,000 |
| 資 本 支 出   |                                                                |   | 63,161,000                                                                 |
| 建 設 費 資 出 |                                                                |   | 49,000,000<br>90,000                                                       |

|              |           |
|--------------|-----------|
| 放送債券償還立資産繰入れ | 5,213,000 |
| 放送債券償還金      | 5,440,000 |
| 長期借入金返還金     | 3,418,000 |
| 資本収支差金       | 0         |

## 昭和60年度事業計画

### 1 計画概説

協会は、昭和60年度の事業運営にあたって、新メディア時代における新しい放送の実用化を推進しつつ、放送番組の充実と努めることとするが、一方、協会を取り巻く経営環境は、極めて厳しい状況にある。

このような状況の中で、昭和60年度は、昭和59年度を初年度とする3か年の経営計画の第2年度として、経営全般にわたり、極力業務の合理的、効率的運営を推進し、視聴者の要望にこたえて、放送の全国普及とすぐれた放送の実施に努め、新たな放送の時代における公共放送としての役割を果たすこととする。

(1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも視聴者の要請にこたえて全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、衛星放送の継続に必要な設備の整備を取り進める。ラジオにおいては、中波放送局及びFM放送局の建設を行う。

(2) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公共放送の使命に徹し、国際的視野と社会的連帯感を基調に、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。

なお、これらを通じて放送番組全般の利用促進に努める。

(3) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

(4) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動、視聴者の意向の把握と反映などについて、地域活動を基本として、きめ細かい施策を効果的、効率的に推進する。

(5) 国際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するため、番組の充実刷新を行うとともに、受信の改善に努める。

(6) 調査研究については、新メディアの開発研究と、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率化を一層積極的に推進して、企業能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。

(8) 協会の施設を利用してテレビジョン文字多重放送を行う法人等に対し出資を行う。

### 2 建設計画

建設計画については、新メディアの実用化のための施設の整備に83億1,500万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に117億8,700万円、演奏所の整備に2,000万円、放送番組設備の整備に208億5,900万円、研究設備の整備等に70億1,900万円、総額490億円をもって施行する。

#### (1) 新放送施設整備計画

放送衛星については、衛星放送の継続に必要な設備の整備を取り進める。また、テレビジョン音声多重放送の拡充及び新しい方式によるテレビジョン文字多重放送の実施に必要な設備の整備を行う。

これらに要する経費は、98億1,500万円である。

#### (2) テレビジョン放送網整備計画

大規模な宅地造成による難関及び外国電波混信等に対し、補完的に、8地区にテレビジョン局を建設するほか、2地区の建設に着手する。

また、県域放送のためのテレビジョン局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、59億6,900万円である。

#### (3) ラジオ放送網整備計画

中波放送局については、2局の建設を行うほか、1局の建設に着手する。FM放送局については、3局を建設する。

また、国際放送の受信改善に必要な設備の整備のための負担を引き続き行うほか、老朽の著しいラジオ放送機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、58億1,800万円である。

#### (4) 演奏所整備計画

老朽、狭い地方放送会館の整備を取り進める。

これに要する経費は、2,000万円である。

#### (5) 放送番組設備整備計画

地域放送充実のための放送機器の整備を行うとともに、老朽した放送センターのニュース関係設備の改善整備を取り進めるほか、老朽の著しい番組送出用機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、208億5,900万円である。

#### (6) 研究設備、一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための調査研究設備の整備を行うほか、宿舍の整備等を行う。これらに要する経費は、44億5,700万円である。

#### (7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、25億6,200万円である。

### 3 事業運営計画

#### (1) 国内放送

放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、1日18時間の放送時間により、広く一般を対象とした普遍性ある放送として、ニュース、報道番組の充実、特別企画番組の積極的編成、開発に努める。また、音声多重放送について、放送時間と放送地域の拡充を行うほか、文字多重放送については、新しい方式による放送を開始する。教育放送は、1日18時間の放送時間により、各種教育、教養番組を中心に編成し、夜間の番組の刷新を図る。

ラジオ放送においては、第1放送は、1日19時間の放送時間により、生活情報波としての

役割を強化する。第2放送は、1日18時間30分の放送時間により、一般向け教育、教養番組を刷新し、聴取者の聴取態様に対応した番組の編成を行う。また、FM放送は、1日18時間の放送時間により、その特性を生かした音楽番組を中心に編成し、聴取者の意向にこたえて充実刷新を図る。

地域放送については、総合放送において、放送時間を20分拡充し1日2時間、第1放送において、放送時間を10分拡充し1日2時間30分、FM放送において1日1時間50分の放送時間により実施することとし、地域の特性に即した番組を一層充実して、地域サービスの向上を図る。

衛星放送については、1日18時間の放送時間により、地上波によるテレビジョン番組の同時放送を中心に編成するほか、時差放送等の効果的な編成を行い、衛星放送の普及に資する。放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあわせて、学校教育、社会教育面への利用の促進を図る。

このため、番組関係に要する経費の総額は、612億8,192万9千円である。すなわち、番組制作に551億5,458万3千円、番組の編成企画その他に61億2,734万6千円である。

1 放送施設の運用維持については、新放送施設の整備等による設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、214億555万6千円である。

2 通信施設関係については、前年度73億9,544万6千円に対し、3億9,398万7千円の増額となり、総額77億8,943万3千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度867億8,890万4千円に対し、36億9,301万4千円の増額となり、総額904億7,691万8千円である。

(2) 国際放送

国際放送については、1日40時間の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与することともに、受信の改善に努める。

このため、前年度23億1,928万5千円に対し、2,561万円の増額となり、総額23億4,489万5千円である。

(3) 契約収納

受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努めることとするが、効率的な契約収納活動を行うことにより、前年度858億8,894万5千円に対し、6億5,416万1千円の減額となり、総額852億3,478万4千円である。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の改善に即応した受信サービス活動を展開するとともに、衛星放送など新しい放送の普及に努めることとするが、新幹線障害対策の減等により、前年度13億4,648万円に対し、9,990万5千円の減額となり、総額12億4,657万5千円である。

(5) 広報

公共放送としての協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、協会の事業に対する理解促進を図るための広報活動、視聴者の意向の把握と反映及び放送番組を軸とした視聴者サービスなどについて、地域活動を基本として、きめ細かい施策を効果的、効率的に推進する。

このため、前年度15億7,013万2千円に対し、727万4千円の増額となり、総額15億7,740万6千円である。

(6) 調査研究

調査研究については、視聴者の多様な要望にこたえ、放送の発展を図るため、番組面において、国民生活時間調査、番組視聴状況調査及び意向調査等を行い、技術面において、新しい放送分野の開発研究、カラーテレビジョンの改善研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、前年度36億3,702万7千円に対し、1億7,278万4千円の増額となり、総額38億976万1千円である。

(7) 給与

給与については、適正な水準の維持を図る。

これに要する経費は、総額1,120億188万8千円である。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、社会保険費の増加等により、前年度323億2,488万5千円に対し、4億2,697万2千円の増額となり、総額327億5,135万7千円である。

(9) 一般管理

一般管理については、業務全般にわたり効率化を徹底的に推進して、経費の節減を図ることとするが、施設関係保険料の増加等により、前年度80億9,901万4千円に対し、6億7,769万8千円の増額となり、総額87億7,661万2千円である。

(10) 減価償却費、財務費及び予備費

減価償却費310億円、支払利息、放送債券発行償還経費等の財務費57億3,556万5千円及び予備費25億円を計上する。

(11) 特別収入及び特別支出

特別収入は、固定資産売却益等13億700万円を計上する。

特別支出は、放送事業及び放送事業に関連する事業に従事する者に対して研修を行う法人の設立のための支出4億円、固定資産売却損等6億3,300万円、総額10億3,300万円を計上する。

(12) 事業収支差金

事業収支差金95億9,600万円については、このうち、債務償還等のために88億9,600万円を事業収支差金受入れに計上し、7億円を翌年度以降の収支均衡を図り財政を安定させるための財源として、その使用を繰り延べる。

4 受信契約件数

(1) 普通契約

ア 有料契約見込件数

| 区 分       | 昭和60年度    | 昭和59年度    | 増 | 減       |
|-----------|-----------|-----------|---|---------|
| 年度初頭契約件数  | 1,911,000 | 2,011,000 | △ | 100,000 |
| 年度内新規契約件数 | 360,000   | 375,000   | △ | 15,000  |
| 年度内解約件数   | 460,000   | 475,000   | △ | 15,000  |
| 年度内増加契約件数 | △         | 100,000   | △ | 0       |

1 受信料免除見込件数

| 区  | 分       | 昭和60年度  | 昭和59年度  | 増 | 減      |
|----|---------|---------|---------|---|--------|
| 年度 | 初頭免除件数  | 228,000 | 253,000 | △ | 25,000 |
| 年度 | 内新規免除件数 | 10,000  | 11,000  | △ | 1,000  |
| 年度 | 内解除免除件数 | 36,000  | 38,000  | △ | 2,000  |
| 年度 | 内増加免除件数 | 26,000  | 25,000  | △ | 1,000  |

(2) カラー契約

7 有料契約見込件数

| 区  | 分       | 昭和60年度     | 昭和59年度     | 増       | 減 |
|----|---------|------------|------------|---------|---|
| 年度 | 初頭契約件数  | 28,375,000 | 27,925,000 | 450,000 |   |
| 年度 | 内新規契約件数 | 2,180,000  | 2,106,000  | 74,000  |   |
| 年度 | 内解除契約件数 | 1,600,000  | 1,656,000  | △56,000 |   |
| 年度 | 内増加契約件数 | 530,000    | 450,000    | 80,000  |   |

1 受信料免除見込件数

| 区  | 分       | 昭和60年度  | 昭和59年度  | 増      | 減 |
|----|---------|---------|---------|--------|---|
| 年度 | 初頭免除件数  | 645,000 | 610,000 | 35,000 |   |
| 年度 | 内新規免除件数 | 96,000  | 91,000  | 5,000  |   |
| 年度 | 内解除免除件数 | 58,000  | 56,000  | 2,000  |   |
| 年度 | 内増加免除件数 | 38,000  | 35,000  | 3,000  |   |

(参考1)

有料契約見込総数

| 区  | 分       | 普通契約      | カラー契約      | 契約総数       |
|----|---------|-----------|------------|------------|
| 年度 | 初頭契約件数  | 1,911,000 | 28,375,000 | 30,286,000 |
| 年度 | 内増加契約件数 | 100,000   | 530,000    | 630,000    |
| 年度 | 内増加契約件数 | 1,811,000 | 28,905,000 | 30,716,000 |

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

| 区  | 分       | 普通契約   | カラー契約   | 契約総数    |
|----|---------|--------|---------|---------|
| 年度 | 初頭契約件数  | 23,000 | 210,000 | 233,000 |
| 年度 | 内増加契約件数 | 1,000  | 6,000   | 7,000   |
| 年度 | 内増加契約件数 | 22,000 | 216,000 | 238,000 |

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) 普通契約

| 区  | 分       | 訪問集金      | 口座振替    | 合計        |
|----|---------|-----------|---------|-----------|
| 年度 | 初頭契約件数  | 1,114,000 | 797,000 | 1,911,000 |
| 年度 | 内増加契約件数 | 105,000   | 5,000   | 110,000   |
| 年度 | 内増加契約件数 | 1,009,000 | 802,000 | 1,811,000 |

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

| 区  | 分       | 訪問集金   | 口座振替 | 合計     |
|----|---------|--------|------|--------|
| 年度 | 初頭契約件数  | 23,000 | 0    | 23,000 |
| 年度 | 内増加契約件数 | 1,000  | 0    | 1,000  |
| 年度 | 内増加契約件数 | 22,000 | 0    | 22,000 |

(2) カラー契約

| 区  | 分       | 訪問集金       | 口座振替       | 合計         |
|----|---------|------------|------------|------------|
| 年度 | 初頭契約件数  | 10,420,000 | 17,965,000 | 28,375,000 |
| 年度 | 内増加契約件数 | 965,000    | 1,495,000  | 2,460,000  |
| 年度 | 内増加契約件数 | 9,455,000  | 19,450,000 | 28,905,000 |

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

| 区  | 分       | 訪問集金    | 口座振替  | 合計      |
|----|---------|---------|-------|---------|
| 年度 | 初頭契約件数  | 203,000 | 7,000 | 210,000 |
| 年度 | 内増加契約件数 | 4,000   | 2,000 | 6,000   |
| 年度 | 内増加契約件数 | 207,000 | 9,000 | 216,000 |

5 要員計画

| 区  | 分    | 要員数     |
|----|------|---------|
| 事業 | 運営関係 | 15,795人 |
| 建設 | 関係   | 315人    |
| 合計 | 計    | 16,110人 |

上記の要員数は、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内200人の減員を見込んだものである。

## 1 資金計画の概要

## 2 入金の部

取立債券については、60億円、長期借入金については、110億3,300万円を予定する。

以上により入金額は、総額3,741億9,408万5千円である。

### 3 出金の部

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下記のとおりである。

(単位 千円)

|                |            |            |            |            |
|----------------|------------|------------|------------|------------|
| 長期借入金返還        | 0          | 0          | 3,418,000  | 3,418,000  |
| 出資             | 0          | 90,000     | 0          | 90,000     |
| 放送債券償還積立資産繰入れ  | 0          | 0          | 5,218,000  | 5,218,000  |
| 有価証券購入         | 6,100,000  | 4,450,000  | 3,550,000  | 14,500,000 |
| 支払利息その他の<br>出金 | 1,552,574  | 2,751,905  | 1,360,986  | 8,508,566  |
| 4. 期末資金有高      | 18,288,119 | 18,321,467 | 18,614,728 | 14,608,323 |

放送法(昭和25年法律第182号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の昭和60年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

臣 大 政 郵

日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和60年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適当なものと認める。

なお、協会は、昭和59年度において受言料額の改定を行い、当面、財政基盤の安定を確保したところであるが、受言料収入の伸びがほぼ限界に達している現状において、協会の経営は依然として厳しい状況に置かれていると考える。

協会は、このような現状を深く認識し、事業計画等の実施に当たっては、特に、下記の点に配慮するとともに、長期的展望に立つた事業運営を行うため、ニエーメディア時代に向けて、公共放送機関としての協会の経営の在り方について更に検討を進めるべきである。

譜

2 協会は、視聴者の理解と信頼を得つつ公共放送機関としての役割を果たしてい

意同を効果的に吸収するとともに、その事業運営への反映に十分配慮すること。

脇田は、衛星放送について、これまでの経験を踏まえ、所期の目的が達成されるよう努めることと。

4 協会は、国際放込の重要性にかんがみ、引き続きその受信改善に努めること。

〔松前達郎君登壇、拍手〕

○松前達郎君 たいだいま議題となりました承認案件につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

その概要を申し上げますと、まず、収支予算につきましては、事業収入三千三百八十億九千万

本件は、日本放送協会の昭和六十年度収支予

収支は九十六億円の黒字となっておりますが、このうち八十九億円を債務償還等のため資本収支に繰り入れ、残余の七億円を翌年度以降の財政安定化財源としてその使用を繰り延べることにいたしました。

また、事業計画におきましては、その重点をテレビ・ラジオ放送網の拡充、衛星放送等ニューメディアの実用化、視聴者意向に即した放送番組の刷新、広報・営業活動の積極化、事業運営の効率化などに置いております。

なお、本件には、おおむね適当である旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、放送衛星二号bの打ち上げ体制、ニューメディアの将来展望、国際放送の受信改善と番組の国際交流、技術革新に即応した放送法制の見直しなどの諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わって、討論なく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し、片山基市理事より、放送の不偏不党の堅持、ニューメディアの計画的導入、衛星放送の正常運用の確保等五項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】 過半数と認めます。

○議長(木村睦男君) よって、本件は承認することに決しました。

○議長(木村睦男君) 日程第一七 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を

議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長金丸三郎君。

審査報告書

地方税法等の一部を改正する法律案 右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十年三月二十八日

地方行政委員長 金丸 三郎

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における地方税負担の状況及び地方財政の実情にかんがみ、その負担の公平適正化を図るため、個人住民税均等割の税率の見直し、事業税における新聞業等七事業に係る非課税措置の廃止等地方税における非課税等特別措置の整理合理化を行うとともに、住民負担の軽減及び合理化を図るため、個人事業税の事業主控除額の引上げ、不動産取得税の新築住宅に係る課税標準の特例控除額の引上げ等を行い、並びに固定資産税及び都市計画税の評価替えに伴う負担調整措置を講じ、あわせて自動車取得税及び軽油引取税の税率等の特例措置の適用期限を延長するほか、日本国有鉄道の納付する市町村納付金の特例措置の適用期限を延長する等の所要の改正を行うものである。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用 本法施行に当たって別に費用を要しない。なお、税制改正により昭和六十年度の地方税において三百二十七億円の増収が見込まれる。

附帯決議

政府は、次の事項について善処すべきである。

地方税法等の一部を改正する法律案

一、地方自治の拡充強化を図るため、国、地方間の事務、権限及び税配分の在り方を抜本的に検討し、地方財源の安定確保を図ること。

二、地方税収の安定確保を図るため、事業税の非課税規定の整理、法人事業税において所得課税と外形標準課税の併用等、課税標準の見直しを図るよう所要の措置を検討すること。

三、利子所得等の課税適正化を図るため、源泉分離による所得税の課税が行われているものについては、住民税の課税に関する適切な対応策を検討すること。

四、国民の租税負担の現状にかんがみ、個人住民税減税の促進に努めること。

五、固定資産税の課税について、居住用資産等に係る負担軽減措置を更に検討すること。

六、事業所税については、その課税団体の範囲・使途等を含め所要の検討を行うこと。

右決議する。

地方税法等の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年三月二十六日

参議院議長 坂田 道太

衆議院議長 木村 睦男殿

地方税法等の一部を改正する法律案 地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正) 第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第四号中「場合及び」を「場合並びに」に、「第四十一条の十二第四項」を「第三条の四第四項、第九条の二第四項及び第四十一条の十二第四項」に改め、「第四十二条の四」の下に「及び第六十八条の二」を加え、同項第六号中「第二十九条の五」を「第二十九条の六」に改

め、同項第七号中「第二十九条の五」を「第二十九条の六」に、「二十九万円」を「三十三万円」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 前年の所得の全部が給与所得等以外の所得である者で、前年の合計所得金額が十万円以下であるもの

第二十三条第一項第七号に次のように加える。

ニ 前年中に給与所得等と給与所得等以外の所得とを有する者(前年の合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が十万円未満である者に限る。)

で、前年の合計所得金額が十万円から当該給与所得等以外の所得に係る部分の金額を控除した後の金額の二・三倍に相当する金額を十万円に加算した金額以下であるもの

第二十三条第一項第八号中「前号イからハまで」を「前号イからニまで」に改める。

第三十二条第四項第一号中「四十万円」を「四十五万円」に改める。

第三十四条第一項第三号中「社会保険料をいう」を「社会保険料(租税特別措置法第四十一条の十第二項において社会保険料とみなされる金銭の額を含む。)をいう」に改める。

第三十八条中「五百円」を「七百円」に改める。

第五十三条第四項中「こえる」を「超える」に改め、「租税特別措置法」の下に「第四十二条の六第六項又は」を加える。

第七十二条の四第二項中「左の各号に」を「次に」に改め、第一号から第五号までを削り、第六号を第一号とし、第七号を第二号とする。

第七十二条の十七第三項第一号中「四十万円」を「四十五万円」に改める。

第七十二条の十八第一項及び第二項中「二百二十万円」を「二百四十万円」に改める。

第七十三条の十四第一項中「四百二十万円」を「四百五十万円」に改める。

三三二

昭和六十年三月二十九日 参議院會議録第十号

地方税法等の一部を改正する法律案

第七十三条の二十七の七の次に次の一条を加える。

(外国人留学生の寄宿舎の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第七十三条の二十七の八 道府県は、民法第三十

四条の法人で外国人留学生(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)

第四条第一項第六号に該当する者としての在留資格を認められた者をいう。以下本条にお

いて同じ。)の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とするものが不動産を取得した場合にお

いて、土地の取得にあつては当該取得の日か

ら五年以内に当該土地を外国人留学生の寄宿舎(政令で定めるものに限る。以下本項にお

いて同じ。)の用に供したとき、家屋の取得にあつては当該取得の日から引き続き三年以上当

該家屋を外国人留学生の寄宿舎の用に供したときは、当該土地の取得又は家屋の取得に対

して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 第七十三条の二十七の三第二項から第五項までの規定は、民法第三十四条の法人で外国

人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とするものが不動産を取得した場合にお

ける不動産取得税額の徴収額及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴

収金の還付について準用する。この場合にお

いて、第七十三条の二十七の三第二項中「前項」とあるのは「第七十三条の二十七の八第一項」と、「当該取得の日から二年以内」とあるのは「土地の取得にあつては当該取得の日か

の日から三年以内」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第七十三条の二十七の八第一項」と、「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該

民法第三十四条の法人」と読み替えるものと

する。

第七十三条の二十八の見出し中「又は地方住宅供給公社」を削り、同条第二項中「又は地方住宅供給公社」及び「又は第九号の二」を削り、同

条第二項中「又は地方住宅供給公社」を削り、「行なわれた」を「行われた」に改める。

第百二十二条の二第二項中「第十五条の四」を「第十五条の三」に改める。

第百九十二条第一項第四号中「場合及び」を「場合並びに」に、「第四十一条の十二第四項」を

「第三条の四第四項、第九条の二第四項及び第四十一条の十二第四項」に改め、「第四十二条の四の下に」及び「第六十八号の二」を加え、同項

第六号中「第二十九号の五」を「第二十九号の六」に改め、同項第七号中「第二十九号の五」を

「第二十九号の六」に、「二十九万円」を「三十三万円」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 前年の所得の全部が給与所得等以外の所得である者で、前年の合計所得金額が

十万円以下であるもの

第二百九十二条第一項第七号に次のように加える。

ニ 前年中に給与所得等と給与所得等以外の所得とを有する者(前年の合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が十万円未満である者に限る。)で、前年の合計所得金額が十万円から当該給与所得等以外の所得に係る部分の金

額を控除した後の金額の二・三倍以上に相当する金額を十万円に加算した金額以下であるもの

第二百九十二条第一項第八号中「前号イからハまで」を「前号イからニまで」に改める。

第三百十条第一項の表中「二千円」を「二千五百円」に、「千五百円」を「二千円」に、「千円」を

「千五百円」に改め、同条第二項中「二千六百円、二千円及び千四百円」を「三千二百円、二千六百円及び二千円」に改める。

第三百十三条第四項第一号中「四十万円」を「四十五万円」に改める。

第三百十四条の二第一項第三号中「社会保険料をいう」を「社会保険料(租税特別措置法第四十一条の十第二項において社会保険料とみなされる金額の額を含む。)をいう」に改める。

第三百二十一条の八第四項中「こえる」を「超える」に改め、「租税特別措置法」の下に「第四十二条の六第六項又は」を加える。

第三百四十八条第二項第十一号の四の次に次の一号を加える。

十一の五 自動車事故対策センターが自動車事故対策センター法第三十一条第一項第五号に規定する業務の用に供する固定資産で

政令で定めるもの

第三百四十九条の三第十五項を削り、第十六項を第十五項とし、第十七項から第二十五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十六項中「三分の一」を「二分の一」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項から第三十一項までを一項ずつ繰り上げる。

第三百八十九条第一項中「関係市町村」を「次

に掲げる固定資産について関係市町村」に、「第三百九十三条、第三百九十四条第一項、第三百九十九条、第四百条及び第四百七条第二項において同様とする」を「において同じ」に、「左の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「若しくは配電」を「配電若しくは電気通信」に改める。

第四百四十四条第一項第一号イ中「〇・六キロワット以下のもの」の下に「(ニに掲げるものを除く。)」を加え、同号ロ及びハ中「総排気量」を「二輪のもので、総排気量」に改め、同号に次のように加える。

ニ 三輪以上のもの(自治省令で定めるものを除く。で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの

年額 二千五百円

第五百八十六条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 高度技術工業集積地域開発促進法(昭和五十八年法律第三十五号)第五条第五項に規定する承認(同法第六条第一項に規定する承認を含む。)に係る同法第五条第一項の開発計画において定められた同条第二項第一号に掲げる地域において、当該承認の日から五年以内の期間で政令で定める期間内に、製造の事業又は研究の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用又は研究所用の建物の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを



含む。

第五百八十六條第二項第二十九号中「第二十三号」の下に、「第二十七号の四」を加える。

第七百条の六第五号中「陶磁器製造業」の下に「木材加工業」を加え、「陶磁器の製造工程における焼成の用途」を「製造工程における焼成又は乾燥の用途」とし、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途」に改める。

第七百条の二十一第二項中「第十五条の四」を「第十五条の三」に改める。

第七百一条の三十四第三項第二十五号中「道路運送法」の下に「昭和二十六年法律第八十三号」を加え、同条第四項中「次の各号」を「次に改め、同項第二号中「及び」の下に「当該防火対象物に設置される」を加える。

第七百一条の四十一第一項の表の第十号中「又は購買施設」を削る。

第七百二条第二項中「第十七項又は第三十一項」を「第十六項又は第三十項」に改める。

附則第四條第一項中「昭和四十七年度から昭和六十二年度まで」を「昭和六十二年度以後」に、「限り」を「係る」に改め、「適用については」の下に「当分の間」を加える。

附則第五條第三項中「所得割」を「昭和六十二年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、所得割」に、「昭和四十六年から昭和六十一年までの各年」を「前年」に改める。

附則第八條の二中「租税特別措置法第六十三條第一項」を「第六十三條第一項」に改め、同条を附則第八條の三とし、附則第八條の前の見出しを削り、同条を附則第八條の二とし、附則第七條の次に次の見出し及び一条を加える。

(法人の道府県民税及び市町村民税に係る特例)

第八條 昭和六十年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に、租税特別措置法第四十二條の四第四項第二号に規定する基盤技術開発研究用資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これをその事業の用に供した法人の当該事業の用に供した日を含む事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について同条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により控除された金額がある場合における第二十三條第一項第四号及び第二百九十二條第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「控除前のもの」とあるのは、「控除前のものから、同法第四十二條の四第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により法人税額から控除すべき金額のうち同条第四項第二号に規定する基盤技術開発研究用資産の取得価額に係る部分の金額に相当するものとして政令で定める額を控除した額」とする。

2 租税特別措置法第四十二條の四第三項に規定する中小企業者等の昭和六十年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について同項の規定により控除された金額がある場合における第二十三條第一項第四号及び第二百九十二條第一項第四号の規定の適用につ

いては、これらの規定中「第四十二條の四及び第六十八條の二」とあるのは、「第六十八條の二」とする。

附則第十條第一項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

附則第十條の二に次の一項を加える。

2 住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、住宅・都市整備公団、地方住宅供給公社若しくは家を新築して譲渡することを業とする者で政令で定めるもの又は住宅を新築して譲渡する者で政令で定めるものが新築して売り渡す住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該土地の取得が昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三條の二十四第一項第三号中「一年」とあるのは、「二年」として、同項の規定を適用する。

附則第十一條第二項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同項第一号中「本項」を「第四項まで」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「同法第八條第一項の農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域内にある土地」を「農用地区域内にある土地」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 農業振興地域の整備に関する法律第十三條の二第二項の規定による交換分合により同法第六條第一項に規定する農業振興地域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得(政令で定める土地の取得を除く)に対し

て課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和六十二年三月三十一日までに行われたときに限り、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を価格から控除するものとする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 交換分合によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格(交換分合によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に相当する額(次号において「登録価格」に相当する額という。)

二 当該土地の取得が、農業振興地域の整備に関する法律第十三條の二第二項第一号に掲げる場合に行われる交換分合による農用地区域内にある土地の取得である場合 登録価格等に相当する額又は当該土地の価格の三分の一に相当する額のいずれか多い額

附則第十一條第五項中「日本専売公社の補助」を「日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)附則第十二條第一項の規定による解散前の日本専売公社が作成した計画に基づく補助に相当するものとして自治省令で定める補助」に、「昭和五十八年四月一日から昭和六十年三月三十一日まで」を「昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで」に、「五分の三」を「五分の二」に改める。

附則第十一條の四第一項中「昭和六十年三月三十一日まで」を「昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで」の間に改め、「乗じ

て得た額」の下に「(二)の二に相当する額」を加え、同項ただし書中「附則第十一條第二項から第四項まで」を「第十三項又は附則第十一條第二項若しくは第四項に改め、同条第三項中、並びに附則第十六條第三項及び第四項」及び「(附則第十六條第三項及び第四項において「転用の届出」という。)を削り、同条第二項に規定する中高層耐火建築物(地上階数同項に規定する地上階数をいう。第五項において同じ。)四以上を有するものに限る。」を「中高層耐火建築物主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第二條第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数(政令で定めるところにより計算した地上階数をいう。)四以上を有するものをいう。第五項において同じ。」「に、「特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の施行の日から昭和六十年三月三十一日までの間(同条第三項及び第四項において「指定期間」という。))を「昭和六十年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間」に、「(二)の二」を「(三)の二」に改め、同条第五項中「附則第十六條第二項に規定する」及び「(地上階数四以上を有するものに限る。))」を削り、「同法の施行の日から昭和六十年三月三十一日まで」を「昭和六十年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで」に、「(二)の二」を「(三)の二」に改め、同条第六項中「施設住宅の一部を、附則第十一條の四第五項に規定する施設住宅の一部(以下第七十三條の二十七までにおいて「施設住宅の一部」という。))」に、「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一條の四第五項」を「前条第

一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「同項」に改め、同条第七項中「第十八條第一項第三号」を「第十八條第三号」に、「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同条第八項中「以下」の下に「第七十三條の二十七までにおいて」を加え、同条第九項中「二年」を「三年」に、「昭和六十年三月三十一日まで」を「昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間」に改め、同条第十項中「当該取得の日から二年以内」を「当該取得の日から三年以内」に改め、同条第十一項中「現物出資又は及び」当該出資又はを削り、「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「以下」の下に「第七十三條の二十七までにおいて」を加え、同条に次の二項を加える。

13 道府県は、農住組合法第七條第二項第三号に規定する交換分合により同法第六十條の規定により農住組合の地区とされた同条の区域内にある土地を取得した場合において、当該土地の取得の日から五年以内に当該農住組合が同法第七條第一項第一号に掲げる事業を開始したときは、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から、交換分合によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格(交換分合によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて決定した価

格)に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

14 第七十三條の二十五から第七十三條の二十七までの規定は、前項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三條の二十五第一項中「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一條の四第十三項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該取得の日から五年以内」と、「これら」とあるのは「同項」と、第七十三條の二十六第一項中「第七十三條の二

十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一條の四第十三項」と、第七十三條の二十七第一項中「第七十三條の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一條の四第十三項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替へるものとする。

附則第十二條の二第二項を次のように改める。

昭和六十年度分及び昭和六十一年度分の自動車税に限り、電気を動力源とする自動車で自治省令で定めるものに対する第四百七條第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

| 第四百七條第一項第一号 |         |
|-------------|---------|
| 二万五千元       | 二万四千元   |
| 二万七千五百円     | 二万六千元   |
| 五万四千五百円     | 五万二千元   |
| 八万五千五百円     | 七万七千元   |
| 八万八千五百円     | 七万七千元   |
| 十四万八千五百円    | 十二万九千元  |
| 七千五百円       | 七千元     |
| 八千五百円       | 八千元     |
| 九千五百円       | 九千元     |
| 二万九千五百円     | 二万五千五百円 |
| 三万四千五百円     | 三万円     |
| 三万九千五百円     | 三万四千五百円 |
| 一万八千五百円     | 一万七千五百円 |

## 第四百七十七条第一項第三号

二万五千五百円

一万四千五百円

三万八千円

四万九千円

四万五千五百円

六千円

## 第四百七十七条第一項第四号

五千五百円

附則第十二条の二第二項中「昭和五十九年度分の自動車税に限り、第四百七十七条第三項」を「前項の規定の適用がある場合における第四百七十七条第三項から第五項までの規定の適用については、同条第三項」に改める。

附則第十三条の二を削る。

附則第十五条第四項中「昭和五十九年一月一日」を「昭和六十年一月一日」に改め、同条第七項中「第二十項」を「第十九項」に改め、同条第十一項中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「昭和五十七年一月二日から昭和五十九年一月一日まで」を「昭和五十九年一月二日から昭和六十年一月一日まで」に、「線路設備、電路設備その他の政令で定める構造物」を「停車場設備（乗降場に係る部分に限る。）、線路設備又は電路設備」に改め、「除く。」の下に「以下本項において「停車場設備等」という。」を加え、「当該構造物」を「当該停車場設備等」に、「線路設備」にあつては、当該線路設備を「線路設備又は電路設備」にあつては、当該線路設備又は電路設備に改め、同条第十四項を次のように改める。

14 国際電信電話株式会社が放送法第二条第二号に規定する国際放送に必要な施設を設ける

昭和六十年三月二十九日 参議院会議録第十号

地方税法等の一部を改正する法律案

ため日本放送協会から資金の交付を受け、その資金をもつて昭和六十年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に取得した当該国際放送の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条第五項中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、同条第十八項中「第三百四十九条の三第二十四項」を「第三百四十九条の三第二十三項」に改め、同条第二十項中「第十八条第一項第三号」を「第十八条第三号」に、「昭和五十七年一月二日から昭和五十九年一月一日まで」を「昭和五十九年一月二日から昭和六十年一月一日まで」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同条第二十二項中「昭和五十九年度」を「昭和六十年年度」に改め、同条に次の一項を加える。

29 道路運送法第五十条第一項に規定する自動車道事業者が、新たに営業路線を開業するため又は幅員の拡張若しくは路面の種類の変更をするため、昭和五十九年一月二日から昭和六十四年一月一日までの間に設置した一般自

動車道に係る構造物で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該構造物に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税について、当該構造物に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該構造物に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五の額とする。

附則第十六条第一項及び第二項中「昭和五十九年一月一日」を「昭和六十二年一月一日」に改め、同条第三項中「特定市街化区域農地の所有者等」を「特定市街化区域農地（特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法第二条に規定する特定市街化区域農地をいう。以下次項までにおいて同じ。）の所有者又は特定市街化区域農地について耕作の事業に供するための農地法第二条第七項第二号イに規定する使用収益権を有する者（これらの

者の相続人を含む。次項において「特定市街化区域農地の所有者等」という。）に、「転用の届出」を「同法第四条第一項第五号又は第五条第一項第三号の届出（次項において「転用の届出」という。）に、「指定期間内において」を「昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に」、「十五年度分」を「十年度分」に改め、同条第四項中「指定期間内において」を「昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に」に改め、同条第五項及び第六項中「昭和五十九年一月一日」を「昭和六十年一月一日」に改める。

附則第十七条の見出し中「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」を「昭和六十年から昭和六十二年まで」に改め、同条第四号中「昭和五十六年度課税標準額」を「昭和五十九年度課税標準額」に、「昭和五十六年度に係る」を「昭和五十九年度に係る」に改め、同号イの表を次のように改める。

| (1) (2)に掲げる土地以外の土地                                                                                                                                                                                             | (2) 昭和五十九年度分の固定資産税について昭和六十年改正前の地方税法附則第十八条第一項、                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 昭和五十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該土地が同年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号）による改正前の地方税法（以下「昭和六十年改正前の地方税法」という。）第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に昭和六十年改正前の地方税法第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三第一項本文に定める率を乗じて得た額） | これらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該土地が同年度分の固定資産税について昭和六十年改正前の地方税法第 |

第十九条第一項又は第十九条の四第一項の規定の適用を受ける土地

三百四十九条の三又は附則第十五条の規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

附則第十七条第四号の表を次のように改める。

| (1) に掲げる土地以外の土地                                                                                                                                                       | 昭和五十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (2) 昭和五十九年度分の都市計画税について昭和六十年改正前の地方税法附則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地(昭和五十九年度において都市計画税を課せられかつた土地で同年度において都市計画税を課すべきであつたものとみなした場合においてこれらの規定の適用を受けることとなるものを含む。) | これらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額(当該土地が同年度分の固定資産税について昭和六十年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条の規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額) |

附則第十七条第五号中「昭和五十六年度に」を「昭和五十九年度に」に、「昭和五十六年度課税標準額」を「昭和五十九年度課税標準額」に、「昭和五十七年度分」を「昭和六十年年度分」に改め、同条第六号中「附則第十九条の三第一項」を「附則第十九条の三に」、「これらの規定」を「第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三第一項本文」に、「昭和五十六年度課税標準額」を「昭和五十九年度課税標準額」に、「昭和五十七年度」を「昭和六十年年度」に、「昭和五十九年度」を「昭和六十二年年度」に、「昭和五十八年度」を「昭和六十一年度」に改める。

附則第十八条の前の見出し及び同条第一項中「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」を「昭和六十年年度から昭和六十二年年度まで」に改

め、同条第二項中「当該宅地等が」の下に「当該年度分の固定資産税について」を加え、同項第一号中「昭和五十六年度に」を「昭和五十九年度に」に、「昭和五十七年度」を「昭和六十年年度」に、「昭和五十六年度課税標準額」を「昭和五十九年度課税標準額」に、「昭和五十八年度」を「昭和六十一年度」に、「昭和五十九年度」を「昭和六十二年年度」に改め、同項第二号中「昭和五十七年度」を「昭和六十年年度」に、「昭和五十八年度」を「昭和六十一年度」に、「昭和五十九年度」を「昭和六十二年年度」に改め、同項第三号中「昭和五十八年度」を「昭和六十一年度」に、「昭和五十九年度」を「昭和六十二年年度」に改め、同項第四号中「昭和五十九年度」を「昭和六十二年年度」に改める。

附則第十八条の二第一項及び第二項中「昭和

五十七年度から昭和五十九年度まで」を「昭和六十年年度から昭和六十二年年度まで」に、「昭和五十六年度」を「昭和五十九年度」に改め、同条第三項中「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」を「昭和六十年年度から昭和六十二年年度まで」に改める。

附則第十九条の見出し及び同条第一項中「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」を「昭和六十年年度から昭和六十二年年度まで」に改める。

附則第十九条の三第五項中「昭和五十七年度改正前の地方税法附則第二十九条の七第一項」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第十号)による改正前の地方税法(以下本条において「昭和五十七年度改正前の地方税法」という。附則第二十九条の七第一項)に改める。

附則第十九条の四第一項中「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」を「昭和六十年年度から昭和六十二年年度まで」に、「附則第十九条及び前条の規定にかかわらず、」を「前条の規定により算定した」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、前条第五項に規定する既適用市街化区域農地以外の市街化区域農地で

当該市街化区域農地に係る昭和五十九年度分の固定資産税について昭和六十年改正前の地方税法附則第十九条の三の規定の適用を受け、たもの(前条第三項の規定により昭和五十六年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地のうち、当該みなされた土地に類似する市街化区域農地が当該市街化区域農地に係る昭和五十九年度分

の固定資産税について昭和六十年改正前の地方税法附則第十九条の三の規定の適用を受け、たものである場合における当該みなされた土地を含む。)に係る固定資産税について準用する。この場合において、第一項中「前年度分の固定資産税の課税標準額」とあるのは、「前年度分の固定資産税の課税標準額(当該市街化区域農地のうち、当該年度分の固定資産税額の算定について前条第一項ただし書(同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものにあつては、当該前年度分の固定資産税の課税標準額に当該年度に係る同条第一項の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額)」と、前項中「附則第十九条の四第一項」とあるのは「附則第十九条の四第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)」と、「同項」とあるのは「同条第一項」と読み替へるものとする。

附則第二十二條第一項中「第十九条の四第一項の規定の適用がある」を「第十九条の四の規定の適用を受ける」に、「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」を「昭和六十年年度から昭和六十二年年度まで」に改め、同条第二項中「適用がある」を「適用を受ける」に改める。

附則第二十三條中「第十九条の三又は第十九条の四第一項の規定の適用がある土地」を「若しくは第十九条の四の規定の適用を受ける土地又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第十九条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。以下本条において同じ。)」に、「附則第十九条の四第一項」を「附則第十九条の四」に改める。

附則第二十四条中「第十九条の四第一項の規定の適用がある」を「第十九条の四の規定の適用を受ける」に、「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」を「昭和六十年から昭和六十二年まで」に、「若しくは第十九条の四第一項」を「若しくは第十九条の四」に改める。

附則第二十五条の見出し及び同条第一項並びに附則第二十六条の見出し及び同条第一項中「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」を「昭和六十年から昭和六十二年まで」に改める。

附則第二十七条中「適用がある」を「適用を受ける」に改める。

附則第二十七条の二第二項中「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」を「昭和六十年から昭和六十二年まで」に、「前二条の規定にかかわらず」を「前条の規定により附則第十九条の三の規定の例により算定した」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、附則第十九条の三第五項に規定する既適用市街化区域農地以外の市街化区域農地で当該市街化区域農地に係る昭和五十九年度分の固定資産税について昭和六十年改正前の地方税法附則第十九条の三の規定の適用を受けたもの（附則第十九条の三第三項の規定により昭和五十六年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地のうち、当該みなされた土地に類似する市街化区域農地が当該市街化区域農地に係る昭和五十九年度分の固定資産税について昭和六十年改正前の地方税法附則第十九条の三の規定の適用を受けたものである場合

における当該みなされた土地を含む。）に係る都市計画税について準用する。この場合において、第一項中「前年度分の都市計画税の課税標準額」とあるのは「前年度分の都市計画税の課税標準額（当該市街化区域農地のうち、当該年度分の都市計画税額の算定について前条の規定により附則第十九条の三第一項ただし書（同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定の例によることとされるものにあつては、当該前年度分の都市計画税の課税標準額に当該年度に係る同条第一項の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額」と、前項中「附則第二十七条の二第二項」とあるのは「附則第二十七条の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）」と、「同項」とあるのは「同条第一項」と読み替えるものとする。

附則第二十八条第一項中「第十九条の四第一項の規定の適用がある」を「第十九条の四の規定の適用を受ける」に、「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」を「昭和六十年から昭和六十二年まで」に改め、同条第三項中「適用がある市街化区域農地」を「適用を受ける市街化区域農地（附則第十九条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）」に改め、同条第四項中「土地のうち」の下に「附則第十九条の三の規定の適用を受ける」を加え、「附則第十九条の三又は第十九条の四第一項の規定の適用を受けるものであるかどうか」を「同条第五項に規定する既適用市街化区域農地であるか又は当該既適用市街化区域農地以外の市街化区域農地であるか」に改める。

附則第二十九条の二中「又は第十九条の四第一項」を削る。

附則第二十九条の四第一項中「つき同条」の下に「又は附則第十九条の四」を、「附則第二十七条の下に」又は「第二十七条の二」を加える。

附則第二十九条の五第一項中「又は第十九条の四第一項」を削る。

附則第二十九条の七第一項中「又は第十九条の四第一項」を削り、「附則第十九条の四第一項」を「附則第十九条の三」に改め、同条第二項中「及び第二十七条」を「第十九条の四、第二十七条及び第二十七条の二」に改める。

附則第三十条の二を次のように改める。  
(軽自動車税の税率の特例)

第三十条の二 昭和六十年二月十五日前に軽自動車税の納税義務者が取得した第四百四十四条第一項第一号ニに掲げる軽自動車等に該当するものに対する同号の規定の適用については、当分の間、同号ニ中「二千五百円」とあるのは、「千円」と読み替えるものとする。

2 昭和六十年年度分及び昭和六十一年度分の軽自動車税に限り、電気を動力源とする軽自動車等で自治省令で定めるものに対する第四百四十四条第一項及び前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

| 第四百四十四条第一項第一号 |         | 第四百四十四条第一項第二号 |       |
|---------------|---------|---------------|-------|
| 千円            | 七百元     | 千円            | 七百元   |
| 千二百円          | 千円      | 千円            | 七百元   |
| 千六百円          | 千四百五十円  | 千四百五十円        | 千二百円  |
| 二千五百円         | 二千三百円   | 二千三百円         | 二千二百円 |
| 二千四百円         | 二千二百円   | 二千二百円         | 二千二百円 |
| 三千五百円         | 二千八百五十円 | 二千八百五十円       | 二千二百円 |
| 七千二百円         | 六千五百円   | 六千五百円         | 二千二百円 |
| 三千円           | 二千九百円   | 二千九百円         | 二千二百円 |
| 四千円           | 三千六百五十円 | 三千六百五十円       | 二千二百円 |
| 四千円           | 三千六百五十円 | 三千六百五十円       | 二千二百円 |
| 千円            | 七百元     | 七百元           | 七百元   |

3 前二項の規定の適用がある場合における第四百四十四条第二項及び第三項の規定の適用

については、同条第二項中「前項」とあるのは「前項（附則第三十条の二第一項及び第二項の

規定により読み替えて適用される場合を含む。」と、「同項各号」とあるのは「前項各号(同条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前二項(附則第三十條の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

附則第三十一條の三第一項中「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」を「昭和六十年年度から昭和六十二年年度まで」に改める。

附則第三十一條の四第一項中「市街化調整区域内に所在する土地で当該土地の取得をした日以後十年を経過したものを除く」を「市街化区域内に所在する土地に限る」に改める。

附則第三十一條の五第一項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「附則」を「附則」に、「読み替える」を「第六百一十一條第一項中「使用しようとする場合」とあるのは「使用しようとする場合(附則第三十一條の五第一項の規定により特別土地保有税の課されることとなる年度において当該土地を非課税土地として使用することができなかつたことが災害その他やむを得ない理由によるものである場合に限る。)」と、第六百一十一條第一項中「譲渡しようとする場合」とあるのは「譲渡しようとする場合(附則第三十一條の五第一項の規定により特別土地保有税の課されることとなる年度まで)に当該土地を譲渡することができなかつたことが災害その他やむを得ない理由によるものである場合に限る。)」と読み替える」に改め、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6 市長が前項の確認を行う場合には、特別土地保有税審議会の議を経なければならない。

この場合において、第二項において準用する第六百三十三條の三第一項中「前条第四項」とあるのは「前条第四項及び附則第三十一條の五第六項」と、同条第一項とあるのは「前条第一項及び附則第三十一條の五第五項」とする。

7 第五項の確認を受けた日後の当該確認を受けた土地について、第二項において第六百三十三條の二の規定を準用する場合には、同条第二項ただし書及び第四項ただし書中「同項の確認」とあるのは「同項の確認(附則第三十一條の五第五項の確認を含む。)」と、同条第六項中「第一項の確認」とあるのは「第一項の確認(附則第三十一條の五第五項の確認を含む。)」と読み替えるものとする。

8 第五項後段の規定において準用する第六百一十一條第三項又は第四項の規定により徴収を猶予した税額について、第二項において第六百七十七條第二項及び第六百八十八條第一項第四号の規定を準用する場合には、これらの規定中「第六百一十二條第二項」とあるのは、「第六百一十二條第二項及び附則第三十一條の五第五項」と読み替えるものとする。

附則第三十二條第三項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同条第四項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同条第五項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

附則第三十二條の二中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め

る。

附則第三十三條を削り、附則第三十二條の五を附則第三十三條とする。

附則第三十三條の二第一項中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第五項中「第二十五條の二第六項」を「第二十五條の二第七項」に改める。

附則第三十四條の二第一項中「昭和五十八年度から昭和六十年年度まで」を「昭和六十一年度から昭和六十二年年度まで」に改め、同条第二項中「昭和五十八年度から昭和六十年年度まで」を「昭和六十一年度から昭和六十二年年度まで」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第八項第一号中「附則第三十四條の二第六項」を「附則第三十四條の二第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、租税特別措置法第三十四條の二第二項第三号に掲げる場合に該当することとなつた土地等の譲渡につき前条第一項の規定(同法第三十四條の二第一項の規定の適用により計算される特別控除額の控除に係る部分に限る。)の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は前項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第三十四條の三第一項中「昭和五十八年度から昭和六十年年度まで」を「昭和六十一年度から昭和六十二年年度まで」に、「附則第三十四條第一項各号」を「附則第三十四條第一項第二号」に改め、「同項第一号中「百分の二」とあるのは「百分の一・六」と、同項第二号中「八十万円」とあるのは「六十四万円」とを削り、「課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二に相当する」を「課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二に相当する」に改め、同条第三項中「附則第三十四條第一項各号」を「附則第三十四條第一項第二号」に、「同条第一項各号」を「同条第一項第二号」に、「百分の二」を「百分の一・五」に、「百分の四」を「百分の五」に改め、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」と、「八十万円」とあるのは「百六十万円」と、「六十四万円」とあるのは「百三十六万円」とを削る。

附則第三十五條の二第一項中「昭和六十年年度」を「昭和六十二年年度」に改め、同条第三項第一号中「昭和五十九年十二月三十一日」を「昭和六十年十二月三十一日」に改める。

附則第三十七條第五項中「昭和二十六年政令第三百十九号」を削る。

第二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項の見出し中「昭和五十八年度から昭和六十年年度まで」を「昭和六十一年度から昭和六十二年年度まで」に改め、同項中「昭和五十八

年度から昭和六十年年度まで」を「昭和六十一年度から昭和六十三年度まで」に、「附則第十九条の四第一項」を「附則第十九条の四」に、「当該市街化区域農地に係る同項」を「当該市街化区域農地に係る同条第一項」に、「額とする」を「額(当該市街化区域農地のうち、同項に規定するその年度分の固定資産税額の算定について同法附則第十九条の三第一項ただし書(同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける市街化区域農地については、当該額をその年度に係る同条第一項の表の下欄に掲げる率で除して得た額」とするに改める。

附則第十七項中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改め、同項の表の第六号中「線路設備、電路設備その他の政令で定める構造物」を「停車場設備(乗降場に係る部分に限る。)、線路設備又は電路設備」に改め、「(線路設備)の下に」又は「電路設備」を加える。

(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条 中地方税法第二十三条第一項第四号の改正規定、第二百九十二条第一項第四号の改正規定及び同法附則第八条に一項を加える改正規定を削る。

附則第一条第四号を次のように改める。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第七十三条の十四第一項の改正規定並びに附則第四条第二項及び第三項の規定 昭和六十年七月一日

二 第一条中地方税法第二十三条第一項第四号の改正規定(場合及び)を「場合並びに」に、「第四十一条の十二第四項」を「第三条の四第四項、第九条の二第四項及び第四十一条の十二第四項」に改める部分に限る。及び第二百九十二条第一項第四号の改正規定(場合及び)を「場合並びに」に、「第四十一条の十二第四項」を「第三条の四第四項、第九条の二第四項及び第四十一条の十二第四項」に改める部分に限る。 昭和六十一年一月一日

三 第一条中地方税法第三十四条第一項第三号、第三百十四条の二第一項第三号並びに附則第三十四条の二及び第三十四条の三の改正規定並びに附則第二条第二項及び第五条第二項の規定 昭和六十一年四月一日

四 第一条中地方税法附則第四条第一項及び第五条第三項の改正規定並びに附則第二条第三項及び第五条第三項の規定 昭和六十二年四月一日

(道府県民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。))の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和六十年年度以後の年度分の個人の道府県

民税について適用し、昭和五十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十四条第一項第三号並びに附則第三十四条の二及び第三十四条の三の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和六十年年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法附則第四条第一項及び第五条第三項の規定は、昭和六十二年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和六十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法第五十三条第四項の規定は、昭和六十年四月一日(以下「施行日」という。))以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和六十年以後の年度分の個人の事業税について適用し、昭和五十九年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の四第二項の規定(個人の事業税に関する部分に限る。))は、昭和六十一年以後の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税について適用し、昭和六十年以前年度の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税については、なお従前の例による。この場合において、個人が昭和六十一年一月一日前から引き続き第一条の規定による改正

前の地方税法(以下「旧法」という。))第七十二条の四第二項第一号から第五号までに掲げる事業(以下この条において「旧非課税事業」という。))を行つていたときは、当該旧非課税事業は、同日において新たに開始されたものとみなして、新法の規定中個人の事業税に関する部分を適用する。

3 旧非課税事業を行う個人の昭和六十一年から昭和六十三年までの各年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税の課税標準となる事業の所得は、新法第七十二条の十五、第七十二条の十七、第七十二条の十八及び第七十二条の二十の規定にかかわらず、これらの規定を適用して算定した当該個人の事業の所得から、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額を控除した金額とする。

一 三百五十万円(旧非課税事業に係る所得の金額に相当するものとして政令で定めるところにより算定した金額(以下この項において「算定金額」という。))が三百五十万円に満たない場合は、当該算定金額

二 算定金額の二分の一に相当する金額

4 前項の場合において、当該個人の事業を行つた期間が一年に満たないときは、同項第一号中「三百五十万円」とあるのは、「三百五十万円に当該年において事業を行つた月数を乗じて得た額を十二で除して算定した金額」とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。

5 新法第七十二条の四第二項の規定(法人の事業税に関する部分に限る。))は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用



し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。この場合において、法人が施行日以後最初に開始する事業年度の開始の日から引き続き旧非課税事業を行つてゐるときは、当該旧非課税事業は、当該開始の日において新たに開始されたものとみなして、新法の規定中法人の事業税に関する部分を適用する。

6 旧非課税事業を行う法人の施行日から昭和六十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人の事業税の課税標準となる所得は、新法第七十二条の十四第一項、第七十二条の十五及び第七十二条の二十の規定にかかわらず、これらの規定を適用して算定した当該法人の当該事業年度の所得から、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額を控除した金額とする。

一 三百五十万円（旧非課税事業に係る所得の金額に相当するものとして政令で定めるところにより算定した金額（以下この項において「算定金額」という。）が三百五十万円に満たない場合は、当該算定金額）

二 算定金額の二分の一に相当する金額

7 前項の場合において、当該法人の事業年度が一年に満たないときは、同項第一号中「三百五十万円」とあるのは、「三百五十万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して算定した金額」とする。この場合における月数は、暦に従ひ計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、旧非課税事業を行う個人又は法人に係る事業税の課税標準の算定その他事業税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三条の十四第一項の規定は、昭和六十年七月一日以後の同項に規定する住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同項に規定する住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新法第七十三条の十四第一項の規定は、昭和六十年七月一日前に住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。以下この項において同じ。）をした者が、同日以後、当該住宅の建築後一年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅を増築した場合において、同条第二項の規定により前後の住宅の建築をもつて一戸の住宅の建築とみなされるときにおける当該住宅の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

4 旧法第七十三条の二十八第二項の規定は、施行日前に同条第一項の規定の適用を受ける土地及び同項に規定する旧法第七十三条の二第二項の規定により地方住宅供給公社が不動産取得税の納税義務を負ふこととなる住宅について、施行日以後に地方住宅供給公社から最初に譲渡が行われた場合における当該不動産の取得に対し

て課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法第七十三条の二十八第二項中「前項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方税法第七十三条の二十八第一項」とする。

5 新法附則第十条の二第二項の規定は、昭和五十九年四月一日以後に新築された新法第七十三条の二十四第一項第三号の特例適用住宅に係る土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前に新築された同号の特例適用住宅に係る土地の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和六十年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和五十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十四条の二第一項第三号並びに附則第三十四条の二及び第三十四条の三の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和六十年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法附則第四条第一項及び第五条第三項の規定は、昭和六十二年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和六十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法第三百二十一条の八第四項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村

民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和六十年以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和五十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 昭和五十六年一月二日から昭和五十九年一月一日までの間に設けられた旧法第三百四十九条の三第十五項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 昭和五十七年一月二日から昭和五十九年一月一日までの間に敷設された旧法附則第十五条第十二項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 昭和五十九年三月三十一日までに取得された旧法附則第十五条第十四項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 昭和五十七年一月二日から昭和五十九年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第百二号）の施行の日から昭和六十年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十六条第三項に規定する貸家住宅及び当該期間内に新築された同条第四項に規定する貸家住宅の

敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第七条 昭和六十年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八条第一項、第十九条第一項又は第十九条の四の規定の適用を受ける土地に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八条第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比率課税標準額並びに同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額に就いては、これらの額を当該土地の所有者に通知することにより新法第四百十五条の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、当該土地の新法附則第二十八条第一項の比率課税標準額に係る新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百七条第一項及び新法第四百三十二條第一項の規定の適用については、新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百七条第一項

読み替えて適用される新法第四百七条第一項中「第四百十五條第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等（附則第二十八条第一項の比率課税標準額を含む。以下本項において同じ。）の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号）附則第七条の規定による附則第二十八条第一項の比率課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比率課税標準額」と、「価格若しくは同項の比率課税標準額」とあるのは「同項の比率課税標準額」と、

「価格等」とあるのは「同項の比率課税標準額」と、新法第四百三十二條第一項中「第四百十五條第一項（第四百三十九條第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、又は第四百三十七條第一項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律附則第七条の規定による附則第二十八条第一項の比率課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第七条の規定により読み替えて適用される第四百三十七條第一項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）  
第八条 新法第四百四十四條第一項第一号及び附則第三十条の二第一項の規定は、昭和六十年以後の年度分の軽自動車税について適用し、昭和五十九年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三十条の二第一項に規定する電気を動力源とする軽自動車等に対して課する昭和五十九年度分の軽自動車税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）  
第九条 新法第五百八十六條第二項第一号の二及び第二十九号の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）並びに新法附則第三十一条の三第一項及び第三十一条の四の規定は、昭和六十年以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和五十九年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新法第五百八十六條第二項第一号の二及び第二十九号の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）  
第十条 新法第七百一条の四十一第一項の表の第十号の規定は、施行日以後に行われる新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋（以下この条において「事業所用家屋」という。）の新築又は増築に対して課すべき新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税（以下この条において「新増設に係る事業所税」という。）について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）  
第十一条 新法の規定中都市計画税に関する部分は、昭和六十年以後の年度分の都市計画税について適用し、昭和五十九年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）  
第十二条 旧法附則第十二條の二第一項に規定する電気を動力源とする自動車に対して課する昭和五十九年度分の自動車税については、なお従前の例による。

（狩猟者登録税に関する経過措置）  
第十三条 昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間において狩猟者の登録を受ける者に対して課する狩猟者登録税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）  
第十四条 旧法附則第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される旧法第七百三十三條の四第五項及び第八項の規定による昭和五十九年度分の国民健康保険税の算定については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三十三條第二項の規定により読み替えて適用される旧法第七百三十三條の五の規定による昭和五十九年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。

第十五条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）  
第十六条 第二條の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（次項において「新交納付金法」という。）附則第十五項の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金について適用し、昭和六十年年度分までの国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金については、なお従前の例による。

2 新交納付金法附則第十七項の表の第六号の規定は、昭和五十九年四月一日以後において敷設された同号に掲げる停車場設備（乗降場に係る部分に限る。）、線路設備又は電路設備に係る昭和六十一年三月二十九日 参議院会議録第十号 地方税法等の一部を改正する法律案

昭和六十年三月二十九日 参議院會議録第十号

地方税法等の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 国会議員互助年金法の一部を改正する法律案外一件

三三三

和六十一年度以後の年度分の日本国有鉄道有資産所在市町村納付金について適用する。

3 昭和五十九年三月三十一日までに敷設された第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十七項の表の第六号に掲げる構築物に係る日本国有鉄道有資産所在市町村納付金については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部改正)  
第十八条 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を次のように改正する。

第二条中「又は第十九条の四第一項を削る。」

(日本たばこ産業株式会社法の一部改正)

第十九条 日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第四項中「市街化調整区域内に所在し」を「市街化区域内に所在する土地以外の土地であり」に改める。

(塩専売法の一部改正)

第二十条 塩専売法(昭和五十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第九項中「市街化調整区域内に所在し」を「市街化区域内に所在する土地以外の土地であり」に改める。

(日本電信電話株式会社法の一部改正)

第二十一条 日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第四項中「市街化調整区域内に所在し」を「市街化区域内に所在する土地以外の土地であり」に改める。

〔金丸三郎君登壇 拍手〕

○金丸三郎君 ただいま議題となりました法律案は、個人の住民税について均等割の見直しを行うこと、事業税について新開業等七事業に対する非課税措置の廃止、個人事業税の事業主控除額の引き上げを行うこと、固定資産税、都市計画税について宅地及び農地の評価がえに伴う負担増に対処し所要の調整措置を講ずること、自動車取得税、軽油引取税について税率の特例措置等の適用期限を三年延長すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、住民税、固定資産税負担の軽減、利子所得等に対する課税の適正化等の問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、次いで、日本社会党提出の修正案について提案趣旨の説明が行われました。

討論に入りまして、日本社会党を代表して丸谷委員より、修正案に賛成、原案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して岩上委員より、原案に賛成、修正案に反対、公明党・国民会議を代表して中野委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表して三治委員より、それぞれ修正案及び原案に反対の意見が述べられました。

討論を終局し、採決を行いましたところ、修正案は賛成多数により可決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に對しましては、地方財源の安定確保を図ること等を内容とする附帯決議を付しております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) この際、日程に追加して、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支那図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長長遠藤君。

審査報告書

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年三月二十九日

議院運営委員長 長遠藤 要

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金について、本年四月から基礎歳費月額を六十四万円とする額に改定し、国庫納付金を現行の歳費月額の百分の九・五相当額から百分の九・七相当額に改めるとともに、互助年金額及び納付金の計算の基礎となる歳費月額について限度額を設けることとし、当分の間、現行の歳費月額をもつて限度額とするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する経費は、昭和六十年年度において約千八百八十万円である。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十年三月二十八日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十

号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項中「二百四十八万円」を「二百五十六万円」に、「九百四十八万円」を「九百五十六万円」に改める。

第二十三条第一項中「百分の九・五」を「百分の九・七」に改める。

附則第二十項を附則第二十二項とし、附則第九項から附則第十九項までを二項ずつ繰り下げ、附則第八項の次に次の二項を加える。

9 (互助年金の計算の基礎となる歳費年額の特例)  
昭和六十年四月一日以後に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、当分の間、第九条第二項中「退職当時の議員の歳費年額」とあるのは、「千六百六十二万八千円」とする。ただし、同年三月三十一日以前における議員の歳費年額を基礎としてその年額が計算される互助年金については、この限りでない。

10 (納付金の計算の基礎となる歳費月額の特例)  
第二十三条に規定する納付金については、当分の間、同条第一項中「その歳費月額」とあるのは、「九十六万九千円」とする。

附則に次の二項を加える。

(昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額の特例)

23 昭和四十九年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、昭和六十年四月以降、その年額を、七百六十八万円を退職又は死亡当時の歳費年額とみなし、改正後の国会議員互助年金法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(職権改定)

24 前項の規定による互助年金の年額の改定は、恩給法第十二条に規定する局長が受給者の請求を待たずに行う。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、第十五条の二第一項の改正規定及び次項の規定は、同年七月一日から施行する。(高額所得による互助年金の停止に関する経過措置)

2 改正後の国会議員互助年金法(以下「新法」という。)第十五条の二の規定は、昭和六十年六月三十日以前に受けるべき事由が生じた普通退職年金についても、適用する。

3 新法附則第二十三項の規定の適用を受ける者に係る昭和六十年四月分から同年六月分までの普通退職年金に関する国会議員互助年金法第十五条の二の規定の適用については、同項の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通退職年金の年額に相当する額をもつて普通退職年金の年額とする。

審査報告書

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年三月二十九日

議院運営委員長 遠藤 要

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、北海道開発庁に国立国会図書館支部図書館を設置しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、百四十三万五千円である。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十年三月二十八日

衆議院議長 坂田 道太  
参議院議長 木村 睦男殿

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案  
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中国立国会図書館支部総務庁統計図書館の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部  
北海道開発庁図書館  
北海道開発庁

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(遠藤要君登壇 拍手)

○遠藤要君 ただいま議題となりました両法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案は、昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額を改定し、国庫納付金を歳費月額の百分の九・七相当額に改定するとともに、互助年金額及び納付金の計算の基礎となる歳費月額について限度額を設けることとし、当分の間、現行の歳費月額をもつて限度額とするものであります。

次に、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案は、北海道開発庁に国立国会図書館の支部図書館を設置しようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、いずれも可決すべきものと全会一致をもつて決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(木村睦男君) この際、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件についてお諮りいたします。

議長は、本件につきまして議院運営委員会に諮りましたところ、議席に配付いたしましたとおり参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案とすることの決定がございました。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月三十一日議決)の一部を次のように改正する。

第一条中「二百六十九人」を「二百六十八人」に改める。

## 附則

この規程は、昭和六十年四月一日から施行する。

○議長(木村睦男君) 本規程案に賛成の諸君の起立を求めます。

## 〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本規程案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時六分散会

出席者は左のとおり。

議長 木村 睦男君  
副議長 阿具根 登君

議員 中野 鉄造君 服部 信吾君

|         |         |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 刈田 貞子君  | 坂山 映子君  | 関口 恵造君  | 高平 公友君  | 平井 卓志君  | 藤田 正明君  |
| 大川 清幸君  | 桑名 義治君  | 森下 泰君   | 沢田 一精君  | 山内 一郎君  | 土屋 義彦君  |
| 馬場 富君   | 鶴岡 洋君   | 佐々木 満君  | 後藤 正夫君  | 西村 尚治君  | 初村 滝一郎君 |
| 小西 博行君  | 伊藤 郁男君  | 長谷川 信君  | 成相 善十君  | 松垣 徳太郎君 | 長田 裕二君  |
| 太田 淳夫君  | 矢原 秀男君  | 堀内 俊夫君  | 井上 吉夫君  | 鈴木 省吾君  | 世耕 政隆君  |
| 藤原 房雄君  | 中村 鋭一君  | 夏目 忠雄君  | 坂野 重信君  | 増田 盛君   | 森山 眞弓君  |
| 沖 外夫君   | 中野 明君   | 斎藤 栄三郎君 | 山東 昭子君  | 村上 正邦君  | 野末 陳平君  |
| 三木 忠雄君  | 原田 立君   | 岡田 広君   | 上條 勝久君  | 柳川 覺治君  | 宮島 澁君   |
| 飯田 忠雄君  | 柳澤 鍊造君  | 中村 太郎君  | 遠藤 要君   | 水谷 力君   | 添田 増太郎君 |
| 山田 勇君   | 宮澤 弘君   | 徳永 正利君  | 熊谷 太三郎君 | 田 英夫君   | 出口 廣光君  |
| 杉山 令肇君  | 堀出 啓典君  | 源田 実君   | 加藤 武徳君  | 林 健太郎君  | 藤野 賢二君  |
| 田代 富士男君 | 黒柳 明君   | 植木 光教君  | 岩動 道行君  | 星 長治君   | 松岡 満寿男君 |
| 和田 教美君  | 栗林 卓司君  | 古賀 雷四郎君 | 中山 太郎君  | 大坪 健一郎君 | 前田 勲男君  |
| 柄谷 道一君  | 宮田 輝君   | 大城 眞順君  | 江島 淳君   | 岩上 二郎君  | 谷川 寛三君  |
| 峯山 昭範君  | 多田 省吾君  | 川原 新次郎君 | 田沢 智治君  | 井上 裕君   | 田代 由紀男君 |
| 高桑 栄松君  | 中西 珠子君  | 内藤 健君   | 藤田 栄君   | 森田 重郎君  | 林 寛子君   |
| 田淵 哲也君  | 三治 重信君  | 吉村 眞事君  | 吉川 芳男君  | 藤井 裕久君  | 降矢 敬義君  |
| 鳩山 威一郎君 | 秦野 章君   | 吉川 博君   | 矢野 俊比古君 | 堀江 正夫君  | 増岡 康治君  |
| 二宮 文造君  | 鈴木 一弘君  | 前島 英三郎君 | 佐藤 栄佐久君 | 真鍋 賢二君  | 最上 進君   |
| 白木 義一郎君 | 高木 健太郎君 | 志村 哲良君  | 杉元 恒雄君  | 志苦 裕君   | 坂元 親男君  |
| 藤井 恒男君  | 関 嘉彦君   | 曾根 田郁夫君 | 竹山 裕君   | 中西 一郎君  | 原文 兵衛君  |
| 服部 安司君  | 田中 正巳君  | 名尾 良孝君  | 藤井 孝男君  | 志村 愛子君  | 梶本 又三君  |
| 中山 千夏君  | 木本 平八郎君 | 岡部 三郎君  | 大木 浩君   | 小林 国司君  | 浜本 万三君  |
| 青木 茂君   | 下村 泰君   | 岩本 政光君  | 板垣 正君   | 石本 茂君   | 嶋崎 均君   |
| 山田 耕三郎君 | 秦 豊君    | 井上 孝君   | 下条 進一郎君 | 河本 嘉久蔵君 | 安田 隆明君  |
| 喜屋武 眞榮君 | 青島 幸男君  | 岩崎 純三君  | 大河 原太郎君 | 山崎 竜男君  | 野田 哲君   |
| 石井 道子君  | 石井 一二君  | 伊江 朝雄君  | 遠藤 政夫君  | 小山 一平君  | 梶原 敬義君  |
| 浦田 勝君   | 大浜 方榮君  | 金丸 三郎君  | 亀長 友義君  | 稲村 稔夫君  | 吉川 春子君  |
| 岡野 裕君   | 海江田 鶴造君 | 北 修二君   | 斎藤 十朗君  | 糸久 八重子君 | 久保田 眞苗君 |
| 工藤 万砂美君 | 小島 静馬君  | 山本 富雄君  | 亀井 久興君  | 上野 雄文君  | 本岡 昭次君  |
| 松浦 功君   | 福田 宏一君  | 大鷹 淑子君  | 大島 友治君  | 佐藤 昭夫君  | 近藤 忠孝君  |
| 仲川 幸男君  | 高木 正明君  | 安孫子 藤吉君 | 林 道君    | 鈴木 和美君  | 山田 譲君   |

## 政府委員

厚生政務次官

高橋 辰夫君

(環境庁長官)

石本 茂君

(国土庁長官)

河本嘉久蔵君

(総務庁長官)

後藤田正晴君

自治大臣

古屋 亨君

建設大臣

木部 佳昭君

郵政大臣

左藤 恵君

農林水産大臣

佐藤 守良君

大蔵大臣

竹下 登君

法務大臣

嶋崎 均君

國務大臣

秋山 長造君

小笠原貞子君

市川 正一君

小野 明君

大森 昭君

矢田部 理君

中村 哲君

瀬谷 英行君

小柳 勇君

神谷信之助君

福間 知之君

安永 英雄君

和田 静夫君

松本 英一君

竹田 四郎君

安武 洋子君

内藤 功君

高杉 勉忠君

村沢 牧君

安恒 良一君

大木 正吾君

丸谷 金保君

久保 亘君

山中 郁子君

橋本 敦君

青木 新次君

対馬 孝且君

粕谷 照美君

片山 甚市君

赤桐 操君

立木 洋君

議員派遣中の議員

上田 稔君

下田 京子君

松尾 官平君

議長の報告事項

一昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

上田 稔君

法務委員

上田 稔君

外務委員

嶋崎 均君

大蔵委員

上田 稔君

文教委員

小西 博行君

農林水産委員

栗林 卓司君

商工委員

小笠原貞子君

運輸委員

下田 京子君

建設委員

小笠原貞子君

予算委員

山中 郁子君

議院運営委員

松岡満寿男君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を地方行政委員会に付託した。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第二号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を地方行政委員会に付託した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第二四号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二二号)審査報告書

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)審査報告書

昨二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

加藤 武徳君

嶋崎 均君

法務委員

石本 茂君

松岡満寿男君

柳川 豊治君

河本嘉久蔵君

国会法第四十二

条第二項但書の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定によるもの

|        |                                  |                                  |                                                                      |                                                                      |                                                                            |
|--------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 外務委員   | 園田 清充君<br>安井 謙君                  | 藤田 榮君<br>福田 宏一君                  | 予算委員                                                                 | 辭任<br>馬場 富君<br>野末 陳平君                                                | 補欠<br>黒柳 明君<br>宇都宮徳馬君                                                      |
| 大蔵委員   | 後藤 正夫君                           | 福岡日出磨君                           | 議院運営委員                                                               | 辭任<br>松岡満寿男君                                                         | 補欠<br>園田 清充君                                                               |
| 社会労働委員 | 福岡日出磨君<br>梶木 又三君<br>倉田 寛之君       | 後藤 正夫君<br>志村 哲良君<br>吉村 眞事君       | 環境特別委員                                                               | 辭任<br>高木健太郎君                                                         | 補欠<br>高桑 栄松君                                                               |
| 農林水産委員 | 石井 道子君<br>和田 静夫君                 | 加藤 武徳君<br>対馬 孝且君                 | 農工委員会                                                                | 理事 梶原 敬義君(梶原敬義君の補欠)                                                  | 同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。<br>国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(衆第一三三三) |
| 商工委員   | 山中 郁子君                           | 小笠原貞子君                           | 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。                    | 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。                    | 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。                          |
| 運輸委員   | 辭任<br>吉村 眞事君<br>藤田 栄君<br>小笠原貞子君  | 補欠<br>倉田 寛之君<br>園田 清充君<br>下田 京子君 | 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。<br>あへん特別会計法を廃止する法律案(閣法第五三三) | 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。<br>あへん特別会計法を廃止する法律案(閣法第五三三) | 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。<br>あへん特別会計法を廃止する法律案(閣法第五三三)       |
| 建設委員   | 辭任<br>志村 哲良君<br>福田 宏一君<br>下田 京子君 | 補欠<br>梶木 又三君<br>安井 謙君<br>山中 郁子君  | 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。<br>あへん特別会計法を廃止する法律案(閣法第五三三) | 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。<br>あへん特別会計法を廃止する法律案(閣法第五三三) | 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。<br>あへん特別会計法を廃止する法律案(閣法第五三三)       |



果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第五二号)審査報告書

あへん特別会計法を廃止する法律案(閣法第五三号)審査報告書

三(三)審査報告書

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)審査報告書

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律

本日委員長から次の報告書が提出された。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

(衆第一三三号)審査報告書

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一四号)審査報告書

本日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員長に任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(近く辞任予定の加藤信太郎の後任)

河角 泰助

昭和六十年三月二十九日 参議院会議録第十号 議長の報告事項

昭和六十年三月二十九日 参議院会議録第十号

三三八

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五五 四二(大)  
〒 105

定価  
三三〇円部